

第4章 住宅事業

4-1 区民向け住宅事業

所管課

住 宅 課

1 区民向け住宅の建設、建替え

港区基本計画に基づき、シティハイツ高浜及びシティハイツ車町は建替えを実施中です。

2 中堅所得者向け住宅の転用

中堅所得者向け住宅のあり方を検討し、平成 29 年度から特定公共賃貸住宅シティハイツ港南において、高齢型住戸への転用を開始しました。令和 3 年 3 月 31 日現在、33 戸を転用しています。

3 都営住宅の移管

平成元年に、東京都と 23 区との間で概ね 1 団地 100 戸程度までの都営住宅を区に移管することが合意されました。

区は、平成 6 年のシティハイツ白金を始め、これまで 6 団地を受入れ、区営住宅として管理しています。

4 区民向け住宅の管理

特定公共賃貸住宅・区営住宅・区立住宅の管理は、平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで(株)東急コミュニティーが指定管理者として管理業務を行っています。

○ 区民向け住宅の一覧

	住 宅 名	所 在 地	戸 数 (世帯)	戸 数 (単身)	駐 車 場 区画数	入 居	併 設 施 設 *4	備 考
特定公共賃貸住宅 423 戸	シティハイツ高浜	—	—	—	—	—	—	建替え中
	シティハイツ港南	港南 3-3-17	130(33) *1	—	94 *2	H8.5	特別養護老人ホーム、図書館等	
	シティハイツ竹芝	芝 1-8-23	90	—	30	H10.4	障害保健福祉センター等	
	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	33	20	47 *3	H13.5	都民住宅等	
	シティハイツ神明	浜松町 1-13-1	130	20	40	H20.4	エコプラザ	
区 営 住 宅 264 戸	シティハイツ白金	白金 3-7-9	18	—	—	H6.4 移管	—	
	シティハイツ港南	港南 3-3-17	49	—	94 (再掲)	H8.5	特別養護老人ホーム、図書館等	
	シティハイツ六本木	六本木 6-5-25	26	24	—	H8.2 移管	—	H29.6 建替え竣工
	シティハイツツツ木	赤坂 5-2-50	24	—	—	H11.4 移管	—	
	シティハイツ芝浦	芝浦 3-5-34	50	26	—	H12.4 移管	障害者グループホーム	H26.9 建替え竣工
	シティハイツ第2芝浦	芝浦 3-5-35	27	—	—	H12.4 移管	—	
	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	12	8	47 (再掲)	H13.5	都民住宅等	
	シティハイツ車町	—	—	—	—	H15.5 移管	—	建替え中
区 立 住 宅 147 戸	シティハイツ高輪	高輪 1-16-25	65	—	—	H7.3	総合支所、区民センター、図書館	
	シティハイツ赤坂	赤坂 4-18-13	56	—	25	H8.1	総合支所、区民センター、健康増進センター等	
	シティハイツ港南	港南 3-3-17	26	—	94 (再掲)	H8.5	特別養護老人ホーム、図書館等	

*1 特定公共賃貸住宅シティハイツ港南の戸数は、高齢型住戸33戸を含みます。

*2 シティハイツ港南の駐車場は特定公共賃貸住宅、区営住宅、区立住宅の合計で94区画です。

*3 シティハイツ桂坂の駐車場は特定公共賃貸住宅、区営住宅の合計47区画です。

*4 民設民営施設は、含みません。

5 借上住宅

借上住宅は、区が区内の民間賃貸住宅を借上げて、中堅所得層のファミリー世帯を中心に家賃を軽減して提供している賃貸住宅です。なお、この事業は、令和3年度をもって終了します。

○ 借上住宅の一覧

	住 宅 名	所 在 地	戸数(戸)	間取り	借上期限
借上住宅	ガーデンハイツ六本木	六本木 3-6-15	9	2LDK	R3.11.14
	AKASAKA K MANSION	赤坂 2-15-7	5	2LDK	R4.3.31

6 区民向け住宅の入居者募集

区の指定する指定管理者が、公募計画等に基づき、区民向け住宅等の入居者募集事務を実施しています。

○ 区民向け住宅募集実施状況（令和2年度）

内 容	区 分	募集期間	募集戸数 (戸)	申込者数 (人)	倍率 (平均)
6月区民向け住宅 入居者募集	区営(家族)	6/3~6/12	3	229	76.3
	区営(単身)		3	216	72.0
	区立(家族)		4	32	8.0
	特定公共賃貸(家族)		10	109	10.9
	特定公共賃貸(単身)		1	36	36.0
12月区民向け住宅 入居者募集	区営(家族)	12/2~12/11	1	171	171.0
	区営(単身)		2	151	75.5
	区立(家族)		4	34	8.5
	特定公共賃貸(家族)		3	83	27.6
	特定公共賃貸(高齢型)		2	24	12.0
3月区民向け住宅 入居者募集	特定公共賃貸(家族)	3/3~3/12	2	59	29.5
	特定公共賃貸(単身)		1	27	27.0

○ 都営住宅地元割当募集実施状況（令和2年度）

内 容	区 分	募集期間	募集戸数 (戸)	申込者数 (人)	倍率 (平均)
12月都営住宅地元割当 入居登録者募集	都営	12/2~12/11	4	192	48.0

4-2 建築物耐震診断等の助成

所管課

建築課

建築物の安全性に対する意識を啓発し、災害に強いまちづくりを目指すことを目的として、建築物の所有者が建築物の耐震診断や耐震改修工事を行う場合に、これに要した費用の一部を助成しています。

平成30年4月から、建築物耐震診断等の助成の業務は住宅課から建築課へ移管されました。

1 港区木造住宅耐震診断事業実施要綱

(1) 対象建築物

次の要件に該当する区内の建築物です。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物とします。
- ② 木造の専用又は兼用住宅で、個人が所有しているものとします。
- ③ 2階建て以下で、在来軸組工法の建築物とします。

(2) 助成対象者

建築物の所有者又は居住者(個人に限る)とします。

(3) 診断料

無料

(4) 診断の実施

令和2年度は、一般社団法人港区建築設計事務所協会に委託しました。

2 港区建築物耐震診断助成要綱

(1) 対象建築物

次の要件に該当する区内の建築物です。

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物で、住宅、長屋、下宿、

共同住宅、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所(町会・自治会会館)、災害時協定建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物とします。

(2) 助成対象者

建築物の所有者(区分所有建築物、共有建築物、又は集会所(町会・自治会会館)にあつては、その代表者)とします。

(3) 助成金額

- ① 木造の住宅、下宿の建築物については、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は20万円です。
- ② 木造の長屋、共同住宅、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所(町会・自治会会館)の建築物については、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は24万円です。
- ③ 非木造の住宅、長屋、下宿の建築物については、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は100万円です。
- ④ 非木造の幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所(町会・自治会会館)、災害時協定建築物の建築物については、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は150万円です。
- ⑤ 非木造の分譲マンションについては、耐震診断に要した費用の全額とし、助成限度額は450万円です。
- ⑥ 非木造の賃貸マンションについては、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は300万円です。
- ⑦ 一般緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断に要した費用の3分の2とし、助成限度額は300万円です。

3 港区民間建築物耐震化促進事業実施要綱

(1) 対象建築物

次の要件に該当する区内の建築物です。

【共通要件】

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物で、原則として建築基準法に適合しているものとします。また、当事業の助成金の交付を受けていないものとします。

【個別要件】

- ① 木造の住宅、長屋、共同住宅の場合
 - ア 耐震化基準未滿のもので、上部構造評点I_w値を1.0以上とするために行う耐震改修工事(補強設計を含む)とします。
 - イ 区の「木造住宅耐震診断事業」の診断受託者の判定又は「港区建築物耐震診断助成要綱」に定める機関の評定等を受けていることとします。
- ② 非木造の住宅、長屋、マンション、災害時協定建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物の場合
 - ア 耐震化基準未滿のもので、構造耐震指標I_s値を0.6以上とするために行う補強設計・耐震改修工事とします。
 - イ 「港区建築物耐震診断助成要綱」に定める機関の評定等を受けていることとします。

(2) 助成対象者

前記の対象建築物を所有し、耐震改修工事等を行う者(区分所有建築物、共有建築物にあっては、その代表者)とします。

(3) 助成金額

【補強設計】

- ① 非木造の住宅、長屋は、要した費用の3分の2とし、助成限度額は50万円です。
- ② マンション、災害時協定建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物は、要した費用の3分の2とし、助成限度額は200万円です。

【耐震改修工事】

- ① 木造の住宅、長屋、共同住宅は、補強設計を含み要した費用の2分の1とし、助成限度額は200万円です。
- ② 非木造の住宅、長屋は、要した費用の2分の1とし、助成限度額は300万円です。
- ③ 分譲マンションは、要した費用の2分の1とし、助成限度額は7,000万円です。
- ④ 賃貸マンション、災害時協定建築物は、要した費用の2分の1とし、助成限度額は3,000万円です。
- ⑤ 一般緊急輸送道路沿道建築物は、要した費用の3分の2とし、助成限度額は3,000万円～7,000万円です。

【建替え】

木造・非木造の、個人が所有し自己居住用の一戸建ての住宅は、要した費用の3分の1とし、助成限度額は100万円です。

【建替え・除却】

- ① 分譲マンションは、要した費用の3分の1とし、助成限度額は7,000万円です。
- ② 一般緊急輸送道路沿道建築物は、要した費用の3分の1とし、助成限度額は1,500万円～3,000万円です。

4 港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

(1) 対象建築物

次の要件に該当する区内の建築物です。

- ① 特定緊急輸送道路の沿道建築物(※1)とします。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物とします。
- ③ 原則として、建築基準法に適合している建築物とします。
- ④ 耐震化指針(※2)に適合する事業であることとします。

※1 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」(以下「耐震化推進条例」という。)に定める特定緊急輸送道路に接する沿道建築物で、高さに関する要件に該当するもの。

※2 耐震化推進条例に定める沿道建築物の耐震化の実施についての技術的な指針。

(2) 助成対象者

建築物の所有者(区分所有建築物、共有建築物、又は集会所(町会・自治会会館)にあつては、その代表者)とします。

(3) 助成金額

- ① 耐震診断(平成28年度で終了しました。)
- ② 耐震補強設計、耐震改修工事及び建替え・除却
規模に応じて算出した額以内で、耐震補強設計は最大10分の10、耐震改修工事は最大10分の9、建替え・除却は最大30分の11とします。

5 港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業実施要綱(平成30年11月施行)

(1) 対象工事

- ① 区内の道路(一般の交通の用に供する道を含む)沿いに設けられた安全性を確認できないブロック塀等であること。
- ② 除却をしようとするブロック塀等の高さが前面道路の路面の中心から1.2mを超えること。
- ③ 建築基準法第6条に基づく確認申請による建築確認を受けたものについては、検査済証が発行されるもの(設置工事の場合)。
- ④ 建築物の解体及び建築に伴う除却・設置工事でないこと。
- ⑤ 不動産の譲渡又は売買を目的とするために所有するブロック塀等に係る除却・設置工事でないこと。

(2) 助成対象者

除却・設置工事に係るブロック塀等が存する土地の全部又は一部の所有者で、次のいずれかに該当する方。

- ① 個人
- ② マンション等の管理組合
- ③ 中小企業者(宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者を除く)

(3) 助成金額

- ① 除却工事
6,000円/m以内(除却長さ上限なし)
- ② 除却に伴う新規塀の設置工事
1万円/m以内(除却したブロック塀等の長さが上限)又は設置に要した費用の2分の1の少ない方の額(助成限度額20万円)

6 港区がけ・擁壁改修工事等支援事業実施要綱

【がけ・擁壁改修工事費用助成】

(1) 対象工事

次のいずれにも該当するがけ・擁壁の工事です。

- ① 高さ2mを超える擁壁の新設工事(既存擁壁の築造替えも含む)。
- ② 建築確認又は開発許可とその工事完了検査を受けたもの。

(2) 助成対象者

区内のがけ・擁壁の所有者で、次のいずれかに該当する方。

- ① 個人
- ② マンション等の管理組合
- ③ 中小企業者(宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者を除く)
- ④ 宗教法人、社会福祉法人等

(3) 助成金額

改修工事に要した費用の2分の1とし、助成限度額は500万円(土砂災害(特別)警戒区域内の場合は、5,000万円)です。

【がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣】

(1) 対象物

高さ2mを超えるがけ・擁壁

(2) 派遣対象者

区内のがけ・擁壁の所有者で、次のいずれかに該当する方。

- ① 個人
- ② マンション等の管理組合
- ③ 中小企業者（宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者を除く）
- ④ 宗教法人、社会福祉法人等

(3) 派遣費用

無料

(4) 派遣内容

- ① 上限回数 1年度あたり3回
- ② 派遣時間 1回あたり2時間程度
- ③ 派遣者 一級建築士を有する技術者2名

○ 実績

(単位：件)

事業名 \ 年度		30	元	2	
件 数	木造無料診断	11	4	7	
	建築物耐震診断助成	木造	2	—	—
		非木造	29	9	12
		一般緊急輸送道路沿道	4	2	4
		特定緊急輸送道路沿道	—※3	—	—
	民間建築物耐震化促進・特定(補強設計)	非木造	7	3	1
		一般緊急輸送道路沿道	2	1	2
		特定緊急輸送道路沿道	2	3	—
	民間建築物耐震化促進・特定(改修工事)	木造	2	3	—
		非木造	4	1	4
		一般緊急輸送道路沿道	3	2	1
		特定緊急輸送道路沿道	2	—	1
	民間建築物耐震化促進・特定(建替え・除却)	木造住宅	2	5	2
		分譲マンション	—	1	—
		一般緊急輸送道路沿道	—	2	—
		特定緊急輸送道路沿道	1	1	2
	ブロック塀等除却・設置工事		—	2	—
がけ・擁壁改修工事費用助成		2	3	3	
がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣		—	—	11	

事業が年度をまたがる場合は、完了年度の件数とする。

※3 平成28年度で終了しました。

4-3 分譲マンション等支援

所管課

住 宅 課
建 築 課

1 港区分譲マンション等耐震化支援要綱

(1) 事業の目的

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された区内の分譲マンション及び賃貸マンションに対し、建替え及び耐震改修を検討するための支援を行うことで、建築物の耐震化の促進を図り、安全で住みつけられる街づくりに資することを目的としています。

(2) 内 容

① 耐震アドバイザー派遣

分譲マンションの耐震化を検討する管理組合等に対し、無料で5回まで耐震アドバイザーを派遣する制度です。

※平成 30 年 4 月から、耐震アドバイザー派遣の業務は住宅課から建築課へ移管されました。

○ 実績

年度	30	元	2
件数	4	4	5

② 建替え・改修支援コンサルタント派遣

分譲又は賃貸マンションの建替え及び耐震改修を検討する管理組合等に対し、無料で 10 回までまちづくりコンサルタントに登録されているコンサルタントを派遣する制度です。

○ 実績

年度	30	元	2
件数	21	18	3

③ 建替え・改修計画案等作成費用助成

分譲マンションの建替え及び耐震改修に関する調査及び計画案等の作成に要する費用の一部を、区が助成するものです。

○ 実績

年度	30	元	2
件数	3	0	3

2 都心共同住宅供給事業及び優良建築物等整備事業(港区市街地再開発事業等補助金交付要綱)

地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや土地利用の共同化、高度化を図り、防災性の向上と良質な住宅供給に寄与する事業に対して費用の一部を補助金として交付することにより、市街地環境の整備と良好な市街地住宅の供給を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

3 港区マンション建替法容積率許可要綱

現行の耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)に適合しない分譲マンションの建替えを推進するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 105 条第 1 項の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積で、市街地の環境の整備改善につながる建築計画について、容積率を緩和する制度です。

4-4 港区单身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例

所管課

住 宅 課

1 事業の目的

单身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する基本的事項を定めることにより、良質な单身者向け共同住宅等の整備を促し、もって地域における生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な近隣関係の形成に資することを目的としています。

・平成17年4月

港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の施行

・平成31年3月

港区单身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例の対象建築物に『单身者向け長屋』を追加（令和元年10月1日から施行）

2 内容

(1) 対象建築物

住戸の専用面積 37㎡未満の住戸が7戸以上ある共同住宅（寮、寄宿舎及び下宿を含む。）及び長屋（令和元年10月1日から施行）

(2) 手続等

事前協議を行い、確認申請前に計画書及び設計図書等を提出し、協議を終了します。また、工事が完了したときは、速やかに完了届の提出を求めています。

(3) 建築に関する基準

住戸の専用面積は25㎡以上（商業地域においては、総戸数の2分の1未満の戸数を20㎡以上とすることも可）とし、他に管理人室、駐車施設、駐輪施設、廃棄物保管施設、家族向け住戸の設置、緑化及び周辺的生活環境への配慮等を定めています。

(4) 管理に関する基準

管理人の配置、使用規則等の作成、近隣住民との協議及び維持管理等について定めています。

3 経緯

・昭和59年11月

東京都港区ワンルーム形式集合建築物の建築指針の施行

・平成9年7月

港区ワンルーム形式共同住宅の建築計画に関する指導要綱の施行

4 実績

○ 事前協議件数

年度	30	元	2
件数	22	19	16

1 事業の目的

開発事業に対して、適切な指導をすることにより、住宅の確保と良好な市街地環境の整備を図り、多様な人々がいきいきと暮らせるまちの実現に寄与することを目的としています。

2 内 容

(1) 適用範囲

敷地面積が 500 m²以上又は延べ面積が 3,000 m²以上の建築物に係る開発事業

(2) 住宅等の付置

延べ面積が 3,000 m²以上の場合には、延べ面積の 10%の割合に相当する面積の良質な住宅や生活に便利な施設（以下「生活利便施設等」という。）を付置するよう指導しています。当該開発事業区域内に生活利便施設等を付置できない場合は、条件により特例として港区内の他の場所に建設することが可能です。

(3) 定住協力金

必要な付置面積を満たせない場合には、不足面積と事業規模を考慮の上、定住施策等のための協力金の拠出を要請しています。

(4) 公共施設等の整備

敷地面積が 3,000 m²以上の開発事業については、その地域の状況に合わせた公共施設等の整備を要請しています。

3 経 緯

- ・昭和 60 年 6 月
大規模建築物等の建設計画の事前協議に関する指導要綱施行（平成 3 年 6 月廃止）
- ・平成 3 年 6 月
港区開発事業に係る定住促進指導要綱施行
- ・平成 15 年 6 月
要綱を改正し、付置の選択肢に「生活に便利な施設」を追加
- ・平成 23 年 10 月
要綱を改正し、付置の難易度に応じた係数を設定
- ・平成 28 年 7 月
要綱を改正し、生活に便利な施設の内容を充実

4 実 績

○ 住宅等付置協議

年度	協議の成立 (件)	住宅付置 (件)	新規協議 住戸数 (戸)	生活に便利 な施設 (件)
30	30	13	213	14
元	55	36	1,837	21
2	46	23	927	19

5 現状と今後の取組

区の人口は、大規模な住宅開発等も奏功して一時は 26 万人台に回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人口の減少に転じています。区民が暮らしやすく安心して住み続けられる住環境の形成が求められており、子育て支援施設や高齢者支援施設等を誘導するため、平成 28 年 7 月に要綱を改正し、促進を図っています。今後も開発事業者に対して生活に便利な施設の積極的な設置を要請します。

4-6 マンション管理・修繕等に関する普及・啓発事業

所管課

住 宅 課

分譲マンション支援に関するセミナーの実施

分譲マンションの区分所有者の方等を対象に、
「分譲マンションセミナー」を実施しています。

第1回

- ・開催日 令和2年7月18日(土)
- ・場 所 港区役所
- ・講演テーマ 「一緒に考えようマンション大規模修繕～マンション大規模修繕の基本と事例紹介～」
- ・参加者 29名

第2回

- ・開催日 令和3年2月20日(土)
- ・場 所 オンライン配信
- ・講演テーマ 「最近のトラブル事例(管理組合運営やルール違反者への対応)について～民法改正やコロナウイルス流行の影響はどこまであるのか～」
- ・参加者 21名

4-7 マンション管理・修繕等に関する相談・支援事業

所管課

住 宅 課

1 すまいの専門相談

住まいに関する諸問題の相談に専門的な立場から応じ、必要な指導及び助言を行います。

- ・相談時間 : 午後1時～4時 (1人あたり1時間)
- ・相談場所 : 港区役所 区民相談室

○ 実績

相談名	相談員	実施日	相談件数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
税務相談	税理士	毎週水曜日 (当日先着枠2人分) (事前予約枠1人分)	100	84	77
不動産相談	宅地建物取引士		70	72	53
建築相談 (戸建て・マンション)	建築士	毎月第3火曜日 (予約制)	12	15	7
マンション管理の 法律相談	弁護士	毎月第2第4火曜日 (予約制)	20	28	18
管理組合 運営相談	マンション 管理士	毎月第1火曜日 (予約制)	12	14	11
計			214	213	166

2 分譲マンション等管理支援事業

区内にあるマンションの適正な管理、計画的な修繕を促進するために、管理組合等に対して、管理アドバイザーの無料派遣や劣化診断に要する費用の一部を助成します。

(1) 管理アドバイザー派遣

分譲マンションの適正な維持管理や老朽化対策について、管理組合等に対して管理アドバイザーの派遣を行います。

○ 実績

年度	30	元	2
件数	11	14	5

(2) 劣化診断費用助成

建築後5年以上のマンションについて、コンクリートなどの部材、外壁、設備等の劣化診断に要する費用の一部を、区が助成します。

○ 実績

年度	30	元	2
件数	12	17	12

3 分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成

共用部分の適切な維持管理と管理組合の負担軽減を図り、住環境の向上を目的とし、共用部分の修繕工事を行う際、住宅金融支援機構から借入れ、(公財)マンション管理センターに債務保証委託をした場合に保証料の一部を助成します。

(1) 申込条件

(公財)マンション管理センターに支払った債務保証料額以内で、かつ助成限度額は150万円とします。

申込対象者	分譲マンションの管理組合
申込資格	・住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンによる融資を受けていること。 ・機構融資を受けるにあたり、(公財)マンション管理センターに債務保証を委託していること。
助成額	債務保証料額以内
限度額	150万円

○ 実績

年度	30	元	2
件数	1	3	1

4-8 エレベーター改修の助成

所管課

建築課

1 事業の概要

平成 18 年に発生したエレベーター事故を受けて法制化された安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、耐震対策）の普及を促進するため、平成 28 年に「港区マンションエレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱」を定め、マンションのエレベーターに安全装置等を設置する改修工事の費用の一部を助成してきました。

令和 2 年度から、要綱を「港区エレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱」と改定し、助成対象建築物をマンション以外にも拡充しています。

2 対象工事

区内にある次のいずれかに該当する建築物に設置されているエレベーターに、新たに戸開走行保護装置を設置する改修工事を対象とします。

(1) マンション

共同住宅部分の床面積が建物全体の床面積の 3 分の 2 を超えるものに限りま

(2) 特定建築物

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 18 号に規定する建築物が該当します。

3 助成対象者

建築物の所有者又は管理組合等とします。ただし、2(2)の建築物の助成対象者が法人の場合は、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に限りま

4 助成金額

(1) マンション

助成金額は、改修工事に要した費用の 3 分の 2 を限度とし、各安全装置等の助成上限額及び最大助成率までです。

○ 各安全装置等の助成限度

安全装置等名称	最大助成率 (助成上限額)
戸開走行保護装置	100%(最大 300 万円)
地震時管制運転装置	50%(最大 50 万円)
耐震対策	50%(最大 50 万円)

(2) 特定建築物

助成金額の算定対象となる各助成対象工事費の合計は 611 万円を限度とし、助成金額は各安全装置等の助成上限額及び最大助成率までです。

○ 各安全装置等の助成限度

安全装置等名称	最大助成率 (助成上限額)
戸開走行保護装置	100%(最大 100 万円)
地震時管制運転装置	23%(上限額なし)
耐震対策	23%(上限額なし)

建築物の用途が病院、高齢者・障害者施設の場合、助成率は全ての安全装置等で 3 分の 2 となり、各項目ごとの助成上限額はありま

5 助成実績

○ 助成対象建築物ごとの件数

年度	30	元	2
マンション	45	39	50
特定建築物	-	-	19

第5章 都市計画

5-1 都市計画と都市計画決定

所管課

都市計画課

1 都市計画

都市計画は、現在及び将来の都市機能を確保し、発展の方向を決定していくものであり、地域住民に極めて密着したものとと言えます。

近年、住宅地への業務立地化が進み、土地利用の状況が大きく変化しつつあるなかで、地域特性を生かした土地利用の誘導を図るため、より一層計画的な街づくりを進めることが重要となってきています。

区では、平成29年3月に策定した「まちづくりマスタープラン」に掲げる全体構想と地区別まちづくりの方針に基づき、将来都市像「うるおいある国際生活都市」を目指します。

2 都市計画の決定権者

都市計画の決定は、地方分権一括法により平成12年4月から次の2つに大きく分けられます。

(1) 東京都が決定する都市計画

広域的観点から定めるべきもの（市街化区域や国道・都道など）や根幹的な施設等について定めます。（国の利害に重大な関係がある都市計画は、国土交通大臣と協議をし、同意を必要とします。）

(2) 区が決定する都市計画

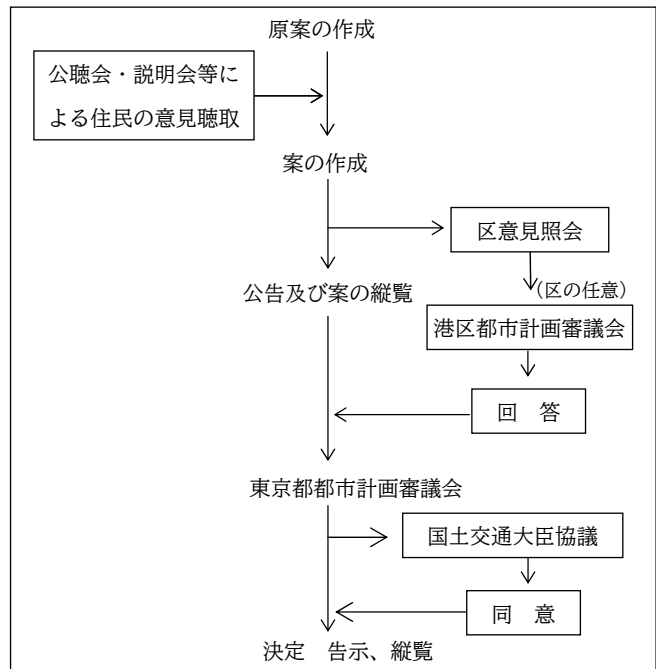
区が決定する都市計画については、都知事と協議をして定めます。

ただし、特別区の場合、都市計画法第87条の3により市町村が定めることのできる都市計画のうち、一定のものについて東京都にその権限が留保されています。

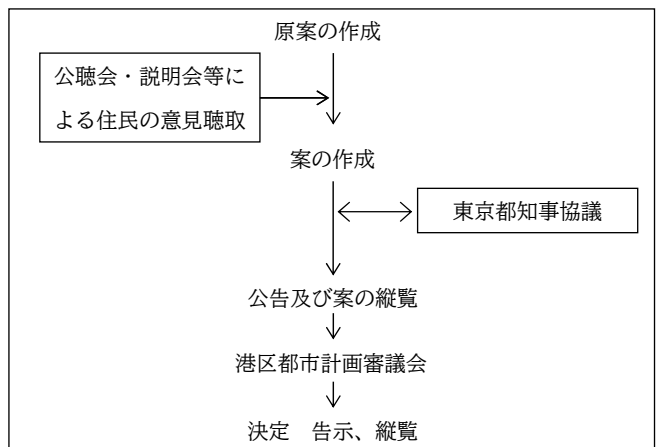
（都市計画決定一覧表参照）

3 決定の手続き

(1) 東京都が決定する都市計画



(2) 区が決定する都市計画



都市計画を立案する場合は、必要に応じて公聴会、地元説明会等を開催します。

さらに、計画案がかたまると、都市計画案の公告をし、2週間一般の縦覧に供します。この期間中に関係住民及び利害関係者は意見書を提出することができます。

○ 都市計画決定一覧表

都市計画の種類		区決定	東京都決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)			●
都市再開発方針等	都市再開発の方針		○
	住宅市街地の開発整備の方針		○
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○
	防災街区整備の方針		○
地域区	用途地域		◎
	特別用途地区	○	
	特定用途制限地域	○	
	特例容積率適用地区		◎
	高層住居誘導地区		◎
	高度地区・高度利用地区	○	
	特定街区	○1ha以下	◎1ha超
	都市再生特別地区		●
	特定防災街区整備地区	○	
	防火地域・準防火地域	○	
	景観地区	○	
	風致地区	○	○10ha以上 ※3
	駐車場整備地区	○	
	臨港地区	○重要港湾以外	●国際戦略港湾 又は国際拠点港湾 ○重要港湾
	歴史的風土特別保存地区		●
	第一種・第二種歴史的風土特別保存地区		●
	緑地保全地域	○	○ ※3
	特別緑地保全地区	○	○10ha以上 ※3
	緑化地域	○	
	(近郊緑地特別保全地区)		(●)
	流通業務地区		○
	生産緑地地区	○	
伝統的建造物群保存地区	○		
航空機騒音障害防止地区		○	
航空機騒音障害防止特別地区		○	
促進区域	市街地再開発促進区域	○	
	土地区画整理促進区域	○	
	住宅街区整備促進区域	○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○	

都市計画の種類		区決定	東京都決定	
遊休土地転換利用促進地区		○		
被災市街地復興推進地域		○		
都 市 施 設	道 路	高速自動車国道・一般国道	●	
		都道	○	
		区道	○	
		自動車専用道路	首都高速道路	●
			上記以外	○
	都市高速鉄道			●
	軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く)		○	
	駐車場		○	
	自動車 ターミナル	一般自動車ターミナル	○	
		その他の自動車ターミナル	○	
	空 港	空港法第4条第1項2号空港		●
		空港法第5条第1項地方管理空港		○
		上記以外の空港	○	
	公 園 緑 地	10ha以上で国が設置		●
		10ha以上で都道府県が設置		○
		その他	○	
	広 場 墓 園	10ha以上で国又は都道府県が設置		○
		その他	○	
	その他の公共空地・運動場		○	
	水 道	水道用水供給事業用		○
		上記以外		◎
	電気・ガス供給施設			◎
	下水道	流域下水道		○
		公共下水道		◎ ※3
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		○	
	産業廃棄物処理施設			○
	上記以外の供給施設・処理施設		○	
	河 川	1級河川		●
		2級河川・運河		○
		準用河川・水路	○	
大学・高等専門学校		○		
上記以外の学校		○		
図書館・研究施設・教育文化施設		○		
病院・保育所・医療施設・社会福祉施設		○		

都市計画の種類		区決定	東京都決定
都市施設	市場・と畜場		◎
	火葬場	○	
	一団地の住宅施設	○	
	一団地の官公庁施設		●
	流通業務団地		○
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○	
	一団地の復興拠点市街地形成施設	○	
	電気通信施設	○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設	○	
	防潮施設	○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	○	○50ha超 ※4
	新住宅市街地開発事業		○
	工業団地造成事業		○
	市街地再開発事業	○	○3ha超 ※4
	新都市基盤整備事業		○
	住宅街区整備事業	○	○20ha超 ※4
	防災街区整備事業	○	○3ha超 ※4
市街地開発事業等 予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○
	工業団地造成事業の予定区域		○
	新都市基盤整備事業の予定区域		○
	区域面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域	○	
	一団地の官公庁施設の予定区域		●
	流通業務団地の予定区域		○
地区計画等 (※5)	地区計画	○	
	(再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	(開発整備促進区を定めるもの)	○	
	防災街区整備地区計画	○	
	沿道地区計画	○	
	(沿道再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	歴史的風致維持向上地区計画	○	
集落地区計画	○		

※1 ◎は区部のみ東京都決定

※2 ●は大臣同意を要するもの

※3 2以上の区市町村の区域にわたるもの

※4 国又は都道府県等施行のもの

※5 地区計画等のうち一定の事項については、知事協議を要しない(令13)

5-2 地域地区

所管課

都市計画課

1 概要

都市は、いろいろな用途や形態の建物が建ち、人口や産業が集中するとともに、あらゆる活動や生活が営まれています。

これらの建物が無計画、無秩序に建つと生活環境が悪化したり、生産・交通・都市施設等に影響を与え、都市機能が混乱し、住みにくく不便な街となります。

そこで、計画的な生活環境の保全や利便の増進を図るため、それぞれの地域にふさわしい土地利用として、建築物の用途や規模（建蔽率・容積率）、形態等を制限するための基本となる用途地域や特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域又は高度利用地区、特定街区などの地域地区を都市計画で定めています。

2 区の基本的な考え方

(1) 用途地域等

地域の特性や土地利用の方針に基づき、適時適切に、用途地域等の見直しを行います。

変更を行う場合には、用途・壁面の位置など必要な事項を地区計画で定めることを原則とします。

(2) 高度地区

住環境の保全を図るため、斜線制限型高度地区を指定します。

また、良好な居住環境と落ち着きある街並みを形成することを目的に、西部エリアに絶対高さ制限を定める高度地区を導入しています。

3 改正経緯等

(1) 用途地域等

都では、昭和48年の都市計画法等の改正による全面改正後、おおむね8年ごとに用途地域の一斉見直しを行っておりましたが、平成14年に「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を定め、原則地区計画を定めることを条件に適時用途地域の変更を行うこととしました。

区においても、平成16年に現行の用途地域等を維持することを基本に、地域地区等の一斉見直しを行い、その後は、この方針に基づき地区計画の決定と合わせて地域地区等の改正を行っています。

なお、都は平成23年に、原則によらず変更を行う必要がある地区もみられることから「地区計画を伴わない用途地域変更の方針」を定めました。対象地区は下記のとおりです。

- ・ 用途地域境界の基準としていた地形地物が変更した地区
- ・ 再開発等促進区を定める地区計画に基づき土地利用転換が完了した地区
- ・ 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区
- ・ 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区
- ・ 建築物の建替えによる不燃化を促進すべき地区

(2) 高度地区

区は、平成26年に「港区建築物の高さのルールに関する基本的な方針」を策定し、周辺への配慮なく建設される中高層建築物を抑制し、良好な居住環境の維持・保全と市街地環境の向上を目指す街づくりを行っていくこととしました。その後、平成27年10月から絶対高さ制限を定める高度地区を導入しています。

4 用途地域等指定面積

○ 市街化区域及び市街化調整区域 (令和3年3月現在)

	面積 (ha)	割合 (%)
市街化区域	1,993.9	98.0
市街化調整区域	40.0	2.0
合計	2,033.9	100.0

○ 用途地域 (令和3年3月現在)

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)	用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	0.1	0.0	田園住居地域	—	—
第二種低層住居専用地域	—	—	近隣商業地域	83.7	4.2
第一種中高層住居専用地域	447.6	22.4	商業地域	624.9	31.3
第二種中高層住居専用地域	100.1	5.0	準工業地域	361.9	18.2
第一種住居地域	162.6	8.2	工業地域	—	—
第二種住居地域	213.0	10.7	工業専用地域	—	—
準住居地域	—	—	合計面積 (ha)	1,993.9	

○ その他地域地区 (令和3年3月現在)

地域地区	面積 (ha)	割合 (%)	地域地区	面積 (ha)	割合 (%)
文教地区 (第一種文教地区) (第二種文教地区)	124.9 (92.3) (32.6)	6.3 (4.6) (1.6)	中高層階住居専用地区 (第二種中高層階住居専用地区) (第三種中高層階住居専用地区)	68.7 (30.5) (38.2)	3.4 (1.5) (1.9)
高度地区 (第一種高度地区) (第二種高度地区) (17m 第二種高度地区) (22m 第二種高度地区) (第三種高度地区) (17m 第三種高度地区) (24m 第三種高度地区) (17m 高度地区) (24m 高度地区) (31m 高度地区) (35m 高度地区) (40m 高度地区) (50m 高度地区) (60m 高度地区)	940.4 (0.1) (—) (209.9) (199.1) (124.9) (10.4) (163.5) (4.9) (3.6) (9.8) (97.8) (62.1) (35.3) (19.0)	47.2 (0.0) (—) (10.5) (10.0) (6.3) (0.5) (8.2) (0.2) (0.2) (0.5) (4.9) (3.1) (1.8) (1.0)	特別工業地区 高層住居誘導地区 高度利用地区 特定街区 都市再生特別地区 防火地域 防防火地域 風致地区 (第二種風致地区) 駐車場整備地区 臨港地区	23.4 9.3 34.9 11.8 39.2 1,218.8 775.1 77.2 (77.2) 205.0 69.8	1.2 0.5 1.8 0.6 2.0 61.1 38.9 3.9 (3.9) 10.3 3.5

※ その他地域地区の割合は、用途地域指定面積に対する割合です。

端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

5-3 開 発 許 可 制 度

所 管 課

開 発 指 導 課

1 開発許可制度の趣旨

昭和30年代に始まった経済の発展に伴う産業構造の変化は、全国的に産業と人口の都市への集中を引き起こし、広範な都市化現象が進行しました。特に大都市周辺部は、この現象が著しく、無秩序な市街地の拡散により、道路も排水施設もない不良市街地が形成されました。この結果、地方公共団体は、後追いの公共施設の整備を求められ、きわめて非効率な整備を余儀なくされました。

こうした弊害を除去し、健康的で文化的な生活を確保するため、昭和43年に制定された都市計画法では、都市及びその周辺部を、おおむね10年以内に市街化を促進する地域としての市街化区域と、当面の間市街化を抑制する地域としての市街化調整区域に区分し、段階的かつ計画的に市街化を図っていくこととしました。開発許可制度は、このような市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画等を担保するものとして創設されました。

市街化区域及び市街化調整区域においては開発行為を許可制とし、開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域内は一定のものを除き、開発行為を行わないこととしました。

2 開発許可と区における指導

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

ここでいう「区画の変更」とは、道路、河川、法定外公共物等の廃止、変更又は新設により一団の土地利用形態を変更することであり、「形質の変更」とは、土地の造成又は宅地以外の土地を宅地にする行為をいいます。

「開発許可」とは、この行為を500㎡以上の土地で行う場合に、区長の許可が必要となることをいいます。

開発許可に際しては、その土地利用計画が道路、下水道、消防水利等の公共施設の整備基準に適合している必要があります。区は、街づくり推進の一助として、開発行為を適切に規制、誘導し、安全で快適な都市基盤整備を実現するため、関連各部署と連携して指導を行っています。

○ 開発許可等件数

種 別	年 度	30	元	2
開 発 許 可 等 (件)		14	10	12
開 発 許 可 (件) (開 発 行 為 同 意 も 含 む)		5	4	6
変 更 許 可 (件) (開 発 行 為 変 更 同 意 も 含 む)		9	6	6
地 位 の 承 継 の 承 認 (件)		0	0	0
開 発 登 録 簿 写 し 交 付 (件)		454	414	362

開発許可一覧表

(平成30年度～令和2年度)

※各年度に許可した物件の件数及び概要です。
29以前は29年度時点で未完了の案件を記載

年度	No.	開発区域の地名・地番	開発区域の面積 (㎡)	備考
参考 29 以前	1	港区西麻布三丁目19番22外	1,113.21	H28地位承継 H30変更許可
	2	港区高輪一丁目407番1の一部外	1,097.04	H30変更許可
	3	港区芝公園一丁目2番2外	3,711.98	H29変更許可
	4	港区赤坂四丁目118番外	2,042.62	H29地位承継 H30変更許可
	5	港区白金二丁目13番1外	7,671.99	H30変更許可
	6	港区虎ノ門三丁目32番11の一部外	25,085.40	R元 変更許可
	7	港区虎ノ門二丁目103番1外	23,731.36	H30変更許可
	8	港区新橋四丁目1番1外	1,523.96	H30変更許可
	9	港区南青山五丁目14番2外	5,371.50	
	10	港区北青山三丁目129番2外	18,900.24	R元 変更同意
	11	港区六本木一丁目113番16外	1,781.90	R元 変更許可
	12	港区六本木一丁目105番	2,069.60	H30変更許可
	13	港区海岸三丁目8番10外	629.42	R元 変更許可
	14	港区南青山七丁目9番外	2,529.30	R2 変更許可
30	1	港区西麻布四丁目32番1の一部外	1,412.43	R2 変更許可
	2	港区虎ノ門三丁目112番1外	1,335.26	R2 変更許可
	3	港区白金五丁目120番2の一部外	8,116.57	
	4	港区赤坂九丁目142番10外	13,775.59	R元 変更同意
元	1	港区虎ノ門四丁目20番5	1,941.37	R2 変更許可
	2	港区赤坂二丁目1712番1外	16,221.80	R2 変更許可
	3	港区新橋四丁目9番1外	2,242.71	
	4	港区芝浦一丁目1番1外	47,521.01	R2 変更許可
2	1	港区高輪一丁目701番2外	2,382.17	
	2	港区白金四丁目464番1	2,450.58	
	3	港区虎ノ門三丁目208番外	2,517.21	
	4	港区西新橋三丁目201番1の一部外	1,031.33	
	5	港区三田一丁目37番4外	954.69	
	6	港区南青山四丁目372番の一部外	722.97	

5-4 都市計画施設

所管課

都市計画課

1 道路

道路は、輸送機能、日常生活圏の連絡機能などのほかに、供給処理施設の収容空間・防災・環境保持・環境衛生等のうえから多目的な機能をもち、その果たす役割は極めて重要です。

また、都市計画道路は次のように分類されています。

- (1) 自動車専用道路
- (2) 幹線街路
(放射街路、環状街路、補助線街路)
- (3) 区画街路
- (4) 特殊街路
(歩行者専用道・新交通専用道)

2 都市高速道路

自動車交通の混雑緩和、一般平面街路からの通過交通の排除等を図るために、一般平面街路とは分離された、平面交差のない自動車専用道路です。

3 交通広場（駅前広場）

主要駅前の交通混雑緩和及び人々のふれあいの場の確保を目的として計画されています。

4 都市高速鉄道・新交通システム

都市高速鉄道は、都市活動を支える重要な大量輸送の交通機関です。利用者の需要や拠点間の連絡、他の交通機関との接続などを考慮して計画されています。

新交通システムは、都市高速鉄道の中でも鉄道とバスの中間的な輸送力を持った交通機関で、都市交通の増大と多様化に対応するうえで、必要性が高まっています。新交通システムには、デマンドバス（無軌道運行システム）、動く歩道などがあります。

東京臨海新交通「ゆりかもめ」は、都心部と臨海副都心を結ぶ新交通システム（ガイドウェイ・中量軌道輸送システム）で、高架の軌道上をゴムタイヤの車両で走り、コンピューター制御によって自動走行化されています。

5 自動車駐車場・自転車駐車場

自動車駐車場は円滑な道路交通を確保すること、自転車駐車場は放置自転車の解消を図ることを目的に、それぞれ計画されています。

6 自動車ターミナル

定期・不定期の長・中距離バス運行の発着を集約し、交通の円滑化と輸送効率を高める目的で計画されたものです。

7 公園・緑地

公園・緑地は、区民の快適でうるおいのある街づくりにはなくてはならない都市空間です。

特に近年では、防災機能や、環境保全機能、風格ある都市景観の形成など多様な面から再認識されています。

8 墓園

墓園は、周囲に及ぼす影響や緑地等を考慮して集合させた墓地です。

9 河川・運河

近年、都市化の進展により、台風や集中豪雨時には河川があふれ、道路が冠水するなど都市型水害が頻発するようになりました。

こうした災害から区民を守るため、各種の河川及び運河を都市施設として位置付け、改修事業等が行われています。

10 下水道

下水道は、都市の汚れた水をまとめて衛生的に処理し、河川等の水質を保全するとともに、雨水を速やかに排除するための施設で、都市にとって欠かすことのできないものです。

11 地域冷暖房施設

地域冷暖房施設は、1か所あるいは数か所の熱供給プラントから、地域内にある多くの建物や施設に蒸気、冷水などの形で熱を供給するシステムです。従来の個々の建物を単位とした冷暖房とは異なり、省エネルギーや環境への負荷の低減に役立っています。

12 市場・と畜場

市場は、卸売市場法に基づいて開設された衛生的・能率的な施設の下で、公正な取引により水産物、野菜、果実、食肉、生鮮食品の卸売をする目的で計画されます。

と畜場は、食肉を供給するための解体施設で、現在は、中央卸売市場の食肉市場と一体で運営されています。

5-5 風致地区の許可

所管課

開発指導課

1 目的

風致地区は、都市における風致を維持するために、都市計画で定められる地域地区の一つです。風致とは、樹林地や水辺地など自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のことで、風致地区内での一定の行為に対して、許可を必要とすることにより、風致の維持を図っています。

平成 25 年の条例制定権限の一部移譲に伴い、港区風致地区条例を制定し、平成 26 年から 2 以上の区にまたがらない芝の風致地区は、この条例が適用されることになりました。

また、平成 26 年から、東京都風致地区条例の改正により、区内全ての風致地区で、規模に関係なく区が許可を行うことになりました。

2 経緯

大正 8 年に制定された旧都市計画法において、風致地区制度が創設されました。大正 15 年には、明治神宮内外苑付近が日本初の風致地区に指定され、全国各地に広がりを見せました。昭和 26 年には弁慶橋と芝が指定され、区内の風致地区は 3 地区となりました。

東京都は、昭和 45 年に東京都風致地区条例を制定し、指定された地区内における建築物等の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について、条例で必要な規制を行い、これまで風致を維持保存してきました。平成 12 年以降は、一定規模以下の行為に対する許可権限が区に委譲され、規模に応じて東京都と区で許可をしてきました。

3 許可が必要な行為

風致地区内において、次の行為を行う場合は、あらかじめ許可を受けることが必要です。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

○ 風致地区内における行為の許可件数

年度	30	元	2
許可件数(件)	8	10	4

○ 区内の風致地区と適用条例

名称	指定年月日	面積(ha)	適用条例
明治神宮内外苑付近(港区、新宿区、渋谷区)	大正 15.9.14	約 274.0	東京都風致地区条例
弁慶橋(千代田区、港区、新宿区)	昭和 26.12.17	約 31.0	
芝(港区)	昭和 26.12.17	約 47.7	港区風致地区条例

第6章 公共施設の管理・整備

<p>6-1 道路の管理</p> <p>(1) 道路管理</p>	<p>所管課</p>	<p>土木管理課</p>
<p>1 道路及び通路等</p> <p>道路は、通行機能のほか、電気、通信、ガス、水道、下水道といったインフラ施設の収容空間、災害時の避難、救護空間及び都市景観を創造する環境空間など、多様な機能を担っており、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。</p> <p>この道路の管理や整備等について規定した法律が道路法です。</p> <p>通常、だれもが通行できる道を道路と呼んでいます。これら全てに道路法が適用されているわけではありません。</p> <p>道路には、国や地方公共団体などの行政主体が管理するものその他のものがあり、前者を公道、後者を私道と呼んでいます。道路法の適用を受ける道路は、だれもが通行できる公道で、トンネル、橋等道路と一体となってその効用を全うする施設とガードレールなどの附属物等を含んでいます。</p> <p>種類には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（特別区道）の4種類があります。このいずれに属するかにより、道路の管理主体が決まります。</p> <p>区は、東京23区内において市町村道にあたる特別区道を管理しています。</p> <p>また、港区有通路条例による区有通路及び法定外公共物管理条例による法定外公共物についても管理を行っています。</p> <p>2 特別区道</p> <p>区が道路を特別区道として管理するためには、道路法の定めるところにより、次の手続きが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会の議決を経て路線の認定を行います。 (2) 道路の区域を決定します。 (3) 必要な工事を行い、道路としての形態を整備します。 	<p>(4) 供用を開始します。</p> <p>この供用開始の手続きにより道路法の規定が全面的に適用されることとなります。なお、道路法上の道路は、敷地所有権等の権原の取得が必要です。</p> <p>また、付近の交通実情や沿道地域の状況の変化等により、道路として存置する必要がなくなった場合は、路線の廃止や変更を行うことがあります。</p> <p>〔路線の主な認定基準〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 路線が系統的で、交通上重要であること。 ② 原則として、起終点が公道に連絡していること。 ③ 原則として、幅員が4.0m以上あること。 ④ 道路の形状が良好であること。 ⑤ 原則として敷地及び工作物の所有権等を取得できること。 <p>3 区有通路</p> <p>区内にある私道の中には、公道と同様の利用実態があっても、幅員が狭い等により特別区道として認定できないものがあります。このうち、港区有通路条例第5条の設置基準に該当し議会の議決を経て設置したものが区有通路です。</p> <p>区は、土地所有者から寄付によりその敷地所有権を取得した上で通路として開放します。</p> <p>現在8通路を設置しており、特別区道と同様の維持管理を行っています。</p> <p>〔設置基準〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 幅員が2.7m以上あること。 ② 起終点が公道と直接接続していること。または幅員が4.0m以上あり起点若しくは終点が公道に直接接続していること。 ③ 敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。 	

4 法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、平成16年4月1日施行の港区法定外公共物管理条例によりこれを管理しています。

水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきましたが、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、その機能は道路の中に取り込まれて通路状となり、一般の交通に供されている場所が多くなっています。

○ 港区管理現況

(令和3年4月1日現在)

区 分	特別区道	区有通路	法定外公共物	
			道路形状	水路形状
延長 (m)	219,506	490	6,074	1,248
面積 (㎡)	1,845,477	2,128	16,139	2,562

5 道路台帳

道路台帳は、道路管理者が管理する道路について、基本的事項を記載したものです。道路及びその沿道については、公法上の規制が働くので、利害関係を有する人々に対して、道路の幅員や公益事業者の道路埋設物などの占用物件等の基礎的な事項を常時閲覧できるようにしておく必要があります。

また、道路管理者として、事務を円滑に遂行するため、道路区域、道路の構造、占用物件等の基礎的事項を総合的に把握しておく必要があります。道路台帳は、このような趣旨に基づいて設けられたものです。

区は、平成21年4月から道路台帳平面図等を窓口のパソコンにより閲覧できるシステムを導入し、区のホームページでも道路台帳平面図を閲覧できるようにしました。

また、道路との土地境界図や区域図、道路幅員は申請により、証明書を発行しています。

○ 道路台帳閲覧等件数

年 度	30	元	2
閲 覧	10,136	9,343	7,396
境界証明	440	442	310
区域証明	68	39	32
幅員証明	27	21	12
地籍証明	16	28	45

6 境界確認

区で管理する区道等の敷地は、区有地のほか、都有地、民有地等があります。土地の境界は所有者間で確認するものなので、区が所有している区道、区有通路等と、これに接している土地との境界を確認するには、区への申出が必要です。

区が行う境界確認の事務手順は、次のとおりです。

- (1) 境界の確認を必要とされる土地所有者が、港区に「公共用地境界確認申出書」を提出します。
- (2) 区は申出内容を審査し受理すると、資料や現地を調査し、境界線を仮に設定します。
- (3) 現地に仮境界線を表示し、関係土地所有者等と立会、協議を行います。
- (4) 協議が整いしだい、土地所有者との合意を表す署名押印した土地境界図を作成します。
- (5) 合意した土地所有者には、土地境界確認通知書を交付します。
- (6) 土地境界図は、港区で長期保存されます。

○ 境界確定申出件数

年 度	30	元	2
件 数	184	212	131

7 公共基準点

地球上で自分の水平位置や高さを示すには、一定の測量精度を有した基準となる数値を持つ標識が必要であり、これを基準点と呼びます。このうち、区市町村などの公共機関が設置し、管理する基準点を公共基準点と呼びます。

区は、国土交通大臣の承認を受けて公共測量作業規程を定め、平成8年から公共基準点の設置を行ってきました。そして、平成14年の測量法改正に伴う日本測地系から世界測地系への座標系の変更、平成25年には東日本大震災の影響に伴う測地成果2011への座標改定に対応しました。

この公共基準点の成果は広く一般に公表しているため、道路や河川などの公共事業、再開発や区画整理事業などまちづくりの基礎資料として利用されています。

○ 公共基準点設置個数

2級	66点 (建物の屋上)
3級	445点 (区道上)

8 地籍調査

地籍調査とは、一筆(登記されている地番)ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を、公図や登記簿に反映させるもので、国土調査法に基づき実施します。

地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地に係わるトラブルの防止、登記手続の簡素化、災害時の迅速な復旧などに役立ちます。

区は、一筆ごとの調査に先行して、道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査する「街区調査」を実施しています。

この調査は、1つの地区を2年間かけて実施するものです。

1年目は測量工程として様々な資料を基に道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査するための測量を行います。

2年目は立会工程としてその土地所有者と現地において境界の確認を行い、その成果を図面などにとりまとめます。

これまでに白金一丁目から白金六丁目までの「街区調査」の成果をまとめました。

○ 調査実績

年度	調査地区	主な内容
30	白金五丁目	立会工程 (街区調査2年目)
	白金一丁目 の一部	測量工程 (街区調査1年目)
元	白金一丁目 の一部	立会工程 (街区調査2年目)
	南青山四丁目 の一部	測量工程 (街区調査1年目)
2	南青山四丁目 の一部	立会工程 (街区調査2年目)
	南青山三丁目	測量工程 (街区調査1年目)

6-1 道路の管理

(2) 占用

所管課

各総合支所まちづくり課
土木管理課

1 事業の目的

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です。(道路法第32条第1項)

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的ですが、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間としての機能も併せ持っています。

道路上空には、各戸に電力を供給するための電線や通信線等が電柱に添架されています。また、日除けや突出看板等が建築物に取り付けられているとともに、建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されています。

一方、道路の下には、上下水道、電気、通信、ガス等の管路が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄施設も設けられています。

区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間のなかで道路の通行空間、防災空間、環境空間として効用を一層高めていくために、電線及び通信線の地中化を公益事業者と協議しながら進めています。

2 監察業務

道路の通行空間としての機能を阻害している工作物・建築物その他の物件などに対し、道路等の適正な利用を促進するために監察、指導を行っています。

※ 平成30年7月から、道路占用の業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

○ 道路占用許可件数及び占用料徴収実績

年度 項目	30		元		2	
	占用許可件数	占用料(円)	占用許可件数	占用料(円)	占用許可件数	占用料(円)
企業占用	1,527	5,148,570,908	1,562	6,112,259,457	1,385	6,341,897,966
一般占用	2,000	446,136,991	1,955	700,438,013	1,904	614,581,160
計	3,527	5,594,707,899	3,517	6,812,697,470	3,289	6,956,479,126

○ 路上放置物の是正指導及び排除実績

(単位 件)

年度 項目	30		元		2	
	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去
工作物	3	0	3	0	1	0
屋台・リヤカー	0	0	0	0	0	0
置看板	577	4	741	0	217	0
その他物件	110	261	82	1,265	226	954
計	690	265	826	1,265	444	954

6-2 道路の整備

(1) 歩車共存道路の整備

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装化、狭窄部及びイメージハンプの設置により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の空間づくりのための道路整備を実施しています。

○ 年度別実績（整備延長）（単位 m）

年度 種別	整備 総延長	30	元	2
延長	4,278	406	—	—

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



【施工前】



【施工後】

六本木七丁目

6-2 道路の整備
(2) 歩道の整備

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

自動車と歩行者の通行空間を分離し、歩行者の安全を確保するとともに、防災機能の向上やバリアフリーに配慮した誰もが安全で安心して移動できるゆとりある歩道の整備を進めています。

また、整備に当たっては自転車の走行空間についても検討し、歩行者・自転車・自動車を分離した道路空間を創出していきます。

○ 年度別実績（整備延長）（単位 m）

年度 種別	30	元	2
歩道設置	—	—	71.0
歩道改良	—	530.8	286.2

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



南麻布五丁目6番先から
南麻布三丁目5番先まで



赤坂四丁目9番先から1番先まで

6-2 道路の整備

(3) 保水性舗装・遮熱性舗装の推進

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。

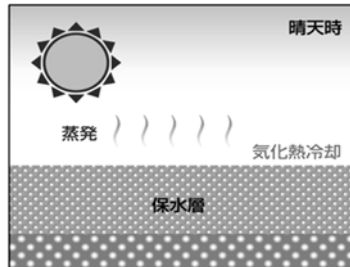
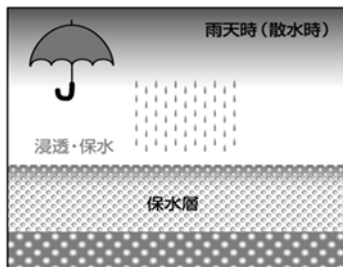
そのため、ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる保水性舗装や遮熱性舗装の整備を推進しています。

○ 年度別実績（整備面積）（単位 m²）

種別 \ 年度	30	元	2
保水性舗装	1,013	—	—
遮熱性舗装	7,518	11,252	3,535
合計	8,531	11,252	3,535

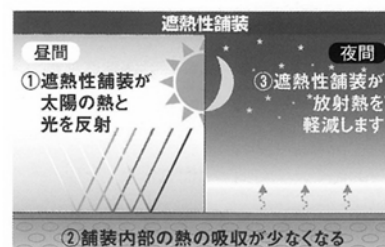
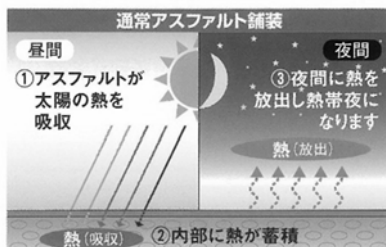
※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

○ 保水性舗装（概念図）



※ 「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの多いベースアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

○ 遮熱性舗装（概念図）



※ 「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

6-2 道路の整備

(4) 都市計画道路の整備

所管課

土木課

都市計画道路は、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路です。区内の都市計画道路は、都心から放射（南北）方向については、おおむね整備されてきていますが、環状（東西）方向や地域の主要道路となる補助線街路が未整備な状況にあるため、これらの整備を推進していく必要があります。

区は、計画道路幅員が16m未満又は起終点

の両方が区内にある都市計画道路の整備を進めています。これまで、補助第7号線の一部区間及び補助第123号線、310号線（田町駅東口駅前交通広場を含む）、317号線、318号線の整備が完了しました。

引き続き、補助第7号線の3区間、及び補助第9号線の1区間の整備を進めると共に、平成30年度に事業認可を取得した補助第332号線の整備を進めます。

○ 事業認可路線（区間）

路線名	計画決定 年月日	事業認可 年月日	区間(事業地)		延長 約 m	幅員 m	事業完了 年度	備考
			起点	終点				
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	昭和62年 8月21日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	112	15	昭和63年度	(麻布運動場前) 事業完了
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	昭和63年 9月12日	三田 一丁目	南麻布 一丁目	293	15	平成10年度	(二之橋～オース トラリア大使館) 事業完了
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成10年 11月20日	元麻布 二丁目	南麻布 三丁目	146 (9号線 32m)	15	平成27年度	(仙台坂上～麻布 運動場)事業完了 (9号線の一部を 含みます)
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成14年 6月7日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	237 (10号線 12m)	15	令和5年度 完了予定	(麻布運動場～愛 育クリニック)事 業中(10号線の一 部を含みます)
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成17年 11月1日	三田 一丁目	三田 二丁目	445	15	令和4年度 完了予定	(桜田通り～オ ーストラリア大使 館)事業中
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成27年 3月10日	南麻布 一丁目	元麻布 一丁目	530	15	令和6年度 完了予定	(二之橋～仙台 坂)事業中
補助線街路 第9号線	昭和21年 4月25日	平成28年 4月28日	南麻布 三丁目	南麻布 五丁目	280	15	令和3年度 完了予定	(麻布運動場～南 部坂上)事業中
補助線街路 第310号線	平成元年 1月20日	平成元年 3月9日	芝浦 三丁目	海岸 三丁目	431	18	平成15年度	(芝浦三丁目 ～海岸三丁目) 事業完了
補助線街路 第123号線	昭和21年 4月25日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 一丁目	231	25	平成19年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第317号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	217	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第318号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	127	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
田町駅東口 駅前広場	平成4年 6月1日	平成8年 6月14日	芝浦三丁目地内に約7,000㎡の交通広場を 設ける。ただし約500㎡は嵩上式とする。				平成15年度	(田町駅東口駅前) 事業完了
補助線街路 第332号線	平成28年 4月19日	平成31年 1月31日	高輪 二丁目	港南 二丁目	390	18	令和6年度 完了予定	(泉岳寺駅地区第 二種市街地再開 発)事業中

補助第7号線及び補助第9号線の整備

1 事業の概要

補助第7号線は起点を三田二丁目、終点を渋谷区東二丁目とする延長3,630m、幅員15mの補助線街路です。また、補助第9号線は起点を南麻布三丁目、終点を南麻布四丁目とする延長660m、幅員15mの補助線街路です。

これらは、震災時の広域避難場所や緊急輸送道路を結ぶ路線、また、区内でも利用度の高い路線であるため、他の路線に優先して整備を進めています。

2 経緯(①～⑥補助第7号線、⑦補助第9号線)

- ① 麻布運動場前 (約112m)
 - ・昭和62年8月 事業認可取得
 - ・平成元年4月 供用開始 (事業完了)
- ② 二之橋～オーストラリア大使館 (約293m)
 - ・昭和63年9月 事業認可取得
 - ・平成10年12月 供用開始 (事業完了)
- ③ 仙台坂上～麻布運動場 (約146m、9号線約32m)
 - ・平成10年11月 事業認可取得
 - ・平成27年度 供用開始 (事業完了)
- ④ 麻布運動場～愛育クリニック (約237m、10号線約12m)
 - ・平成14年6月 事業認可取得
 - ・平成14年度 用地取得 (213㎡)
 - ・平成15年度 用地取得 (203㎡)
 - ・平成17年度 用地取得 (428㎡)
 - ・平成18年度 用地取得 (169㎡)
 - ・平成20年度 用地取得 (196㎡)
 - ・平成22年度 用地取得 (26㎡)
 - ・平成23年度 用地取得 (157㎡)

- ⑤ 桜田通り～オーストラリア大使館 (約445m)
 - ・平成17年11月 事業認可取得
 - ・平成18年度 用地取得済 (2,576㎡)
- ⑥ 二之橋～仙台坂 (約530m)
 - ・平成27年3月 事業認可取得
 - ・平成28年度 用地取得 (70㎡)
 - ・平成29年度 用地取得 (17㎡)
 - ・平成30年度 用地取得 (31㎡)
 - ・令和元年度 用地取得 (236㎡)
 - ・令和2年度 用地取得 (133㎡)
- ⑦ 麻布運動場～南部坂上 (約280m)
 - ・平成28年4月 事業認可取得

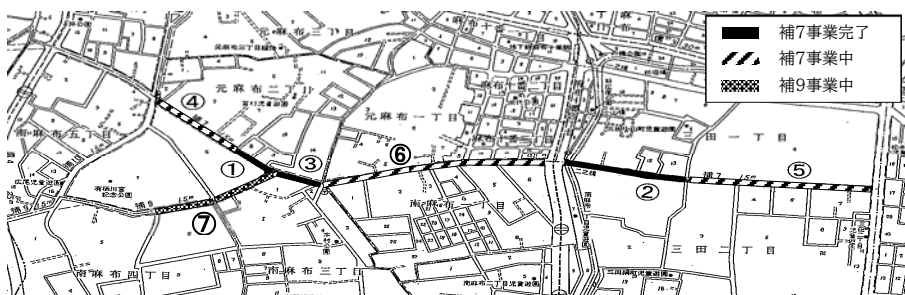
3 現状と今後の予定

補助7号線は、麻布運動場前区間、二之橋～オーストラリア大使館区間及び仙台坂上～麻布運動場区間については事業が完了しました。

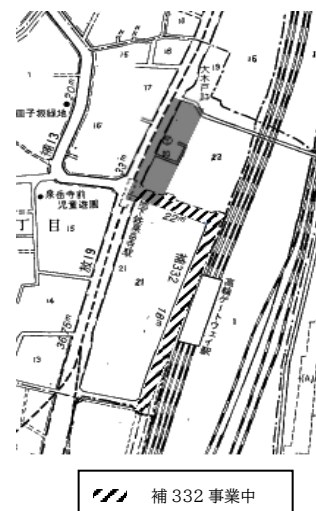
令和2年度末時点での事業中の区間における用地取得率は、麻布運動場～愛育クリニック区間で約94%、桜田通り～オーストラリア大使館区間で約100%、二之橋～仙台坂区間においては約22%となっています。

また、補助9号線 (麻布運動場～南部坂上) は、平成28年4月、補助332号線は平成31年1月に事業認可を取得し、整備を進めています。今後も各区間について早期の事業完了を目指します。

○ 補助線街路第7号線及び第9号線



○ 補助線街路第332号線



6-2 道路の整備

(5) 電線類の地中化

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 概要

電線類地中化を取り巻く社会情勢は、東日本大震災を教訓とした災害対策に対するニーズの高まりや、少子高齢化の進展、美しい街並みに対する意識の高まりなど、大きく変化しています。

また、区内全域で、都市防災機能の強化のほか、安全で快適な歩行空間の創出や美しい街並み景観の形成の視点から、電線類地中化の必要性がこれまで以上に高まっています。

こうした社会情勢の変化から、電線類地中化をより一層効果的、効率的に推進していく必要があります。

区は、平成8年4月に港区電線類地中化整備基本方針（以下「基本方針」という。）（第1次）を策定し、その後、国の『無電柱化推進計画』（平成16年4月）の策定や電線共同溝の技術革新を踏まえ、現在は平成26年3月に改定（第3次）した基本方針により事業を進めています。

2 現状

区は、昭和57年から電線類地中化事業を開始し、これまでに区道の延長約220kmの内、約50km（地中化率約23%）の区間で電線類の地中化を進めてきました。

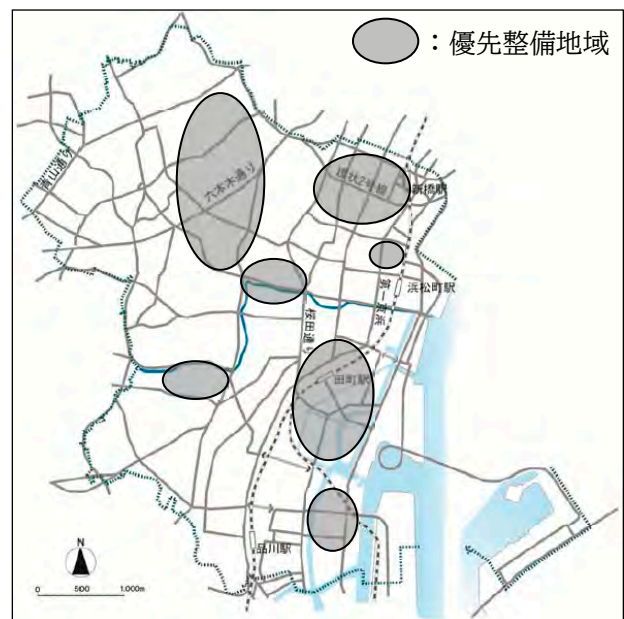
3 優先整備地域・優先整備路線

区は電線類の地中化事業を計画的かつ重点的に進めるため、電線類地中化が特に必要であり、優先的に整備すべき地域を優先整備地域として選定しています。また、令和5（2023）年度までの計画期間内に、優先的に電線類地中化事業を実施する路線を優先整備路線として選定し整備を進めております。

あわせて、民間の再開発など大規模開発事業が行われる際には、開発区域及びその周辺における電線類の地中化を実施するよう民間開発者を指導、誘導しています。

4 令和2年度実績

令和2年度は、愛宕山周辺地区（I地区）土地区画整理事業において、道路延長約270mの電線類の地中化が完了しました。



優先整備地域図

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

6-2 道路の整備

(6) 細街路の整備

所管課

土木課
各総合支所まちづくり課

平成 25 年 4 月から道路幅員が 4 m 未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。

細街路を 4 m に拡幅整備することで、災害時における避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、快適な歩行環境の創出と良好な住環境の形成を図ります。

平成 30 年度に細街路台帳をシステム化し、令和元年度より事業内容のわかりやすい説明や関係者との調整などの運用を開始しました。

拡幅整備にあたっては、区が工事を代行する方法や助成金を支給する方法があります。

○ 年度別実績（拡幅協議延長）

年度 種別	30	元	2
協議件数	36 件	57 件	45 件
拡幅延長	500m	713m	729m

※ 平成 30 年 4 月から拡幅整備工事の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



【施工前】



【施工後】

南麻布二丁目地区



【施工前】



【施工後】

白金台四丁目地区

6-3 道路の維持
(1) 道路維持

所管課

各総合支所まちづくり課

1 概要

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 220 km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約 8 割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、各総合支所まちづくり課では、直営作業、請負工事等で道路の維持補修、その他道路構造物の修繕を行っています。

2 直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視と定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面や側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯、ガードレールの補修等を行っています。

3 請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝などの補修や雨水桝のしゅんせつは、請負工事及び業務委託により対応しています。

また、道路上でへい死した動物（犬猫等）の片付け、主要な道路の清掃についても業務委託により対応しています。

○ 請負工事・業務委託の実績

種別 \ 年度	30	元	2
請負工事			
舗装道路補修	14,185 m ²	16,520 m ²	18,284 m ²
側溝補修	856.1m	1,046.0m	1,468.9m
雨水桝補修	75 か所	79 か所	100 か所
雨水桝しゅんせつ	774 か所	898 か所	832 か所
業務委託			
動物死体処理	114 匹	131 匹	108 匹

6-3 道路の維持

(2) 掘削道路復旧・特殊車両通行許可

所管課

各総合支所まちづくり課
土木管理課

1 事業の背景

道路には、上下水道、電気、通信、ガス等の管路が埋設されており、日常生活を支えています。

そのため、建築に伴う電気、ガス等の供給、既設管路の維持・補修、電線類の地中化等のために、道路の掘削工事が行われています。

2 港区道路工事調整協議会

掘削工事の計画的かつ合理的な施工の調整を図るために、港区道路工事調整協議会を設置しています。

この協議会は、区、警察署、各関係公益事業者によって構成され定期的に区内全体における各事業者の占用工事を調整するとともに、追加発生する個別工事についても随時調整を行っています。

3 掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照らして審査し許可するとともに、道路の掘削を伴う場合においては、掘削跡の復旧までの技術的な指導と監督を行い、道路をより良好な状態に保つことに努めています。

○ 占用企業者復旧実績

種別 \ 年度	30	元	2
自費復旧	458件	945件	1,432件
受託復旧	20件	33件	22件
舗装復旧面積	35,308㎡	26,368㎡	27,382㎡

4 自費工事

建築工事等で、道路構造及び道路付属物を一時的に、または永久的に変更等する際、道路を適切に維持管理するために工事を承認しています。

令和2年度の自費工事は、承認件数 298 件となります。

5 沿道掘削

建築工事で、沿道区域内を掘削する場合、道路への影響がないように工事の指導をするとともに、道路が傷つけられた場合は原状回復させています。

令和2年度の沿道掘削は、承認件数 112 件、掘削延長 3,272mとなります。

6 特殊車両通行許可

特殊車両とは、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さの制限値を超える車両のことです。

道路法及び車両制限令に基づき特殊車両が公道を通行する場合には許可が必要となります。

許可する場合は、必要に応じて徐行や夜間走行等の条件を付しています。

○ 特殊車両許可台数

年度	30	元	2
台数	35,924台	27,253台	26,640台

※ 平成 30 年 7 月から、掘削復旧及び自費工事・沿道掘削の業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

6-3 道路の維持
(3) 私道整備

所管課

各総合支所まちづくり課

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置していますが、現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしています。

区は、この公共性に着目し、昭和35年4月に「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」を定め、これに基づき助成を行っています。

各総合支所まちづくり課では、助成対象となる不特定多数の人々の通行の用に供する私道の舗装及び排水施設の新設・改修工事について、私道の土地所有者からの工事委託申請書に基づいて、工事費（受託施工）を助成しています。

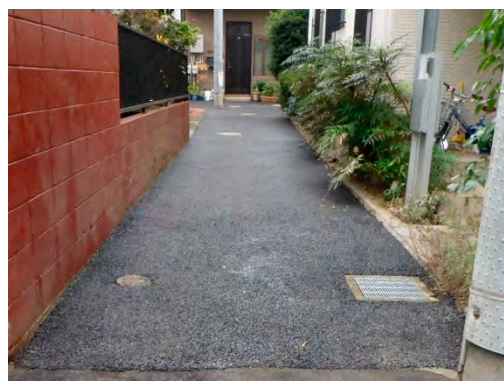
○ 私道整備助成の年度別実績

種別	年度		
	30	元	2
アスファルト系舗装	650㎡	149㎡	310㎡
コンクリート系舗装	8㎡	46㎡	18㎡
排水施設（排水管）	52.3m	38.3m	36.5m
排水施設（側溝）	42.3m	0m	45.2m
排水施設（雨水桧）	9か所	6か所	6か所

整備事例



麻布地区



高輪地区



高輪地区

6-3 道路の維持
(4) 街路灯

所管課

各総合支所まちづくり課
各総合支所協働推進課

1 概要

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として2か月に1回、区の職員により夜間の巡回点検を実施して不点対応や修繕を行っています。

耐用年数を越えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能の更新を行っています。

2 省エネルギー対策の変遷

平成23年度より、大型街路灯（水銀ランプ200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハライドランプに交換することで、省エネルギー化を進めてきましたが、平成26年度にLEDを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのLED化を順次進め、一部区域を除き令和2年度に完了しました。

また、平成29年度には、約5,000基全ての小型街路灯をLED10W未満にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。なお、経費の平準化を図るために、小型街路灯の調達については5年間の賃貸借契約を採用しています。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

○ 街路灯新設等の実績 (単位 基)

種別	年度	30	元	2
街路灯の新設・建替え		87	131	213
防犯灯設置助成基数		6	11	3
防犯灯補助基数		1,921	1,857	1,845
商店街灯補助基数		424	420	418

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



大型街路灯LED化

6-3 道路の維持
(5) 道路植栽

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯などの道路植栽は、都市の景観形成、交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

街路樹は、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意見を伺いながら地域特性に配慮し、樹種を選定し植栽しています。

また、区民の方々に親しみを深めてもらうため、樹名板を取り付けています。

平成10年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。

さらに、平成11年度からは、公園・児童遊園等での草花植付けを含めて、「フラワーランド計画」として事業を進めています。

水やりや、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2 道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥、土壌改良などの維持管理を行っています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植樹してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成25年度から、3年に1度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等を行っています。

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

○ 年度別道路植栽管理実績

区分		年度		
		30	元	2
街路樹等新設	高木[本]	26	16	0
	中低木[株]	128	1,161	118
	地被類[株]	3,540	0	0
補植等整備	高木[本]	37	47	33
	中低木[株]	1,488	400	343
	地被類[株]	288	0	112
街路樹等せん定[本]		2,372	2,293	2,406
植樹帯等刈込み[m]		12,492	12,400	12,237
街路樹病虫害防除[本]		0	0	0
街路樹植樹帯等施肥[本]		0	0	0
防寒(霜除け)[本]		0	0	0
街路樹フラワーランド事業[か所] (総数)		452	340	351

6-3 道路の維持

(6) その他 交通安全施設・坂名標識・公衆便所

所管課

各総合支所まちづくり課

1 交通安全施設

各総合支所まちづくり課では、歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識、道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。

また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部、歩道巻込み部などに視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点など、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○ 交通安全施設の工事実績

種別 \ 年度	30	元	2
ガードレール等の施工	282.6m	618.3m	444.1m
すべり止め舗装の施工	623 m ²	1,497 m ²	2,677 m ²
視覚障害者誘導用ブロックの施工	420 m ²	96 m ²	87 m ²
道路標識等の施工	1本	7本	2本
道路反射鏡の施工	16本	5本	6本

2 坂名標識

港区は、都内でも有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、坂名のついている坂は約100か所ありますが、その中で由来が不明なもの、坂の位置関係が不明なものを除き、昭和47年度から、その名の由来、歴史などを記載した「坂名標識」を147か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にすの親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3 公衆便所

現在、公衆便所は、区内に32か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆便所の巡回、点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭などに配慮しながら実施しています。

さらに便器の洋式化、洗面器等の器具の更新及び床面コーティングによる特殊清掃を実施することで利便性、快適性の向上を図っています。

6-4 橋りょうの整備・維持

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 概要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが12橋、運河に架かる橋りょうが18橋、区道を跨ぐ橋りょうが1橋で合計31橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、5年に1回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えに当たっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備を行っています。

2 橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上、老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間の確保のため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

整備事例

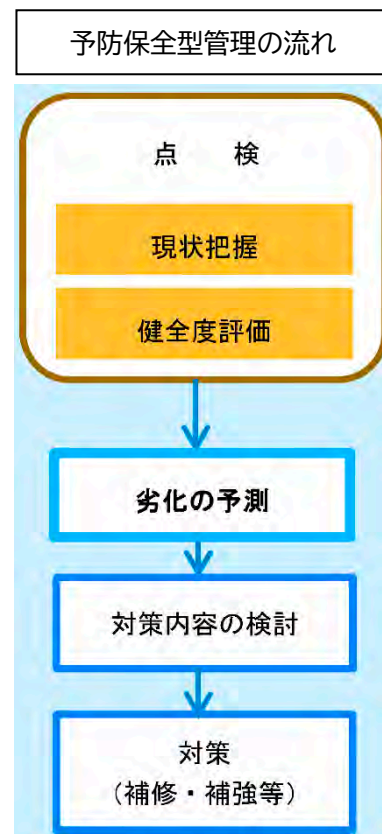


夕凧橋の防護柵建替

3 橋りょうの維持

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などの維持管理を行っています。

平成24年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理を行っています。



※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

6-5 公園等の整備・維持

(1) 公園・児童遊園の整備

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 公園・児童遊園の整備

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化など社会状況の変化の中で快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場として、さらには災害時の広域避難場所や地域集合場所として、そして緩衝地帯としての役割等多くの機能を持っています。

近年、ビルや舗装面の増加によるヒートアイランド現象が顕著になっています。公園や緑地の存在は、その緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そこで、大規模な開発にあわせて公園緑地空間を確保したり、芝浦水再生センターや芝給水所公園の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

また、公園・児童遊園の整備にあたっては、地域特性を踏まえながら、地元の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりにも取り組んでいます。

2 住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用して行っています。

ワークショップは、計画の初期段階から地域の住民の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域のご意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3 公園・児童遊園の整備実績

令和2年度は公園等の更なる効率的かつ効果的な管理運営のため、公園などの管理事務所の設置を行いました。

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



管理事務所設置状況
(高橋是清翁記念公園)

6-5 公園等の整備・維持

(2) 公園・児童遊園の維持等

所管課

各総合支所まちづくり課
土木管理課
土木

1 公園・児童遊園の維持

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除等、日常の維持管理を行っています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年3～4回を目途に季節の草花を植え、都会のお花畑を増やしています。

2 公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。そのため、一般の利用目的以外に必要な最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等に一時的な使用を認めています。

児童遊園は、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外は制限しています。

○公園占用・使用許可件数

年度	30	元	2
件数	820	758	694

○児童遊園等使用許可件数

年度	30	元	2
件数	142	112	58

※ 平成30年7月から、公園・児童遊園の占用・使用許可業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

3 指定管理者による管理運営

区では、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園の管理・運営を行っています。



宮村児童遊園（転落防止柵設置）

4 子どもの遊び場づくり事業（プレーパーク事業）

区は、「港区子ども・子育て支援事業計画」、「港にぎわい公園づくり基本方針」及び「子どもの遊び場づくり20の提言」に基づき、禁止事項をできるだけ少なくし、子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場（プレーパーク）づくりに取り組んでいます。

プレーパーク事業は、平成23年度に、高輪森の公園とプラタナス公園で始まりました。

地域の方々の協力と参画を得ながら協働で運営を進める中で、住民組織が立ち上がり、平成27年度には、住民組織の自立を支援する「港区プレーパーク事業支援実施要綱」を制定しました。

プレーパーク事業の実施にあたっては、住民の参画によるボランティアと区の支援といったお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、区は実施場所や実施回数を増やし、住民組織の育成や核となる人材の掘り起こしに努め、プレーパークの運営を行政から住民へ段階的に移していくことを目指します。

6-5 公園等の整備・維持
(3) 緑地の整備・維持

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 概要

人と緑の関わりを取り戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和63年3月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在40か所の緑地を管理しています。

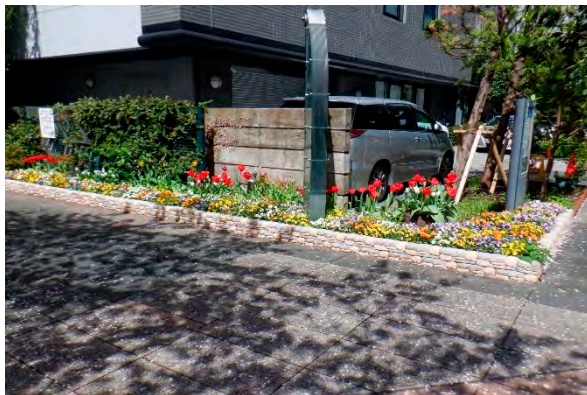
今後も、運河の護岸整備、開発等により区に提供される緑地を整備し、開放していきます。

2 緑地の維持

緑地を、日々安全で快適に利用できるように植込地等のせん定や刈込み、清掃、施設の補修など、日常の維持管理を行っています。

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



芝三丁目緑地
花壇改修



南青山四丁目緑地
ベンチ座板交換

6-5 公園等の整備・維持

(4) 遊び場の整備・維持

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 遊び場（遊休地の一時開放）

港区遊び場対策本部が「港区遊び場の設置基準」等に基づき、遊休地、寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備を行い、維持管理をしながら開放しています。

2 遊び場の維持

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検、施設の補修や改修工事を行っています。

※ 平成30年4月から、土木施設の整備等の業務は土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

整備事例



氷川神社境内遊び場
砂場ネット設置



港南三丁目遊び場
複合遊具取替

6-5 公園等の整備・維持
(5) 都市計画公園の整備

所管課

土木課

1 事業の概要

都市計画公園は、区内の貴重なオープンスペースとして都市に潤いを与え、ヒートアイランド現象緩和の役割を担うなど、安全、安心な区民生活と機能的な都市活動を確保する都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定した公園です。都市計画公園を計画的に整備することで区民の憩いや交流が図られるとともに、災害時には地域集合場所となるなど、防災活動拠点機能も確保されます。

都市計画公園三田台公園は、昭和32年の都市計画決定後、計画区域を変更しながら整備を進め、現在は計画区域約2.1haのうち、区立亀塚公園と区立三田台公園を合わせた約1.48haを供用しています。

亀塚公園は、三田三丁目側の出入を確保するため、平成15年に都市計画公園区域を拡大し平成19年度に整備工事を完了しました。

三田台公園は、平成16年度に取得した隣接地を翌年ビオトープエリアとして整備しました。事業認可取得後、平成23年度の用地取得(約0.02ha)、平成26年度には、ビオトープの見通しの改善を図るため、隣接地(約0.04ha)の取得と暫定整備を行いました。平成29年度には、事業認可区域内の未買収地1箇所(約0.02ha)を取得し、令和2年10月に暫定整備を行いました。また、令和2年度には、事業認

可区域を拡張(約0.02ha)すると共に未買収地1箇所(約0.01ha)を取得しました。

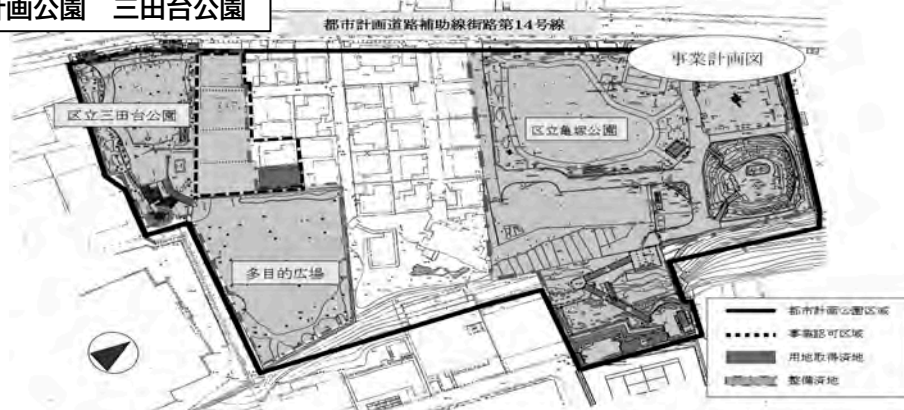
2 経緯

- ・昭和27年12月26日 区立亀塚公園開設
- ・昭和32年12月21日 都市計画決定
- ・昭和53年5月1日 三田台公園開設
- ・平成11年2月10日 都市計画公園区域変更
- ・平成15年11月27日 都市計画公園区域変更(約2.1haに変更)
- ・平成16～17年度 三田台公園整備工事
- ・平成17～19年度 亀塚公園整備工事
- ・平成23年1月24日 事業認可取得
- ・平成23年度 用地取得(229㎡)
- ・平成26年2月6日 事業計画変更(期間延伸)
- ・平成26年10月24日 事業計画変更(区域変更・期間延伸)
- ・平成26～28年度 用地取得・暫定整備(421㎡)
- ・平成29年度 用地取得(218㎡)
- ・平成29年度 三田台公園整備工事(多目的広場の整備)
- ・平成30年3月13日 事業計画変更(期間延伸)
- ・平成30年9月～11月 建物解体工事
- ・令和元年度 設計(通路整備)
- ・令和2年度 通路整備・用地取得(142㎡)

3 今後の予定

令和3年度は、引き続き用地取得を進めていく予定です。

○ 都市計画公園 三田台公園



6-6 河川等の管理

所管課

各総合支所まちづくり課
土木管理課

1 河川

昭和40年に現行の河川法が施行され、洪水、高潮等における災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、総合的な管理を行うことになりました。

区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき古川と汐留川を管理しています。

護岸の日常点検や維持修繕を行うとともに、河床については、正常な流れの確保と増水時の対策として流路整正を行っています。

○ 河川の占用許可件数

年度	30	元	2
件数	169	185	182

※ 平成30年7月から、河川占用の業務は、土木管理課から芝地区及び麻布地区総合支所まちづくり課へ移管されました。

2 排水施設

旧海岸線に走るJR線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区とJR山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦、港南地区を結ぶ特別区道第241号線では、道路として常に良好な状態を保つために、ポンプによる排水施設を設けています。

- (1) 排水場の名称 車町排水場
- (2) 所在地 芝浦4-3-30
- (3) ポンプ規格 2.3m³/min×8.6m×2基

3 法定外公共物の使用許可

法定外公共物については、現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業用施設や建築工事用の一時的な使用として必要と認められるものに限り使用を許可しています。

(法定外公共物の管理は、6-1 道路の管理 (1)道路管理 4法定外公共物を参照)

○ 使用許可件数

年度	30	元	2
件数	196	228	209

※ 平成30年7月から、法定外公共物の使用許可の業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

6-7 水 防
(1) 水 防 計 画

所 管 課

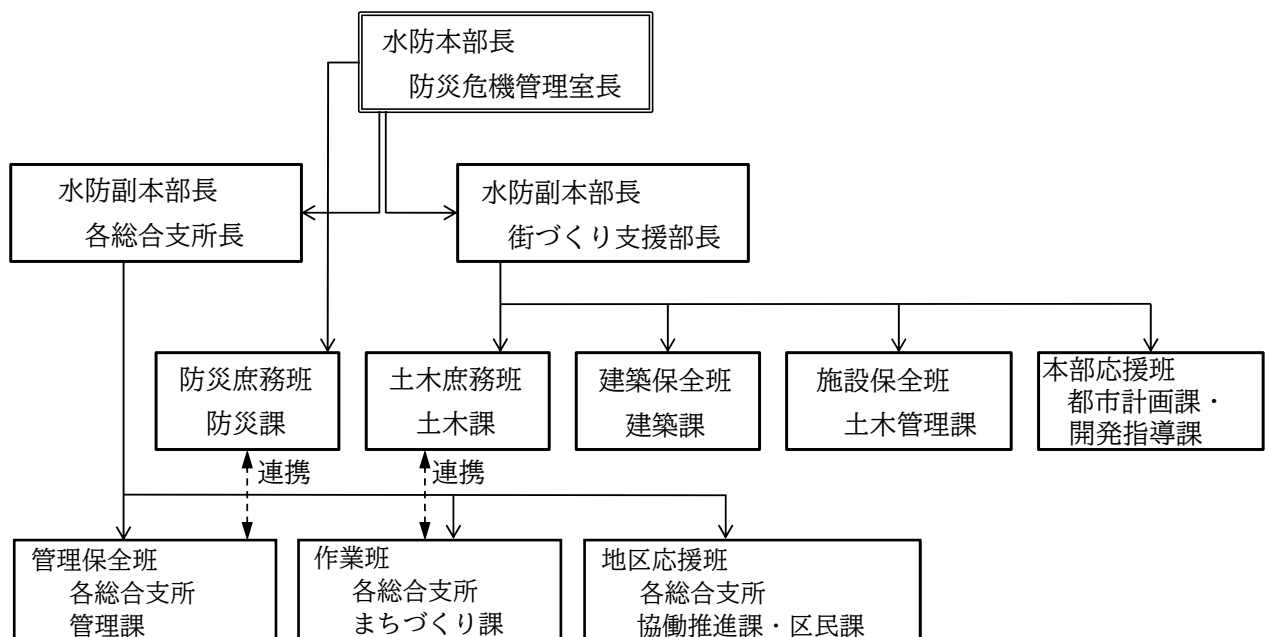
防 災 課
土 木 課
各総合支所まちづくり課

1 概 要

近年多発する集中豪雨、大型台風等を原因とする河川の溢水や洪水により起こる道路の冠水、浸水被害等に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

2 水防組織

- ・ 防災危機管理室長（水防本部長）は、水防本部を設置し、区民の避難に関する情報の収集や、避難勧告・避難指示の発令、警察署や消防署への情報提供等を行います。
- ・ 街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- ・ 各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設、運営、また、各総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- ・ 各総合支所協働推進課は、町会・自治会等への避難情報の周知、状況により管理課及びまちづくり課の応援を行います。



3 水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種 類	基 準 及 び 内 容	
情報確認態勢	各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への準備をする態勢。	
情報連絡態勢	気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。	
警戒配備態勢	気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。	
水防本部	第1次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次 非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。全員で対応できる態勢。

※ 気象情報とは気象庁が発表する港区における大雨・洪水・高潮・津波のいずれかに関する注意報又は警報。

4 水防備蓄資機材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管され、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

※ 資機材一覧は、「港区の地域行政」（総合支所・事業概要）に記載

6-7 水 防

(2) 雨水流出抑制施設設置指導

所管課

土 木 課

近年、市街化の進展に伴って、地表がコンクリートやアスファルトで覆われることにより、雨水の地下浸透率が低下し、雨水の多くは下水道や河川に流れ込むようになりました。このため短時間に集中して大雨が降ると道路が冠水したり、古川の水位が急激に上昇する現象が発生しています。

これらの豪雨対策として、東京都と区は連携した取り組みを実施しています。

東京都は下水道の再構築、古川地下調節池などの河川整備を実施し、区は下水道施設や河川への負荷を軽減するために、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」を策定し、建築物の新築、改築等の際、敷地内に降った雨水を直接下水道へ放流するのではなく、一旦敷地内の雨水貯留施設へ貯めることや雨水浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ等）を設置することにより、敷地内に雨水を浸透させるよう指導を実施しています。

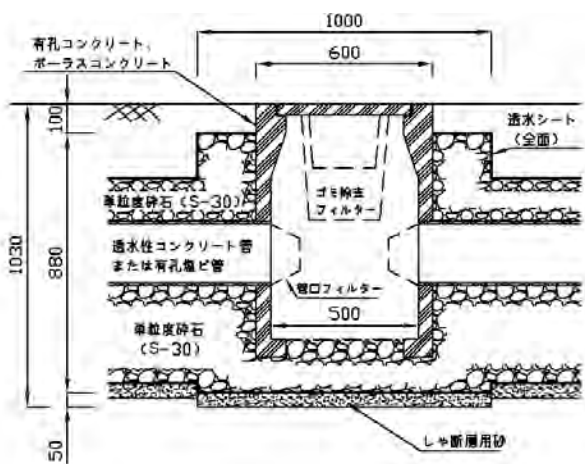
雨水流出抑制施設設置の対象は公共的な事業や250㎡以上の敷地において、個人、民間企業等が建築物の新築若しくは増改築又は駐車場の新設、増設若しくは改修を行う際としており、敷地内への、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置をお願いしています。

雨水を地下に浸透させることは、豪雨対策のみならず、樹木の育成、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和などにも有効で、自然の水循環や生態系を維持するうえでも積極的に推進していく必要があります。

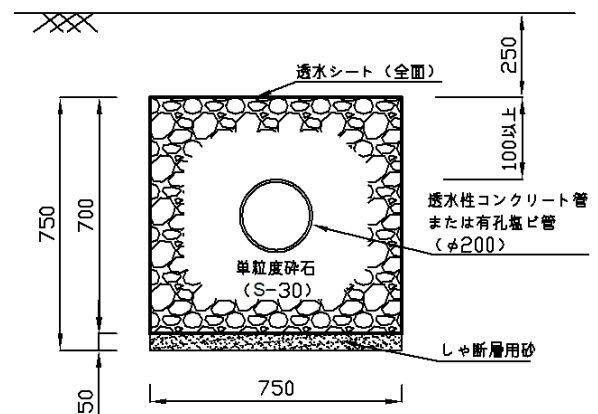
なお、平成21年6月から、敷地面積500㎡未満の個人住宅等への雨水浸透施設設置に対し、助成を行い、設置の促進を図っていましたが、近年助成件数が少ない状態が続いたことから、事業の見直しにより、令和3年度で助成事業を廃止します。

○ 設置指導・設置助成件数 (単位 件)

年 度	30	元	2
設置指導数	127	137	103
設置助成数	1	2	2



浸透ます (P VII型)



浸透トレンチ (T VI型)

第7章 景 観

7-1 景観事業

所管課

都市計画課
開発指導課

1 景観事業に関する取組

区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、景観に関する取り組みを進めてきました。また、平成14年3月に「港区都市景観づくり要綱」を制定し、建築計画に対して景観アドバイザー制度を活用した助言・指導を行ってきました。

平成16年6月に景観法が公布された後、平成21年6月に「港区景観条例」を施行し、景観行政団体に移行するとともに、同年8月には「港区景観計画」を策定し、港区景観計画に定める景観形成基準に基づいた助言・指導や、景観に対する意識の普及啓発に取り組んできました。

平成27年12月には港区景観計画を改定し、平成28年4月から、これまで以上にきめ細かな助言・指導を行ってきました。

また、平成29年12月には「港区屋外広告物景観形成ガイドライン」を策定し、平成30年4月から屋外広告物についても事前協議の対象とし、景観誘導に取り組んでいます。

2 港区景観条例、景観法に基づく指導・誘導

港区景観条例に基づく景観アドバイザー制度を活用した助言・指導や、景観法に基づく届出制度を活用し、地域特性に応じた景観形成に取り組んでいます。

○ 港区景観条例に基づく事前協議件数

年度	30	元	2
建築物等(件)	164	141	151
屋外広告物(件)	608	605	400

3 普及啓発事業

(1) 景観表彰

良好な景観の形成に関して功績のあった施設等を表彰することで、広く景観に対する意

識の向上を図ることを目的として、平成23年度に景観表彰制度を創設しました。賞の種類と対象は、以下の通りです。

① 景観街づくり賞・景観街づくり賞奨励賞 (平成23年度創設)

区と景観協議を行った民間施設のうち、前々年度に完了報告書が提出されたもの

② 景観街づくり賞特別賞(平成24年度創設)

良好な景観の形成に功績のあった民間施設・民間活動で、区長が特に認めるもの

③ 区民景観セレクション(平成29年度創設)

「区民が誇り、愛着を持つ景観」として区民等により応募されたもの

○ 令和2年度港区景観表彰受賞施設等

景観街づくり賞		景観街づくり賞特別賞 港区アドプト・プログラム登録団体 (活動継続5年を経過した団体)
とらや 赤坂店 	カナルフロント 芝浦 	
区民景観セレクション (グランプリ)		
愛宕神社参道の石段 	麻布十番商店街にある広場「パティオ十番」 	

(2) 子ども向け景観パンフレット

子ども達に対する意識啓発として、子ども向け景観パンフレットを平成22年度に作成し、区の窓口で配布しているほか、毎年度区立小学校3年生を対象に配布しています。

7-2 屋外広告物

所管課

各総合支所まちづくり課
土木管理課

1 事業の目的

屋外広告物について、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、区は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。

東京都屋外広告物条例は、昭和24年に制定されましたが、都市の成熟化による建築物の高層化や、技術の進歩による広告物の多様化等、社会環境は著しく変化しています。

2 違反広告物の是正指導・排除活動

違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、排除件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

○ 屋外広告物許可実績

年度 種別	30		元		2	
	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)
広告塔	64	4,674,700	59	6,031,060	46	3,577,420
広告板	858	29,163,540	950	33,465,460	745	27,270,180
電柱・街路灯柱利用	21 (3,972枚)	1,231,320	14 (912枚)	282,720	14 (3,136枚)	972,160
標識柱利用	1 (629枚)	132,090	1 (636枚)	133,560	1 (614枚)	128,940
その他	113	4,836,850	116	4,667,000	63	1,413,700
計	1,057	40,038,500	1,140	44,579,800	869	33,362,400

○ 違反広告物の是正指導実績

年度	30	元	2
処理件数	26,673	13,323	913

※ 平成30年7月から、屋外広告物の業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

第8章 建築行政

8-1 建築確認申請等

所管課

建築課

建築基準法及び関係法令の規定に基づき、許可・確認等の審査及び検査を行っています。
 建築確認申請等に関する件数は以下のとおりです。※東京都及び指定確認検査機関分は含まれません。

○ 確認申請・計画通知件数 (計画変更を含む。)

年度	確認申請件数(法第6条)					計画通知件数(法第18条)				
	建築物(法第6条)		昇降機等	工作物	合計	建築物(法第6条)		昇降機等	工作物	合計
	1～3号	4号				1～3号	4号			
30	12	13	8	3	36	17	13	12	1	43
元	13	20	7	—	40	10	6	6	—	22
2	11	5	3	1	20	7	13	5	2	27

○ 構造別内訳件数(建築物のみ) (計画変更を含む。)

年度	構造別 申請別	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	コンクリート ブロック造	その他	合計
		30	確認申請	—	1	4	20	—
	計画通知	2	—	5	23	—	—	30
	合計	2	1	9	43	—	—	55
元	確認申請	5	1	1	23	1	2	33
	計画通知	—	1	7	8	—	—	16
	合計	5	2	8	31	1	2	49
2	確認申請	4	—	3	8	—	1	16
	計画通知	—	1	6	13	—	—	20
	合計	4	1	9	21	—	1	36

○ 建築確認申請等件数 (確認申請、計画通知、許可申請、中間検査、完了検査を含む。)

年度	30	元	2
件数	164	136	127

8-2 諸 証 明 等 の 発 行

所 管 課

建 築 課

1 記載事項証明

建築物等の確認済証や検査済証を紛失した等の理由で確認済証がない場合に、確認済証や検査済証が交付済であることの証明書を発行しています。

2 住宅用家屋証明

建築物の登記をする場合は登録免許税が課税されます。

個人が自己の居住のために住宅用家屋を取得した場合に、一定の条件を満たす住宅には軽減措置が設けられています。

3 優良住宅認定

土地の投機的取引を抑制するため、土地を譲渡した場合に土地譲渡益に対して一定の重課がなされています。

優良な住宅の供給など、投機的取引にあたらぬものは軽減措置が設けられています。

4 建築計画概要書等の閲覧

違反建築防止等のため、確認済となった建築物及び工作物の概要（建築計画概要書・築造計画概要書）を閲覧できます。

○ 発行件数

種 別 \ 年 度	30	元	2
記 載 事 項 証 明	6,623	6,400	5,712
住 宅 用 家 屋 証 明	1,325	1,467	1,087
優 良 住 宅 認 定	—	—	—

○ 閲覧件数

種 別 \ 年 度	30	元	2
建 築 計 画 概 要 書 築 造 計 画 概 要 書	9,979	9,791	9,797

1 建築物動態統計調査

全国の建築物の動態（着工統計、除却統計等）を明らかにして、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

結果は国に集約され、建築統計年報として報告されます。

2 外壁材等の落下物調査及び安全化指導

東日本大震災では、都内で外壁材等の落下が多数発生しました。外壁材等の落下のおそれが予想されるものについて、安全化指導を行います。

3 定期報告

映画館、ホテル、店舗、共同住宅、学校、病院、事務所等多数の人々が利用する建築物を「特定建築物」といいます。特定建築物は、火災や地震等の災害が発生した際、多数の死傷者を出すおそれがあります。そのため、建築物、防火設備、建築設備の適正な維持管理を図るとともに、安全・衛生・防火及び避難に関する現況を的確に把握する必要があります。また、昇降機、遊戯施設は、利用者の安全確保のため、日常の点検と定期検査を実施することが大切です。

建築基準法第12条では、その所有者に対し、一級建築士等の専門の技術者に依頼して建築物等の維持管理状態の調査又は検査を行い、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。

(1) 特定建築物の定期調査報告

特定建築物の用途・規模により、毎年又は3年ごとに維持管理状態を調査して報告する制度です。

(2) 防火設備の定期検査報告

特定建築物に設けられている防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャー等。ただし、火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動するものに限る。）について、毎年検査をして報告する制度です。

(3) 建築設備の定期検査報告

特定建築物に設けられている建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）について、毎年検査をして報告する制度です。

(4) 昇降機の定期検査報告

建築物に設けられている昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）について、毎年検査をして報告する制度です。

(5) 遊戯施設の定期検査報告

遊戯施設について、毎年2回検査をして報告する制度です。

8-4 建築行政に関する要綱等

所管課

建築課

1 概要

都市環境の整備、居住環境の向上、定住人口の確保及び障害者に対する配慮等、住みよい港区を目標に、区は次の要綱等を制定し指導しています。

2 港区住宅型総合設計許可要綱

この制度は、都心圏の既成市街地等における環境の整備改善に役立つ敷地内空地の創出と併せて市街地住宅の供給の促進、良質な住宅ストックの形成に役立てることを目的とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その容積率及び形態の制限を緩和する制度です。

(1) 基本目標

良好な市街地環境の向上に役立つ建築計画となるよう、事業者を指導・誘導するため、総合設計の運用にあたっての基本目標を次のとおり定めています。

- ア 市街地環境の整備改善
- イ 良質な建築・住宅ストックの形成
- ウ 公共施設機能の補完
- エ 市街地の防災機能の強化
- オ 福祉のまちづくりの促進
- カ 住宅の量的拡大から質の向上への転換
- キ 少子高齢社会にふさわしい住まいの整備
- ク 敷地の集約による質の高い市街地形成
- ケ 良好な都市景観の創造
- コ 緑化の推進
- サ 低炭素型都市づくりの推進

(2) 制度種別

- ア 住宅供給促進型総合設計
割増容積率に相当する床面積以上を住宅（一住戸の専用面積が55㎡以上のものをいう。）とし、かつ住宅の戸数が10戸以上の主たる用途が共同住宅である建築計画に適用
- イ 共同住宅建替誘導型総合設計
建築後30年を経過した主たる用途が共同住宅を建て替える建築計画に適用

(3) 経緯

- ・昭和60年6月1日
港区市街地住宅総合設計許可要綱施行
- ・平成17年6月1日
同要綱全部改正、施行
- ・令和2年9月1日
同要綱一部改正、施行

○ 総合設計許可申請件数等（区・都所管件数等の合計）

年度	件数	敷地面積	公開空地面積	住戸数
30	2	約7,277㎡	約4,105㎡	900戸
元	4	約16,340㎡	約7,423㎡	545戸
2	2	約3,996㎡	約1,404㎡	0戸

※都が所管する建築物については、共同住宅以外も対象になります。

3 港区福祉のまちづくり整備要綱等

すべての区民が、公共的建築物等を安全かつ快適に利用できるように、整備・改善を促進し、福祉のまちづくりを推進しています。

一定規模以上の建築物を新設又は改修する場合、港区福祉のまちづくり整備要綱又は東京都福祉のまちづくり条例の規定に基づき、工事着手の30日前までに、事業者から届出を求めています。

○ 届出件数

年	30	元	2
件数	142	144	120

4 港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

建築物の解体工事は、騒音・振動等による周辺的生活環境への影響が大きく、事前周知等が不十分であると、近隣トラブルにつながります。

この要綱は、建築物の解体工事や石綿除去工事にあたり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告することや、工事の発注者等が工事の内容を近隣の住民の方々に周知することで、石綿の飛散と紛争を防止し、工事の適正化を図ることを目的とし、平成20年6月1日から施行しています。

○ 報告件数

年度	30	元	2
件数	417	446	347

8-6 建築物に関する紛争の調整

所管課

建 築 課

1 建築紛争の調整と相談

昭和54年に制定、施行された「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、標識設置届等の届出書類の処理、建築紛争の相談、あっせん、調停委員会に対する手続き事務を行っています。

2 条例に関する届出件数等

○ 「標識設置届」届出件数

年度	30	元	2
件数	179	151	120

○ 「隣接関係住民説明会等報告書」届出件数

年度	30	元	2
件数	172	157	112

○ 「建築紛争調停委員会」開催回数

年度	30	元	2
回数	5	5	5

○ 文書陳情件数

年度	30	元	2
件数	22	15	8

○ 紛争内容別件数

紛争内容 \ 年度	30	元	2
日照阻害	—	1	—
電波障害	—	—	—
風害	—	—	—
圧迫感・プライバシー	12	—	—
工事被害	5	8	3
交通公害	—	—	—
景観・街並み	4	2	3
その他	1	4	2
計	22	15	8

8-7 違反建築工事の防止と是正

所管課

建築課

建築基準法等に違反する建築工事が行われると、その建築物に住み、使用する人の生命・健康に悪影響を及ぼし、周囲の生活環境を乱して都市機能を害することがあり、秩序ある街づくりの妨げとなります。

区は違反建築の防止のため、パトロール・中間検査を行うとともに、区民、他官公署からの連絡等により現場調査を行います。違反の事実があった場合には、人命尊重、公益の確保を優先して是正指導を行っています。

○ 保健所からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
30	544	94
元	529	67
2	551	96

○ 警察署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
30	249	59
元	200	34
2	306	59

○ 消防署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
30	12	11
元	10	10
2	8	7

○ 区民からの問合せ

年度	問合せ件数
30	33
元	20
2	44

8-8 分別解体等の届出等

所管課

建築課

1 背景

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会のあり方が招いた最終処分場のひっ迫や不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題において、建設廃棄物は、環境に非常に大きな負荷を与えています。この現状を打開し、循環型社会の形成に役立てるため、平成12年5月31日、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定され、建設工事の施工から廃棄物の発生・再資源化・再利用に関して、以下のとおり実施することが義務付けられました。

- (1) 発注者による工事の事前届出
- (2) 発注者と受注者間及び受注者相互間の契約手続きの整備
- (3) 解体工事業者の登録

平成14年5月30日に、法律が施行され、対象建設工事の発注者による分別解体等の事前届出（国の機関及び地方公共団体等にあつては通知）が義務付けられ、政令第8条に基づき、区で受付を行っています。

2 対象建設工事

- (1) 建築物の解体工事
床面積の合計が80㎡以上
- (2) 建築物の新築・増築工事
床面積の合計が500㎡以上
- (3) 建築物の修繕・模様替等工事
請負金額が税込1億円以上
- (4) 建築物以外の工作物の工事
請負金額が税込500万円以上

○ 分別解体等の届出等件数（区扱い）

年 度	届出件数（法第10条）				通知件数（法第11条）			
	解体	新・増築、 修繕等	建築物 以外	合計	解体	新・増築、 修繕等	建築物 以外	合計
30	298 (-)	153 (-)	207 (-)	658 (-)	6	8	171	185
元	302 (2)	133 (-)	182 (-)	617 (2)	5	4	138	147
2	246 (-)	103 (-)	168 (-)	517 (-)	6	7	152	165

() 内の数値は、変更届出件数

8-9 道路位置指定

所管課

開発指導課

1 道路位置の指定

(建築基準法第42条第1項第4号)

都市計画法等による新設又は変更の事業計画のある幅員4m以上の道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁(港区)が指定したものをいいます。指定を受けた土地については、道路としての構造形態を備えていなくても道路として扱われます。

都市計画法等の事業に基づく道路は、道路となる位置が決定してから築造が完了するまでに一定の期間を要します。その間、上記説明の道路指定をすることによって、道路となる予定の土地について新たな建築行為を禁止するとともに、道路周辺の土地については道路があることを前提とした建築物等の建築を認めることができます。

(建築基準法第42条第1項第5号)

土地を建築物の敷地として利用するために建築基準法に基づいて築造される幅員4m以上の道(主として私道)で、特定行政庁(港区)から位置の指定を受けたものは、建築基準法上の道路として扱われます。

位置の指定を受けるためには、建築基準法施行令第144条の4に定める基準を満たし、建築基準法施行規則第9条及び港区建築基準法施行細則第17条に定める申請書等を港区に提出する必要があります。

2 私道の変更・廃止

位置の指定を受けた道路その他の私道を変更又は廃止しようとするときは、指定を受けようとするときの規定を準用します。

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定(建築基準法第43条第1項及び第3項)に抵触する場合は、その変更・廃止を禁止又は制限しています。

○ 道路の指定等件数

種 別		年 度		
		30	元	2
指 定 ※上段 1項5号 下 段 1項4号	件 数 (件)	0	0	0
	延 長 (m)	2	7	8
廃 止	件 数 (件)	0	0	0
	延 長 (m)	491.33	2,801.67	474.81
変 更	件 数 (件)	6	8	6
	廃止延長 (m)	371.36	1,366.25	170.26
	指定延長 (m)	0	0	0
原図写しの交付 (件)		0	0	0
		1,087	1,043	886

第9章 土地情報及び土地取引の規制

9-1 土地情報

所管課

都市計画課

1 概要

港区が街づくりを進めていく上で、土地情報（土地取引・所有・利用の状況や土地価格等に関する情報）を十分に把握することが必要になります。しかし、港区自体にこの情報を収集する機能が十分にあるとはいえません。そこで、区は国・東京都の刊行物、土地情報誌等により土地情報の収集に努めています。

この中で、収集した土地の取引・所有・利用の状況は以下のとおりです。

2 土地取引状況（東京都「土地関係資料集」から）

区内における面積規模別土地売買状況は表1に示したとおりです。

○ 表1 面積規模別土地売買状況

(単位 件・㎡)

区分 年		50㎡	50㎡	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡	500㎡	1000㎡	2000㎡	5000㎡	10000㎡	合計
		未満	以上 100㎡ 未満	以上 150㎡ 未満	以上 200㎡ 未満	以上 300㎡ 未満	以上 500㎡ 未満	以上 1000㎡ 未満	以上 2000㎡ 未満	以上 5000㎡ 未満	以上 10000㎡ 未満	以上	
28	件数	795	462	219	160	94	90	42	16	10	3	2	1,893
	面積	15,286	33,354	26,439	27,374	22,831	33,212	28,973	24,319	28,901	24,948	33,691	299,328
29	件数	736	424	212	140	143	92	40	15	9	1	1	1,813
	面積	14,644	31,128	25,830	24,540	33,752	34,876	26,938	20,257	21,890	5,713	14,988	254,556
30	件数	895	399	172	117	86	49	26	7	4	0	4	1,759
	面積	17,853	28,679	21,059	20,230	20,601	18,145	16,607	9,369	11,778	0	83,981	248,302
元	件数	769	369	174	103	101	51	30	6	1	0	1	1,605
	面積	14,421	26,314	20,962	17,770	24,836	18,865	20,362	8,529	2,243	0	14,988	169,290
2	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 課税資料によるものです。(集計期間 各年1月1日～12月31日)

端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

「—」は令和3年8月現在未確定です。

3 土地所有状況（東京都「土地関係資料集」から）

区内における個人・法人別の民有地（固定資産税の課税対象地で、国公有地等の非課税地及び区分所有土地に係る分を除く）の面積は表2に示したとおりです。

○ 表2 個人・法人別民有地面積（全地目）

区分 年	個人		法人		合計	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
28	1,962 千㎡	24.5%	6,038 千㎡	75.5%	8,000 千㎡	100.0%
29	1,923 千㎡	24.0%	6,098 千㎡	76.0%	8,020 千㎡	100.0%
30	1,916 千㎡	23.9%	6,098 千㎡	76.1%	8,013 千㎡	100.0%
元	1,876 千㎡	23.4%	6,141 千㎡	76.6%	8,017 千㎡	100.0%
2	—	—	—	—	—	—

（注）課税資料によるものです。（各年1月1日現在）

端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

「—」は令和3年8月現在未確定です。

4 土地利用状況（東京都「土地関係資料集」から）

土地の地目のうち「宅地」については、その用途別利用状況を表3に示します。

なお、ここにおける用途の区分は地方税法上の区分であり、都市計画法上の用途地域の区分とは異なります。

○ 表3 令和元年（平成31年）民有宅地の用途別内訳

用途	港区		23区	
	面積	構成比	面積	構成比
住宅地区	6,099 千㎡	65.4%	280,077 千㎡	88.7%
商業地区	3,011 千㎡	32.3%	20,157 千㎡	6.4%
工業地区	213 千㎡	2.3%	15,651 千㎡	5.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
計	9,323 千㎡	100.0%	315,885 千㎡	100.0%

（注）課税資料によるものです。（令和元年（平成31年）1月1日現在）

端数処理のための各項の合計と計は必ずしも一致しません。

令和2年は令和3年8月現在未確定です。

9-2 土地価格の動向

所管課

都市計画課

1 概要

土地価格の動向については、国土交通省が地価公示法に基づく地価公示価格（毎年1月1日現在）を3月下旬に、東京都が国土利用計画法に基づく東京都基準地価格（毎年7月1日現在）を9月下旬に公表しています。

区内の公示地・基準地の数は、次のとおりです。

- ・公示地(令和3年1月1日現在)・住宅地 27地点・商業地 51地点・準工業地 5地点
- ・基準地(令和2年7月1日現在)・住宅地 9地点・商業地 27地点・準工業地 2地点

2 公示地・基準地の用途別平均価格

区内の公示地及び基準地の用途別平均価格は、表1、表2に示すとおりです。

なお、公示地・基準地の選定は、その年ごとにも変わることもあるので、この平均価格の比が土地価格の変動率とは直接結びつくものではありません。

○ 表1 公示地の用途別平均価格

(単位 千円/㎡)

年 \ 用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
29	1,683	3,942	1,698	3,143
30	1,781	4,201	1,810	3,345
元	1,890	4,554	1,954	3,612
2	2,009	5,163	2,186	4,048
3	2,366	5,064	2,206	3,997

(地価公示価格から)

○ 表2 基準地の用途別平均価格

(単位 千円/㎡)

年 \ 用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
28	1,383	4,114	1,085	3,343
29	1,438	4,450	1,129	3,600
30	1,508	4,810	1,193	3,879
元	1,894	5,244	1,025	4,239
2	1,981	5,410	1,057	4,369

(東京都基準地価格から)

3 公示価格・基準地価格の対前年変動率

公示価格及び基準地価格の用途別対前年変動率の推移は、表3、表4に示すとおりです。

○ 表3 公示価格の用途別対前年変動率の推移 (単位 %)

用途 年	住 宅 地		商 業 地		全 用 途 平 均	
	港 区	23 区	港 区	23 区	港 区	23 区
29	5.2	3.0	6.7	5.5	6.2	4.0
30	5.3	3.9	6.7	6.4	6.2	4.9
元	6.0	4.8	8.8	7.9	7.8	6.1
2	6.2	4.6	10.1	8.5	8.7	6.3
3	0.3	▲0.5	▲1.1	▲2.1	▲0.6	▲1.1

(地価公示価格から)

○ 表4 基準地価格の用途別対前年変動率の推移 (単位 %)

用途 年	住 宅 地		商 業 地		全 用 途 平 均	
	港 区	23 区	港 区	23 区	港 区	23 区
28	4.3	2.7	6.4	4.9	5.7	3.8
29	3.9	3.3	7.0	5.9	6.2	4.6
30	4.9	4.3	8.0	7.2	7.1	5.8
元	6.0	4.6	9.9	8.4	9.0	6.5
2	2.0	1.4	3.5	1.8	3.1	1.6

(東京都基準地価格から)

9-3 土地取引に関する届出等

所管課

都市計画課

1 概要

この事務は、土地の自由な取引が、地価の高騰・土地利用の混乱等土地問題の大きな原因になったことから、土地取引に対して、行政による一定の規制・制限を加えることにより土地問題ひいては都市問題の解決に資するものです。

2 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、昭和47年「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、取引の届出を義務付け、その際公共団体等による土地の売買に関する制度を整備するとともに、土地開発公社の創設による土地の先行取得を通じ、公有地の計画的な拡大を推進しようとするものです。平成24年度から区に権限委譲されています。

(1) 土地を譲渡しようとする場合の届出

一定面積以上の土地を譲渡しようとするときは、区長に届出ることになっています。

〔届出を必要とする土地〕

ア 都市計画施設（都市計画道路や都市計画公園等）の区域内に所在する土地を含む200㎡以上の土地

イ 道路法により「道路の区域として決定された区域」、都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域」及び河川法により「河川予定地として指定された土地」等を含む200㎡以上の土地

ウ 5,000㎡以上の土地

(2) 土地の買取希望の届出

100㎡以上の土地を所有する人は、区長に対し地方公共団体等による当該土地の買取を申出ることができます。

○ 公拡法に基づく届出・申出件数

年度	届出・申出件数
28	13
29	18
30	6
元	9
2	6

3 国土利用計画法に基づく事務

国土利用計画法は、土地取引に対して許可・届出等により一定の制限を加えるものであり、昭和49年に制定されました。

(1) 土地に関する権利の移転等の届出

一定規模（市街化区域では2,000㎡以上）の土地の取引をしたときは、契約締結後に区を経由して、東京都知事に届出なければなりません。

※ 平成10年に法律が改正され、従来事前届出制であったものが、原則事後届出制になりました。また、審査対象も予定価格と利用目的とされていたものが、利用目的のみとなりました。

事前届出が必要とされる、監視区域または注視区域は現在港区においては指定されていません。

港区内での件数は、次のとおりです。

○ 国土利用計画法に基づく届出件数

年度	届出件数
28	94
29	69
30	71
元	59
2	34

第 10 章 交 通

10-1 交通安全対策

所管課

地域交通課

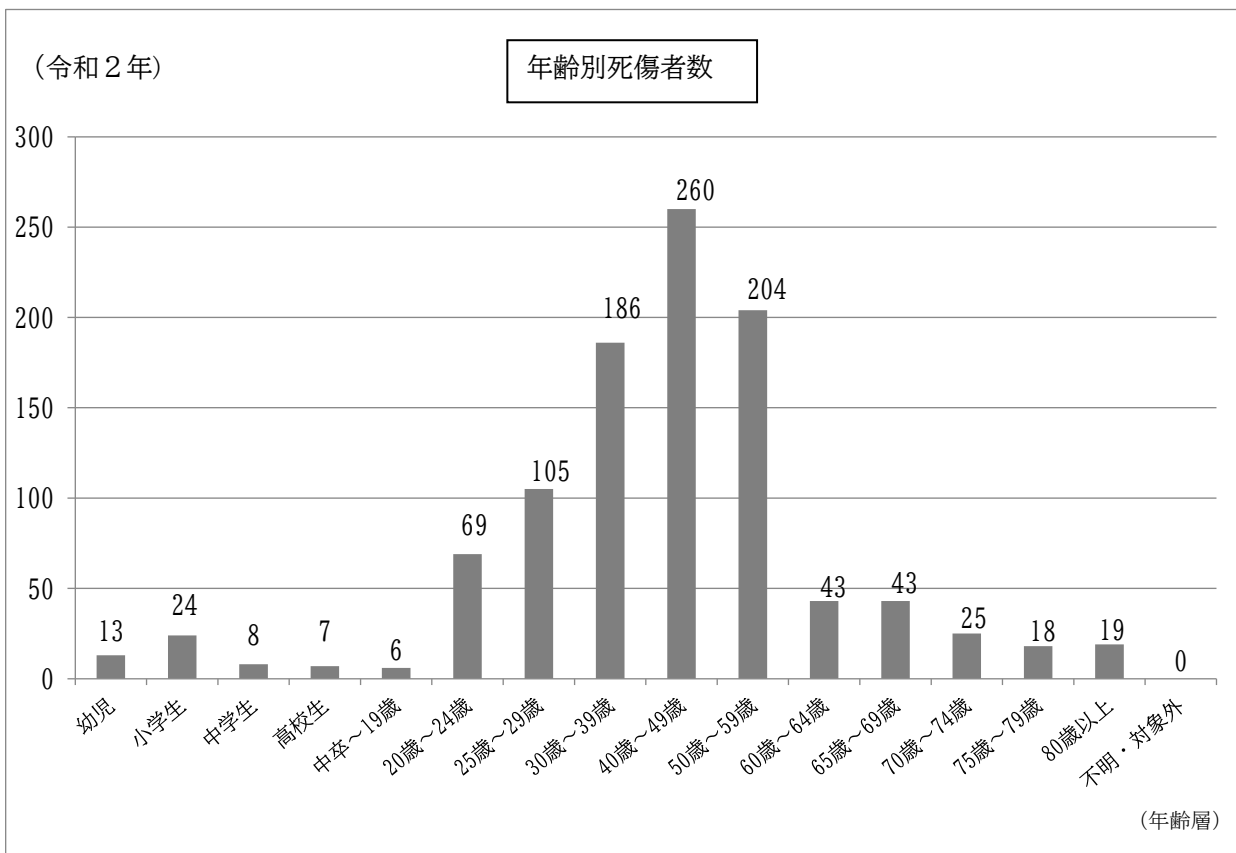
1 交通事故の推移

令和2年の全国交通事故死者数は2,839人で、前年比で376人減少しました。

令和2年の港区内の交通事故死者数は3人で、前年比で1人増えましたが、交通事故件数は、前年比で356件減少しました。今後も、交通安全対策の諸施策をより積極的に推進していく必要があります。

○ 港区内の事故件数の推移

区分	年別	昭和42	平成30	令和元	2
事故件数(件)		3,547	1,219	1,256	900
死傷者数	死者数(人)	24	8	2	3
	負傷者数(人)	3,773	1,386	1,444	1,027
	計(人)	3,797 (最多)	1,394	1,446	1,030 (最小)



2 交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、交通事故などの交通災害から区民の生命を守り、安全かつ快適な区民生活を確保するため、昭和48年以降10次にわたって、港区交通安全計画を策定してきました。この計画を基に国、東京都、警察署及び消防署等の関係機関と相互に協力し、区民の参加を得て交通安全対策の諸施策を推進しています。

3 交通安全推進体制

(1) 交通安全連絡協議会

区内の地域団体と関係行政機関とが相互の協力体制を確立し、区民とともに効果的な交通安全運動を推進し、交通事故のない、

安全で快適な港区を実現するため、港区交通安全連絡協議会を昭和39年5月に設置しました。

交通事故などの交通災害に係る対策は、多くの行政機関にまたがっており、組織を越えた連携が強く要請されています。同時に、交通安全の実現には区民の自覚と主体的な活動に負うところが大きいことから、さまざまな分野における力を結集して推進するため、各種団体の参加も得ています。

協議会は、主として全国的に繰り広げられる春と秋の交通安全運動の実施や交通安全計画等について協議するため開催されています。

交通安全連絡協議会	
会長	港区長
委員	港区副区長 港区議会議長 港区議会副議長 港区議会交通・環境等対策特別委員会委員長 港区議会交通・環境等対策特別委員会副委員長 港区教育委員会教育長 港区街づくり事業担当部長 国土交通省東京国道事務所長 東京都第一建設事務所長 愛宕警察署長 三田警察署長 高輪警察署長 麻布警察署長 赤坂警察署長 東京湾岸警察署長
	愛宕交通安全協会会長 三田交通安全協会会長 高輪交通安全協会会長 麻布交通安全協会会長 赤坂交通安全協会会長 東京湾岸交通安全協会会長 港区商店街連合会長 港区産業団体連合会長 港区老人クラブ連合会長 港区立中学校長会長 港区立小学校長会長 港区立幼稚園長会長 港区立中学校P・T・A連合会長 港区立小学校P・T・A連合会長 港区立幼稚園P・T・A連合会長

(2) 交通安全対策関係行政機関・団体

区内の交通環境は、生活の多様化や質的变化等を反映して複雑化しており、交通安全の推進には、多くの行政機関や団体が連

携し、総合的に施策を推進していく必要があります。

4 交通安全運動

区民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、各種の運動を展開しています。

(1) 春、秋の交通安全運動

全国の交通安全運動に合わせて、区内の関係行政機関と団体が連携して年2回実施しています。

また、毎月10日を交通安全日とし、区内施設をはじめ、警察署・交番等に懸垂幕を掲げ、啓発活動を行なっています。

これは、広く区民にやさしさと思いやりのある運転を基調とした交通マナーを呼びかけ、交通事故の発生を未然に防ぐとともに、安全で快適な交通環境を確立するためです。

(2) 港区交通安全のつどい

東京オリンピック・パラリンピック開催予定のため、開催を中止としました。

(3) 巡回交通安全教室

幼児を対象とした交通安全教室を実施しています。

保育園や幼稚園を巡回し、映画や交通警察官の講話等を通して、交通ルール、マナーを身につけさせ、交通事故防止を図ることを目的にしています。

○ 実績（令和2年度）

実施月	実施回数	参加者数
7月～3月	延べ 67回	延べ 2,600人

○ 令和2年の港区交通安全運動実施結果

実施期間	(春) 令和2年4月6日(月)～4月15日(水) (10日間) (秋) 令和2年9月21日(月)～9月30日(水) (10日間)
------	---

交通安全連絡協議会の開催月日	(春) 令和2年3月27日(金) (書面会議) (秋) 令和2年8月25日(火) (書面会議)
----------------	--

○ 広報活動

主な項目	運動期間	春	秋	計
広報車等の巡回		期間中毎日	期間中毎日	
広報紙への掲載		115,000部	115,000部	230,000部
チラシ・パンフレット等		25,350枚	25,350枚	50,700枚
ポスター		300枚	300枚	600枚

※この他、立看板、横断幕、懸垂幕等を掲出。

○ 交通安全教育

運動期間		春	秋	計
主な教育事業				
高齢者交通安全教育等		19回 約4,245人	40回 約4,140人	59回 約8,385人
二輪車交通安全教育等		31回 約4,250人	20回 約1,830人	51回 約6,080人
学校等における 交通安全教育	保育園	20回 約2,585人	23回 約2,675人	43回 約5,260人
	幼稚園	12回	12回	24回
	小学校	18回 幼・小・中で	18回 幼・小・中で	36回 幼・小・中で
	中学校	10回 約13,000人	10回 約13,000人	20回 約26,000人

※この他に、会社、事業所等での運転者講習会や未組織交通安全講習会を実施しています。また、各学校等にチラシなどを送付し、交通安全教育の指導を依頼しています。

○ 主な行事等

《春の交通安全運動》

名 称	期 日	対 象	実施主体等
御成門小学校入学式交通対策	4/6	区民・一般	愛宕警察署 交通安全協会
赤色灯点灯走行による 交通事故防止対策	運動 期間中	区民・一般	三田警察署 交通安全協会
自転車指導警告活動	4/7 4/14	区民・一般	高輪警察署 交通安全協会
歩行者交通事故防止 広報活動及び保護誘導活動	4/6	区民・一般	麻布警察署 交通安全協会
赤坂小学校入学児童 保護誘導活動	4/6	区民・一般	赤坂警察署 交通安全協会
新型コロナ感染予防のため、 港区内の活動は中止			東京湾岸警察署 交通安全協会

《秋の交通安全運動》

名 称	期 日	対 象	実施主体等
御成門小学校横断歩道訓練	9/23	区民・一般	愛宕警察署 交通安全協会
全国交通安全出動式	9/18	区民・一般	三田警察署 交通安全協会
「交通事故ゼロを目指す日」 二輪車ストップ作戦	9/30	区民・一般	高輪警察署 交通安全協会
オーロラビジョンの放映	運動 期間中	区民・一般	麻布警察署 交通安全協会
「Tokyo safety action啓発隊」 委嘱式・出動式	9/21	区民・一般	赤坂警察署 交通安全協会
新型コロナ感染予防のため、 港区内の活動は中止			東京湾岸警察署 交通安全協会

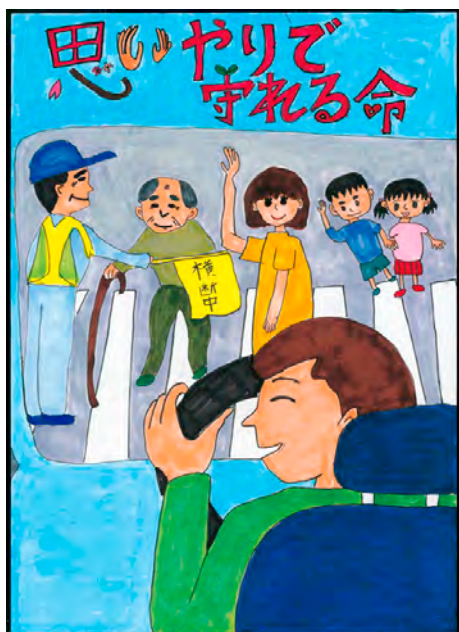
(4) ポスターコンクール

区民に交通安全について理解と関心を高めてもらうため、毎年、小・中学生から交通安全ポスターを募集しています。

入賞作品は、ポスターカレンダーやポケットティッシュのデザインに採用し、啓発品として配布しました。

○ 参加数（令和2年度）

小学生の部	10点
中学生の部	224点



小学生
最優秀作品



中学生
最優秀作品

10-2 放置自転車対策

所管課

地域交通課
各総合支所まちづくり課

1 事業の概要

自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーのすぐれた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。

しかし、自転車利用の増大は、同時に駅周辺における自転車の大量放置による様々な問題を引き起こしています。

令和3年5月末現在で、1,089台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。

これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。

この対策として、以下の3つを柱とし、これを交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。

- (1) 放置自転車等の抑制
- (2) 自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動
- (3) 自転車等駐車場の整備

2 警告及び撤去活動

各駅周辺、道路上の放置自転車等の整理、警告及び撤去を定期的に行いました。

3 啓発活動

区民、在勤者、在学者に放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーンポスター」を令和2年10月22日から10月31日まで各総合支所で掲示しました。

広報みなどによるお知らせ、啓発活動を行いました。

4 自転車等駐車場の設置義務

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。

令和2年度における設置義務に関する新設の届出件数は19件、設置予定台数は3,083台です。

5 放置自転車リサイクル事業

平成13年10月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。

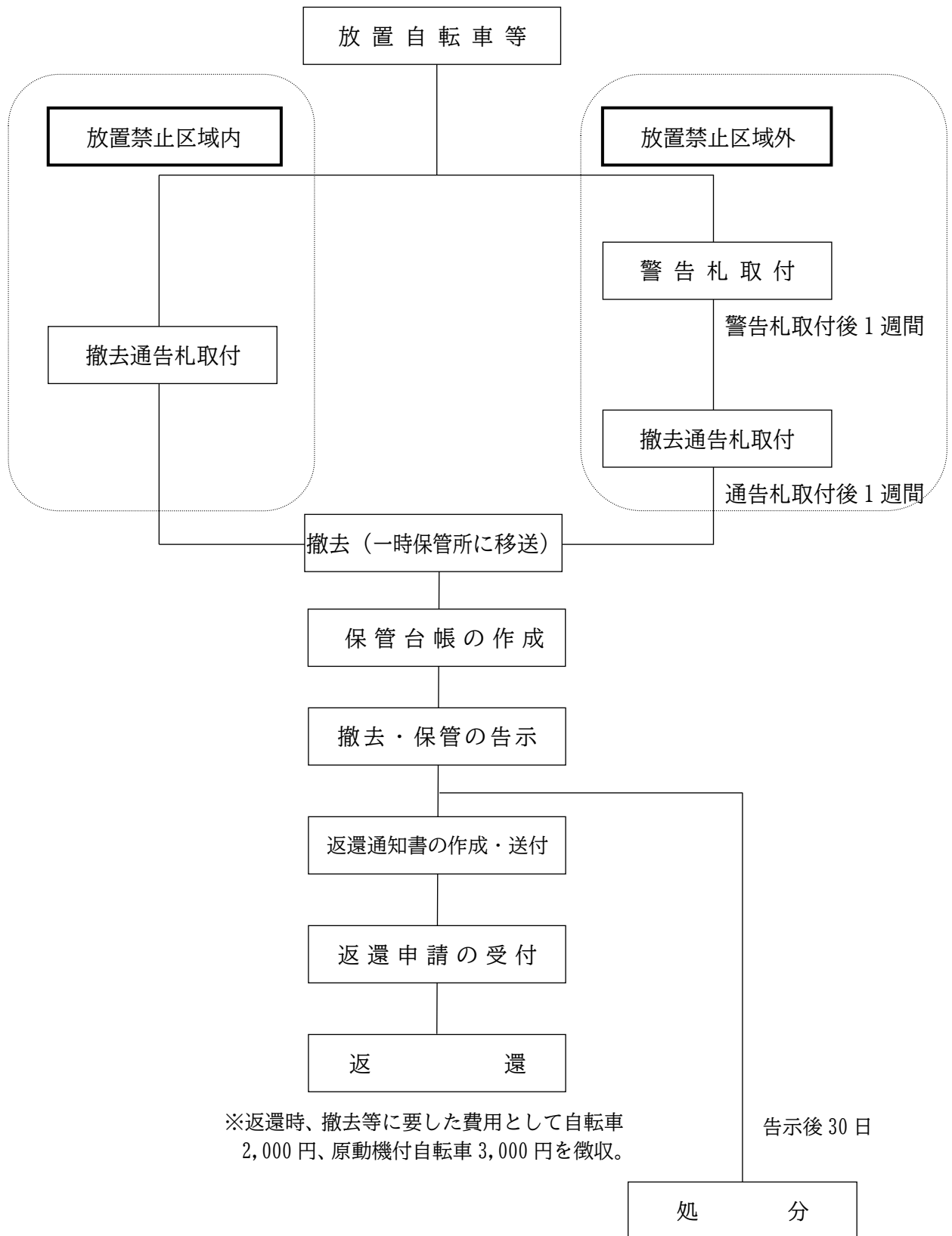
令和2年度は保管期限が過ぎた撤去自転車315台を無償譲渡し、237台を販売しました。

6 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。

区が条例により設置した自転車等駐車場11施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図



令和3年度 自転車等駅前乗入台数調査

(単位：台)

	駅名	路線名	自転車	バイク		計	備考（※複数段のうち、上段は放置台数、下段は駐車場・置場利用台数）
				原付	自動二輪		
1	新橋	JR線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	44	1	3	48	
			228	0	0	228	
2	浜松町	JR線・東京モノレール	9	0	1	10	
			172	10	0	182	
3	田町駅東口	JR線	17	1	0	18	
			581	25	0	606	
4	田町駅西口	JR線	31	0	2	33	
			199	10	0	209	
5	品川駅港南口	JR線	16	2	4	22	
			796	23	0	819	
6	品川駅高輪口	JR線・京浜急行線	10	1	1	12	
			218	8	12	238	
7	芝公園	地下鉄三田線	6	0	0	6	
			55	0	0	55	
8	御成門	地下鉄三田線	16	1	0	17	
			-	-	-	-	
9	内幸町	地下鉄三田線	12	2	6	20	
			-	-	-	-	
10	大門	地下鉄浅草線・大江戸線	28	0	0	28	
			-	-	-	-	
11	泉岳寺	地下鉄浅草線	32	1	0	33	
			-	-	-	-	
12	高輪台	地下鉄浅草線	14	0	1	15	
			-	-	-	-	
13	神谷町	地下鉄日比谷線	20	2	0	22	
			-	-	-	-	
14	六本木	地下鉄日比谷線・大江戸線	46	2	1	49	
			204	0	0	204	
15	広尾	地下鉄日比谷線	22	1	0	23	
			76	0	0	76	
16	虎ノ門	地下鉄銀座線	6	0	0	6	
			46	0	0	46	
17	赤坂見附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	12	0	0	12	
			64	8	45	117	
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	9	1	0	10	
			98	0	0	98	
19	外苑前	地下鉄銀座線	154	0	0	154	
			-	-	-	-	
20	赤坂	地下鉄千代田線	79	2	3	84	
			-	-	-	-	
21	乃木坂	地下鉄千代田線	19	1	1	21	
			72	0	0	72	
22	表参道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	21	1	2	24	
			92	0	0	92	
23	汐留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	25	3	5	33	
			-	-	-	-	
24	芝浦ふ頭	ゆりかもめ	4	0	6	10	
			38	0	0	38	
25	日の出	ゆりかもめ	11	0	1	12	
			-	-	-	-	
26	竹芝	ゆりかもめ	13	0	6	19	
			-	-	-	-	
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	0	0	0	0	
			53	2	4	59	
28	台場	ゆりかもめ	1	0	0	1	
			-	-	-	-	
29	溜池山王	地下鉄銀座線・南北線	30	1	1	32	
			-	-	-	-	
30	麻布十番	地下鉄南北線・大江戸線	127	1	0	128	
			220	9	0	229	
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	68	2	1	71	
			-	-	-	-	
32	白金高輪	地下鉄南北線・三田線	23	3	2	28	
			199	0	0	199	
33	白金台	地下鉄南北線・三田線	10	0	1	11	
			74	0	0	74	
34	赤羽橋	地下鉄大江戸線	48	3	0	51	
			-	-	-	-	
35	高輪ゲートウェイ	JR線	1	0	0	1	
			45	0	0	45	
36	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	24	0	1	25	
			-	-	-	-	
合計	放置台数	1,008	32	49	1,089		
	駐車場・置場利用台数	3,530	95	61	3,686		

(令和3年5月31日現在)

(単位：台)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
自転車等駐車場利用台数	249,395	254,886	287,365	278,464	233,258

(各年度末日現在)

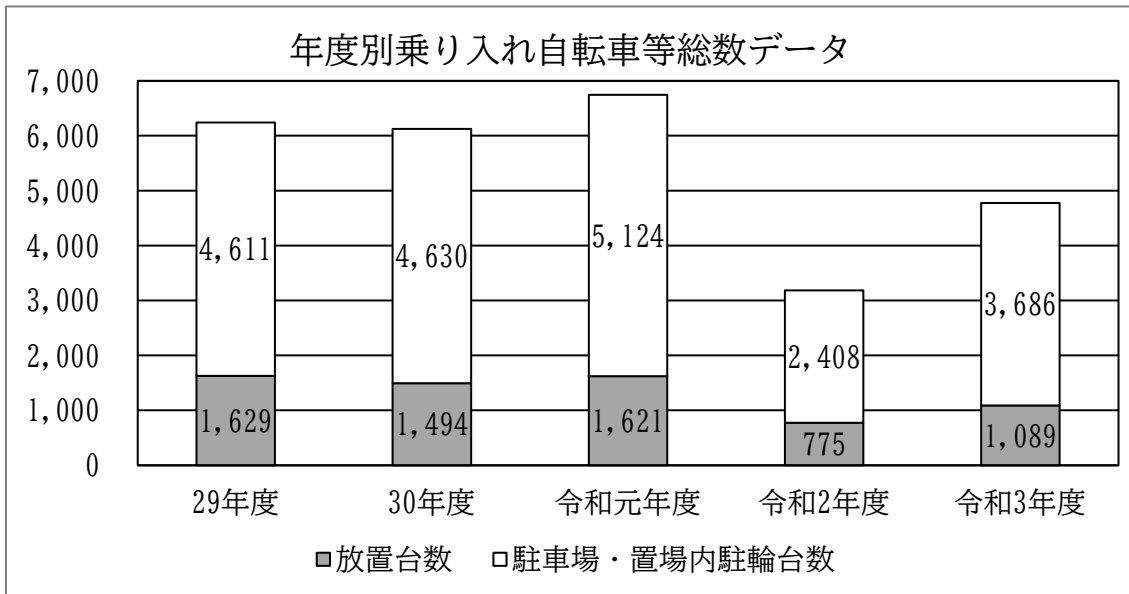
(単位：台)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
撤去自転車等返還台数	3,752	3,483	3,510	3,238	2,381

(各年度末日現在)

○ 年度別乗り入れ自転車等総数データ

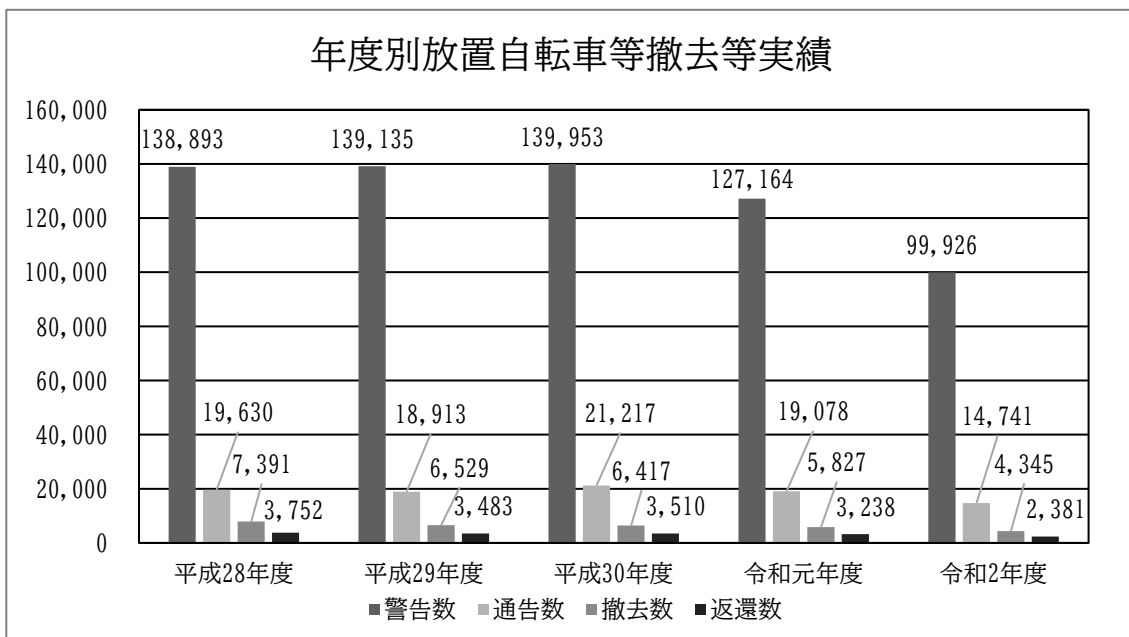
(単位：台)



(各年度5月31日現在)

○ 年度別放置自転車等撤去等実績

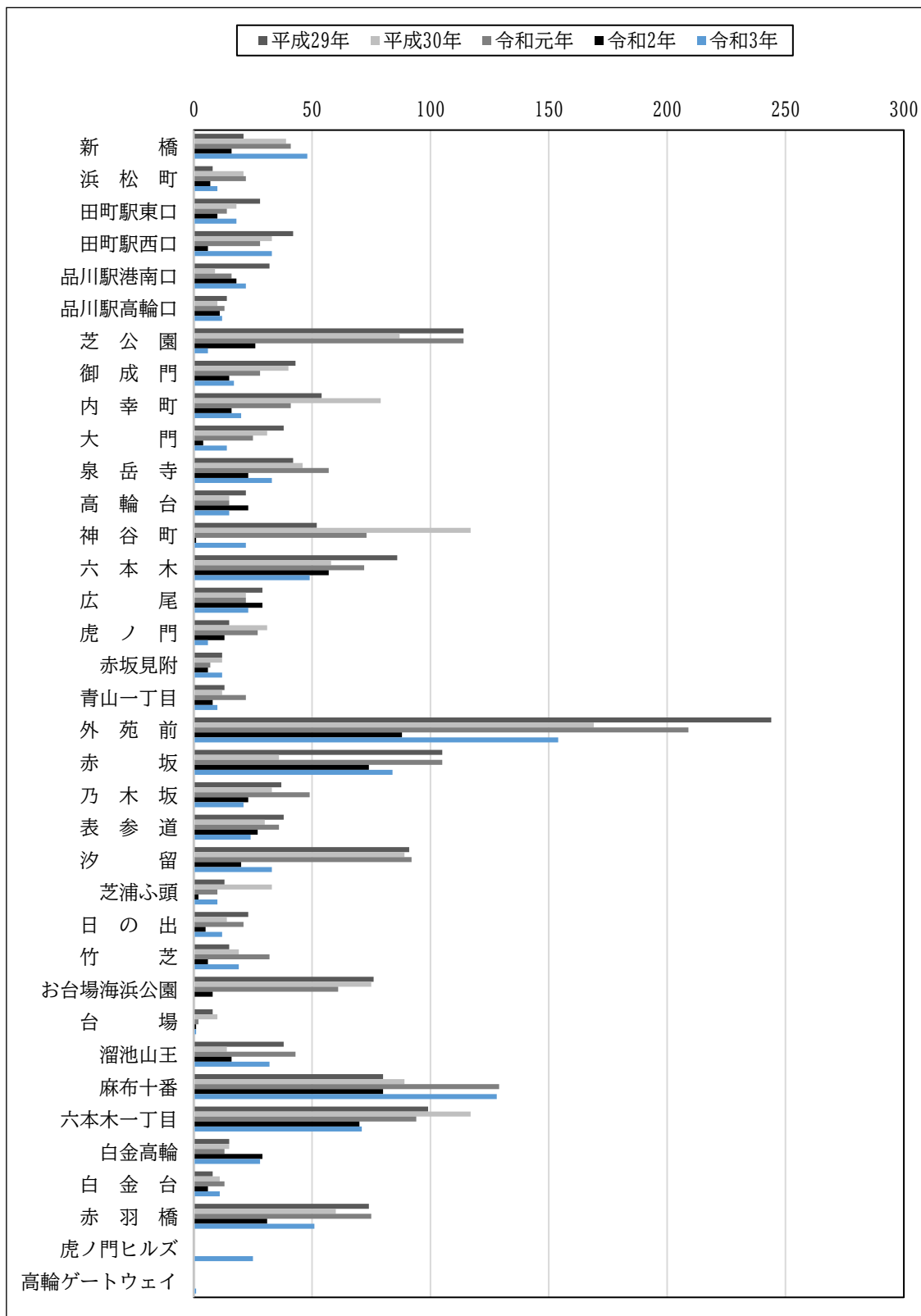
(単位：台)



(各年度末日現在)

○年度別駅前放置自転車の推移

(単位：台)



(各年度5月31日現在)

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中の調査。

10-3 駐車場の整備

所管課

地域交通課

1 事業の取組

区は、都心区として、業務機能をはじめとした諸機能の集積が進行しており、商業・業務地区を中心に駐車場不足による違法路上駐車が蔓延しています。

違法路上駐車は道路交通機能の低下を招き、交通事故の原因や災害時の消防・救急活動の妨げとなるばかりでなく、渋滞による大気汚染など、環境への悪影響をもたらします。

都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる上で、道路の有効活用、交通環境の整備は大変重要です。これまで、駐車場整備基金のあっせんを行うなど駐車場整備を重点的に進めてきた結果、駐車場の整備が進み、違法駐車台数も減少傾向にあります。今後も違法駐車台数の減少に向けて努めていきます。

2 港区立麻布十番公共駐車場

麻布十番地区の路上駐車を解消し、歩行者及び車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に、麻布十番鳥居坂下に地下駐車場を整備しました。

(これまでの経過)

- ・平成3年11月 都市計画決定
- ・平成4年7月 都市計画事業認可
- ・平成7年3月 都市計画変更決定
自走式から機械式への変更
- ・平成11年6月 開業

なお、この事業については、株式会社みなと都市整備公社が都市計画法第59条第4項(特許事業)の認可を得て施行したものです。

事業の管理運営は、区が指定する指定管理者が行っています。

<駐車場の概要>

所在地	港区麻布十番一丁目4番10号 (都道319号線(環状3号線)地下部分)
駐車台数	347台(車いす用2台)
駐車方式	機械式(一部自走式22台)
延床面積	11,739.8㎡
構造	地下3層

3 港区立品川駅港南口公共駐車場

港区はじめての区立公共駐車場が平成13年6月27日、品川駅前の港南ふれあい広場の地下に開業しました。

この駐車場は、「品川駅東口地区の路上駐車を解消し、道路交通の円滑化と安全性の向上を図る。」ことを目的として平成8年7月22日に都市計画決定されました。

品川駅東口土地区画整理事業の中で道路附属物として整備され、平成13年4月1日に道路管理者である区へ引き継がれ、同年6月27日に開業しました。

事業の管理運営は、区が指定する指定管理者が行っています。

<駐車場の概要>

所在地	港区港南二丁目14番17号 (特別区道第243号線地下部分)
駐車台数	137台(車いす用2台) 9台(自動二輪車)
駐車方式	自走式
延床面積	8,844.3㎡
構造	地下2層

10-4 交通体系の整備

所管課

地域交通課

1 交通まちづくりの推進

(1) 地域交通への取組

区は、平成16年10月から港区コミュニティバス「ちいばす」の運行を開始しました。平成18年度に、「港区地域交通のあり方検討委員会」を設置し、「ちいばす」に限定せず、地域交通のあり方について幅広く検討を重ねました。

平成19年度は区民アンケート調査を実施し、平成20年度に「港区地域交通サービス取組方針」及び「港区地域交通サービス実施計画」を策定し、港区地域公共交通会議の審議を経て、路線拡充を決めました。平成22年3月24日から、5つの新規路線（芝・麻布・青山・高輪・芝浦港南ルート）で実証運行を開始しました。平成22年度及び23年度には、移動実態調査や満足度調査等の結果に基づき、新規5路線の事業収支、路線の評価、改善策等を検討し、事業の検証・評価を行いました。

本格運行を開始した平成24年度には、実証運行での課題等改善策の実施と検証及び平成25年度へ向けての既存の2路線（田町・赤坂）を含めた改善策の検討を行いました。

平成25年5月1日から麻布ルートを東西に分割して運行しました。平成26年3月31日から芝ルートでプラザ神明に乗り入れ、平成28年8月19日から芝ルートと芝浦港南ルートでみなとパーク芝浦に乗り入れました。令和3年4月1日から麻布東ルートは芝公園周回部分を往復するルートに変更、芝浦港南ルートは日の出棧橋まで延伸するルートに変更しました。

台場地域は、港区内他地区とレインボーブリッジのみでつながる特殊な立地状況にあるうえ、住宅地として開発が進んだ地域ではないため地域内交通の利便性が十分でない面がありました。

また、コミュニティバスの要件には適合せず、「ちいばす」新規路線に選定されませんでした。

そこで、コミュニティバス以外の手段で台場の

地域交通改善が可能かどうかについて、住民参画による「台場の地域交通を考える会」を立ち上げ、検討を重ねた結果、集客施設を中心とした民間企業がコンパクトに集積している台場の地域特性と民間活力を生かし、住民と企業の協力による民間出資の新たな交通システム、台場シャトルバスを平成24年4月から運行を開始しました。

台場シャトルバスは住民、企業、運行事業者と区で構成される「台場シャトルバス運営協議会」により運営され、5年以内の黒字化を存続の条件として運行改善に取り組んできましたが、黒字化は達成できず、平成29年3月31日、事業から撤退し、解散しました。

平成29年4月1日からは、運行事業者に区が補助する新たなスキームで運行開始しました。

(2) 交通まちづくり

地域交通を充実し、さまざまな人が使いやすい地域交通ネットワークの構築と持続的な交通体系を整備することにより、区民等の移動を容易にし、日常生活の利便性や福祉の向上、地域の活性化等を図っていきます。

具体的には、コミュニティバスの路線を活用して各総合支所などの公共施設をはじめ、病院や商店街などの生活関連施設を結び、鉄道やバス等他の公共交通との乗り継ぎも考慮しながら地域交通ネットワークを構築し、人と環境にやさしい交通基盤を整備していきます。

この基盤を活用し、地域活動の活性化、高齢者や障害者、妊産婦等の社会参加の促進、福祉サービスの向上、子育て支援、さらには地球温暖化への対応など区民の幅広いニーズに対応し、まちにかがやきとにぎわいを生み出し、まちを育む「交通まちづくり」を進めていきます。

平成29年9月には、区の目指すべき将来都市像「快適な道路・交通ネットワークの形成」を実現するための行動計画として、令和8年度までを計画期間とした「港区総合交通戦略」を策定しました。

2 コミュニティバス「ちいばす」の運行事業

平成16年10月1日に田町ルート、赤坂ルートの2路線の運行を開始し、平成19年4月1日には車庫発着便(車庫～田町駅東口)の運行も始めました。

また、平成22年3月24日からは新たに芝・麻布・青山・高輪・芝浦港南の5路線で実証運行を開始し、平成24年4月21日から本格運行に移行しました。

愛称は、区民からの公募により「ちいばす」と決定しました。これには、小さいバス、地域に愛されるバスという意味が込められています。バスのデザインのアイデアは、バス路線沿線の小中学校からの応募によるものです。

芝ルートでは平成28年度からEVバスを導入し、現在は4台のEVバスが走っています。

☆運賃

1乗車 小学生以上一律 100円

※路線を乗り継ぐ場合は、それぞれの路線毎で100円です。

※定期券も販売しています。

1ヶ月4,200円／3ヶ月11,970円

※共通一日乗車券 500円

(港区コミュニティバス「ちいばす」及びお台場レインボーバスの全路線に乗車できます。)

(土日祝、8月13日～15日、12月29日～1月3日限定)

☆車両について

●小型バス

- ・定員35人(座席11、立席24)
- ・ノンステップ仕様車
- ・車いす1脚対応(乗降は着脱式スロープ)
- ・ICカード対応

●中型バス

- ・定員56人(座席26、立席30)
- ・ノンステップ仕様車
- ・車いす2脚対応(乗降は着脱式スロープ)
- ・ICカード対応

○ ルート別利用者数 (単位:人)

ルート	30年度	元	2
田町	947,499	933,401	608,652
赤坂	306,264	293,738	195,111
芝	311,892	300,907	175,316
麻布東	142,423	141,266	89,430
麻布西	357,277	336,538	234,388
青山	579,051	535,210	340,724
高輪	793,030	766,030	520,232
芝浦港南	648,024	641,632	453,108
合計	4,085,460	3,948,722	2,616,961

【小型バス(日野ポンチョ)】



【中型バス(日野レインボーII)】



○ 運行概要

	田町ルート	赤坂ルート	車庫発着便
起点	田町駅東口	六本木ヒルズ（循環）	芝浦車庫
終点	（六本木ヒルズ経由） 田町駅東口	六本木ヒルズ（循環）	田町駅東口 （一部赤羽橋南）
運行距離	約 9.1 km	約 7.82 km	約 1.3km（一部 3.42km）
所要時間	往路 約 28 分 ----- 復路 約 28～32 分	1 周 50～54 分	約 6 分（一部約 22 分）
運行間隔	15 分	30 分	5 分～ 3 時間 45 分
運行台数	6 台（中型）	3 台（小型）	—
運行時間	7：08～21：26	8：00～20：50	7：00～21：35
運行本数	平日 往路 52 本・復路 53 本 土休日 往路 51 本・復路 52 本	25 本	平日 往路 21 本・復路 16 本 土休日 往路 14 本・復路 15 本

	芝ルート	麻布東ルート	麻布西ルート
起点	新橋駅	港区役所北（循環）	広尾駅（循環）
終点	みなとパーク芝浦	港区役所北（循環）	広尾駅（循環）
運行距離	約 14.9km （神明経由 16km）	約 10.1km	約 8.3km
所要時間	往路 約 53 分 ----- 復路 約 58 分	1 周 約 54 分	1 周 約 50 分
運行間隔	約 20 分（土休日 30 分）	30 分（土休日 60 分）	20 分
運行台数	7 台（小型）	3 台（小型）	3 台（小型）
運行時間	7：43～21：07	7：38～21：02	7：51～21：01
運行本数	平日 往復 31 本 土休日 往復 26 本	平日 26 本 土休日 13 本	38 本

	青山ルート	高輪ルート	芝浦港南ルート（※）
起点	六本木ヒルズ	品川駅港南口	田町駅東口（循環）
終点	赤坂見附駅	浅草線三田駅前	田町駅東口（循環）
運行距離	約 13.7km	約 13.7km	約 17.3km
所要時間	往路 約 42 分 ----- 復路 約 34 分	往路 約 37 分 ----- 復路 約 35 分	1 周 港 1 系統 約 108 分 港 2 系統 約 52 分
運行間隔	20 分	20 分	20 分～40 分
運行台数	5 台（小型）	4 台（中型）	5 台（中型）
運行時間	7：44～21：23	7：50～20：47	7：38～21：26
運行本数	往路 38 本・復路 40 本	往路 38 本・復路 38 本	港 1 系統 25 本 港 2 系統 14 本

※ 港 1 系統（品川駅港南口～田町駅東口～日の出棧橋入口）と港 2 系統（品川駅港南口～田町駅東口）を組み合わせて運行しています。

3 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行事業

平成24年4月19日に田町ルート、品川ルートの2路線で運行を開始し、台場地域の住民の代表、企業の代表、バス運行事業者及び港区で構成する「台場シャトルバス運営協議会」が、実施計画の策定をはじめ、運行開始後の事業の検証・評価・改善など、台場シャトルバスに関する一切の事項を企画・運営していました。しかし、事業継続の条件だった5年目までの黒字化が達成できなかったため、台場シャトルバス運営協議会は平成29年3月31日付で台場シャトルバス事業から撤退し、解散しました。

平成29年4月1日からは、運行事業者に対して5年以内の黒字化達成までの間は区が援助を行うスキームで、新たに運行を開始しました。

また、路線を統合して全便を品川駅港南口発着とし、車両を全て大型バスに更新しました。

(1) 運賃（令和元年10月1日より運賃改定）

1乗車 大人（中学生以上）	220円
小人（小学生）	110円
車椅子の介助者（1人のみ）	110円

通勤定期券

1か月8,000円／3か月23,000円

通学定期券

1か月7,000円／3か月19,000円

小学生通学定期券

1か月3,500円／3か月9,500円

回数券

2,000円券（10回分／2,200円分）

5,000円券（28回分／6,160円分）

小人用回数券

1,000円券（10回分／1,100円分）

2,500円券（28回分／3,080円分）

一日乗車券 500円

共通一日乗車券 500円（土日祝・年末年始等）

（お台場レインボーバス及び港区コミュニティバス「ちいばす」の全路線に乗車できます。）

(2) 車両について

大型バス

- ・定員73人（座席27、立席46）または、定員81人（座席34、立席47）
- ・ノンステップバス
- ・車いす1脚対応（乗降は着脱式スロープ）
- ・NTTドコモのおサイフケータイ「iD」が利用できます。
- ・港区コミュニティバス乗車券を利用できます。
（東京都シルバーパス及び交通系ICカードは利用できません。）

○ 利用者数推移（単位：人）

年度	利用者数
平成30年	782,449
令和元年	808,724
令和2年	480,938

【シンボルマーク】



【大型バス（三菱ふそうエアロスター）】



○ 運行概要

運行経路	01 (田町駅東口を經由)	02 (田町駅東口を經由しない)
始発	(平日) お台場学園前発 午前7時59分 品川駅港南口発 午前7時33分 田町駅東口発 午前7時43分 (土曜日・日曜日・祝日) お台場学園前発 午前8時41分 品川駅港南口発 午前9時30分 田町駅東口発 午前9時40分	(平日) お台場学園前発 午前6時45分 品川駅港南口発 午前7時00分 芝浦三丁目 (田町駅入口) 発 午前7時08分 (土曜日・日曜日・祝日) お台場学園前発 午前7時00分 品川駅港南口発 午前7時05分 芝浦三丁目 (田町駅入口) 発 午前7時13分
最終	(平日) 品川駅港南口発 午後7時10分 田町駅東口発 午後7時20分 (土曜日・日曜日・祝日) 品川駅港南口発 午後7時25分 田町駅東口発 午後7時35分	(平日) 品川駅港南口発 午後10時30分 芝浦三丁目 (田町駅入口) 発 午後10時37分 (土曜日・日曜日・祝日) 品川駅港南口発 午後10時10分 芝浦三丁目 (田町駅入口) 発 午後10時17分
運行間隔	平日 27分~72分 土休日 30分~60分	平日 11分~30分 土休日 15分~30分
運行回数	平日 13回 土休日 13回	平日 50回 土休日 44回

※田町駅東口、芝浦三丁目(田町駅入口)は、台場方面行の時刻を記載

4 バリアフリー化の計画的な推進

国は、高齢者、障害者等が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を施行し、続いて、平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）を施行して、バリアフリーに関する基本方針や整備基準を定めるなどの取組を強化してきました。

その後、平成30年5月のバリアフリー法改正において、基本理念を設け「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化したほか、令和2年5月の改正では、心のバリアフリー推進のため、バリアフリー基本構想に「教育啓発特定事業」が追加されるなど、ハード対策に加えソフト対策も推進しています。

区は、バリアフリー法の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、高齢者、障害者等、誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針として、「港区交通バリアフリー基本構想」を平成19年4月に策定、その後「港区バリアフリー基本構想」を平成26年9月に策定し、区民や事業者と連携、協働を図りながら、駅や公共施設、医療施設等とその移動経路となる道路のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

令和3年3月に新たに策定した「港区バリアフリー基本構想」では、すべての人にとってわかりやすく、利用しやすいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」をさらに推進するとともに、重点整備地区として、特に利用者数の多い新橋駅と品川駅周辺を新たに追加しました。また、区民一人ひとりがお互いに理解し、尊重し、思いやり、支え合う「心のバリアフリー」の推進に向けた取組の充実を図っていくものとしています。

【港区バリアフリー基本構想】

1 基本理念

誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、共生する社会の実現

2 基本方針

- (1) 誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応
- (2) 利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化
- (3) 多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進

3 重点整備地区の一覧

- (1) 浜松町駅周辺重点整備地区
- (2) 赤坂駅周辺重点整備地区
- (3) 六本木駅周辺重点整備地区
- (4) 白金高輪駅周辺重点整備地区
- (5) 田町駅周辺重点整備地区
- (6) 新橋駅周辺重点整備地区
- (7) 品川駅周辺重点整備地区

4 これまでの経緯

- ・平成19年4月
港区交通バリアフリー基本構想の策定
- ・平成20年4月
浜松町駅周辺地区バリアフリー基本構想、赤坂駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
- ・平成21年5月
六本木駅周辺地区バリアフリー基本構想、白金高輪駅周辺地区バリアフリー基本構想、田町駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
- ・平成26年9月
港区バリアフリー基本構想の策定
- ・令和3年3月
新たな港区バリアフリー基本構想の策定

10-5 自転車シェアリングの推進

所管課

地域交通課

1 事業の取組

自転車シェアリングは、総合的な自転車施策の一環として、港区基本計画や港区自転車等総合基本計画に位置づけられています。

自転車は、通勤・通学・買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、環境にやさしい乗り物として時代のニーズにマッチし、今後の利用はますます増加することが見込まれます。

しかし、自転車利用の増加は、自転車の大量放置によるさまざまな問題を引き起こしています。

区は、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上等を目的とし、平成26年8月から港南地区、10月から環状2号線周辺地区、六本木地区で自転車シェアリングのサービスを開始しました。

区内全域に実証実験のエリアを拡大するとともに公共的都市交通システムとして位置付けていくため、平成28年度に自転車を1,000台増車しました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、平成27年3月3日に港区、千代田区、中央区、江東区及び東京都の五者で締結した「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」に基づき、4区と東京都で、広域化について検討を進め、平成28年2月1日から4区相互乗り入れによる、広域相互利用実験を開始しました。

平成28年度には新宿区、文京区、平成29年度は渋谷区、平成30年度は品川区、大田区、令和元年度は目黒区が加わり、さらに連携を推進するため、令和元年6月「自転車シェアリング広域連携に関する基本協定書」を締結しました。令和2年7月、中野区が加わり11区での利用が可能になりました。

また、区は、令和2年4月1日、実証実験から本格実施へ移行しました。

2 自転車シェアリングの概要

(令和3年3月末)

ポート数	芝地区	48か所
	麻布地区	19か所
	赤坂地区	21か所
	高輪地区	10か所
	芝浦港南地区	32か所
	合計	130か所

自転車 合計 1,710台
全て電動アシスト付自転車

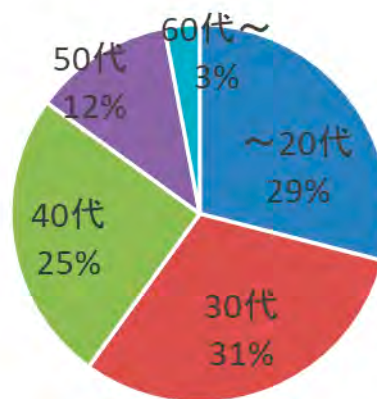
○ 利用状況

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録会員者数(人)	1回	82,485	112,725	141,959
	月額	3,992	4,904	5,018
	1日パス	3,045	3,833	3,958
	法人	1,279	1,105	958
	合計	90,801	122,567	151,893
利用回数(回)		1,668,285	2,078,986	2,120,594

※「1日パス」は、平成27年10月5日から販売開始。

○ 登録者の年齢層(1回会員・月額会員)

(令和2年度)



第11章 付 属 機 関

11-1 都市計画審議会	所管課	都市計画課
<p>1 設置の目的と役割</p> <p>港区都市計画審議会は、昭和50年7月、地方自治法に基づく区長の付属機関として、都市計画行政を円滑に進めるため、都市計画に関することについて、区長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されました。</p> <p>平成12年4月、地方分権一括法の施行により都市計画法が改正され、市町村都市計画審議会が都市計画法に新たに明文化されました。また、区が決定する都市計画の範囲、権限が拡大され、港区都市計画審議会の果たす役割は益々重要となりました。港区では、法改正に伴う条例改正と併せて、住民参加を促進するため、公募による区民を新たに委員として加えるなどの改正を行いました。</p> <p>2 審議事項</p> <p>港区都市計画審議会は、次に掲げる事項について審議します。</p> <p>(1) 都市計画法により区が決定する都市計画 (2) 都市計画について区が提出する意見 (3) その他都市計画上必要な事項 (4) 関係行政機関に対する建議</p> <p>3 審議会の委員構成</p> <p>審議会は、学識経験者9人以内、区議会議員8人以内、関係行政機関の職員2人以内、区の住民2人以内の計21人以内の委員から構成されます。(令和3年3月現在、19人)委員の任期は2年です。</p>		<p>4 これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和49年 地方自治法・都市計画法改正により都市計画決定権限を区に付与。 ・ 昭和50年 港区都市計画審議会条例を制定し、同年7月12日港区都市計画審議会が発足。(学識経験者7人、区議会議員7人、区職員5人 計19人) ・ 平成元年 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。(学識経験者8人、区議会議員7人、関係行政機関の職員2人、区職員2人 計19人) ・ 平成9年 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更(学識経験者9人、区議会議員8人、関係行政機関の職員及び区職員3人 計20人)及び区長への建議条項を新設。 ・ 平成12年4月 (1)地方分権一括法制定・都市計画法改正により、審議会の法定化及び区決定権限の拡大。 (2)港区都市計画審議会条例を改正し、法定化に伴う設置根拠の明文化、構成員の変更(学識経験者9人、区議会議員8人、関係行政機関の職員1人、区の住民2人 計20人)、建議条項の変更(関係行政機関へ建議)などの改正。 ・ 平成12年12月 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。(学識経験者9人、区議会議員8人、関係行政機関の職員2人、区の住民2人 計21人)

5 開催実績及び審議案件(平成 30 年度～令和 2 年度)

○ 平成 30 年度 開催回数 5 回

第 237 回	地区計画の決定	赤坂二丁目地区
	地区計画の決定	
	高度利用地区の変更	白金一丁目西部中地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	高度地区の変更	
第 238 回	都市高速鉄道の変更	京浜急行電鉄湘南線
	都市高速鉄道の変更	都市高速鉄道第一号線分岐線
	地域冷暖房施設の変更	虎ノ門一・二丁目地区
第 239 回	都市計画道路の変更	幹線街路環状第 4 号線
	都市計画道路の変更	幹線街路放射第 16 号線
	都市計画道路の変更	幹線街路補助線街路第 123 号線
	都市計画下水道の変更	東京都公共下水道芝浦水再生センター
	地区計画の変更	港南一丁目地区
	土地区画整理事業の変更	品川駅周辺
第 240 回	都市計画道路の変更	幹線街路補助線街路第 332 号線
第 241 回	地区計画の決定	西麻布三丁目北東地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	地区計画の変更	環状第二号線新橋・虎ノ門地区

○ 令和元年度 開催回数 1 回

第 242 回	地区計画の変更	虎ノ門一・二丁目地区
	都市計画道路の変更	幹線街路補助線街路第 332 号線
	都市計画道路の変更	幹線街路補助線街路第 334 号線
	土地区画整理事業の変更	品川駅周辺

○ 令和 2 年度 開催回数 3 回

第 243 回	地区計画の決定	赤坂七丁目北地区
	高度利用地区の変更	
	第一種市街地再開発事業の決定	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	用途地域の変更	
	地域冷暖房施設の決定	虎ノ門・麻布台地区
	地域冷暖房施設の決定	品川駅北周辺地区
第 244 回	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	港区全域
	都市再開発の方針の変更	港区全域
第 245 回	第一種市街地再開発事業の決定	虎ノ門一丁目東地区

11-2 建築審査会

所管課

都市計画課

1 設置の目的と役割

建築審査会は、建築基準法第78条1項の規定に基づき、建築主事を置く市町村及び都道府県に設置される地方自治法138条の4第3項に該当する付属機関の一つです。

建築基準法に定める特定行政庁（区長）の許可等に対する同意及び審査請求に対する採決並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務を行います。

2 建築審査会の構成

建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野からの5名の委員で構成されています。

また、審査会において専門の事項を調査するために専門調査員を1名委嘱しています。

（任期はいずれも2年）

3 建築審査会の主な仕事

(1) 特定行政庁（区長）が行う建築基準法（以下「法」。）等に基づく指定、許可等に対する同意。主なものは次のとおりです。

- ① 敷地の接道義務の許可（法第43条）
- ② 道路内の建築制限の許可（法第44条）
- ③ 用途地域内における建築物の用途制限の許可（法第48条）
- ④ 容積率制限の許可（法第52条）
- ⑤ 日影による中高層の建築物高さの制限の許可（法第56条の2）
- ⑥ 総合設計に係る建築物の建築制限緩和の許可（法第59条の2）
- ⑦ マンション建替え円滑化法第105条に基づく容積率制限の許可

(2) 特定行政庁（区長）、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する審理、裁決（法第94条）

(3) 特定行政庁（区長）の諮問に応じた建築基準法の施行に関する重要事項の調査、審議（法第78条第1項）

(4) 建築基準法の施行に関する事項について関係行政機関に対する建議（法第78条第2項）

(5) 区長が行う都市計画法の高度地区制限の特例許可に関する意見聴取に対する回答

○ 開催実績

年度		30	元	2	
同意案件	件数	21	13	25	
	内訳 (件数) ※1	44条(20) 56条の2(1)	43条(1) 44条(11) その他(1)	3条(3) 43条(2) 44条(18) 56条の2(1) その他(1)	
審査請求	請求件数 ※2	0	1	0	
	裁決件数 ※2	認容	—	—	—
		棄却	—	—	—
		却下	—	1	—
	取下げ件数	—	—	—	
審理中件数	—	—	—		
審査会開催回数		6	6	7	
口頭審査開催回数 ※3		0	0	0	

※1 内訳についてはのべ件数

※2 ・請求件数及び裁決件数は、併合審理をしたものについても個別に計上した件数

・一部却下一部認容または一部棄却一部認容については認容、一部却下一部棄却については棄却に計上

※3 口頭審査開催回数は審査会開催回数の内数

11-3 建築紛争調停委員会

所管課

建築課

1 設置の目的と役割

区は、「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和54年4月1日施行）第12条に基づき、建築紛争調停委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

2 審議事項

委員会は、調停を行う区長の求めに応じて必要な調査・審議を行い、意見を述べるとともに、区長の諮問に基づき、建築紛争の予防と調整に関する重要事項の調査・審議を行います。

3 委員の構成

現在、委員会は、法律、建築又は社会学等の分野について、知識及び経験を有する者から区長が委嘱する3名の委員で構成され、任期は2年です。

4 開催実績

○ 建築紛争調停委員会の開催回数

年度	30	元	2
回数	5	5	5

11-4 地区まちづくりルール認定審査会

所管課

都市計画課

1 設置の目的と役割

区は、地域の皆さんがまちへの想いを話し合い、地域の課題や、まちの将来像を共有することで、力を合わせてまちづくりを推進する活動を、「港区まちづくり条例」に基づき支援しています。（詳しくは「3-9地区まちづくりに係る支援制度」をご覧ください。）

区に登録したまちづくり組織は、「地区まちづくりビジョン」に登録し、地域のまちづくりの取決めである「地区まちづくりルール」の策定に向けて取り組みます。

区は、上記ルールの認定申請を受けて、そのルールが要件に適合していると認めるときに、「港区地区まちづくりルール認定審査会」を開催し、その意見を聴いたうえで、ルールの認定を行います。

2 審議事項

「港区地区まちづくりルール認定審査会」は、地区まちづくりルールの認定に係る必要な調査審議を行います。

3 委員の構成

「港区地区まちづくりルール認定審査会」は、まちづくりに関する学識経験を有する者6人以内の委員から構成され、委員の任期は2年です。

4 開催実績

○ 地区まちづくりルール認定審査会の開催回数

年度	30	元	2
回数	1	1	0

11-5 景 観 審 議 会

所 管 課

都 市 計 画 課

1 設置の目的と役割

港区景観審議会は、港区景観条例で規定された審議会で、同条例の施行を受け、平成 21 年 7 月に設置された審議会です。

景観審議会は、景観計画の策定および変更に関わる審議、届出制度（一定規模以上の建築物の建築等について届出を義務付け、景観計画に定める景観形成基準への適合を求める制度）の運用に関わる意見など、港区の良好な景観の形成に関する事項について広く審議する諮問機関です。

2 審議事項

港区景観審議会は、次に掲げる事項について審議します。

- ①景観に関する、関係地方公共団体との協議に対する意見
- ②景観計画の策定および変更に関わる審議
- ③届出制度における、景観法に基づく勧告・命令等に対する意見
- ④景観重要建造物・樹木の指定に対する意見
- ⑤その他、港区の景観形成に関して必要な事項

3 委員の構成

港区景観審議会は、学識経験者 8 人以内、区民 3 人以内の計 11 人以内の委員から構成され（令和 3 年 4 月 1 日現在 10 人）、委員の任期は 2 年です。

4 開催実績

○ 港区景観審議会の開催回数

年度	30	元	2
回数	2	2	1

關係資料

1 関係機関一覧

(令和3年4月1日現在)

名称	設置年月日	所管課	所掌事務
港区低炭素まちづくり計画推進協議会	平成26年11月1日	都市計画課	港区の低炭素まちづくりに資する計画等の策定及びCO ₂ の削減目標達成に向けた計上事業の進捗管理を行う。
港区道路工事調整協議会	昭和59年4月16日	土木管理課	港区の管理する道路の構造の保全及び円滑な交通の確保並びに事故の防止を期するため、道路工事及び道路の掘り返しを伴う占用工事等の計画的かつ合理的な調整を図る。
港区景観アドバイザー	平成21年6月1日	開発指導課	区条例で定める事前協議について、区長に対し景観形成に関する助言を行う。
港区市街地再開発事業事後評価委員会	平成29年4月1日	再開発担当	港区市街地再開発事業に係る事後評価の実施に必要な意見及び助言、事後評価の方法等の改善等に関する助言を行う。
港湾問題都区連絡協議会	昭和47年7月11日	土木課	東京都港湾審議会の付議事案や港湾問題に関する区提出事案について連絡・協議する。
港区地域交通検討会	平成14年6月1日	地域交通課	港区の地域特性にあった地域交通サービスについて検討を行う。
港区地域公共交通会議	平成20年9月1日	地域交通課	地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
港区における地域交通ネットワークのあり方検討会	令和3年4月1日	地域交通課	新しい生活様式への対応、新たなモビリティ技術の導入、港区総合交通戦略のさらなる推進を目的に、港区における地域交通ネットワークのあり方を検討する。
港区交通安全連絡協議会	昭和39年5月29日	地域交通課	交通関係行政機関及び団体が相互の協力体制により、交通事故のない安全な住みよい港区のための効果的な全区民運動を推進する。

2 主な刊行物、報告書一覧

(令和3年4月1日現在)

資料名	所管課	発行年月
マイタウンストーリー	都市計画課	平成23年1月
港区緑と水の総合計画	都市計画課	令和3年2月
港区土地利用現況図（階数別・用途別・構造別）	都市計画課	平成28年10月
新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン	都市計画課	令和元年7月
六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成24年12月
田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成25年2月
港区防災街づくり整備指針（本編、概要版）	都市計画課	平成25年3月
港区津波・液状化シミュレーション結果	都市計画課	平成25年3月
港区の土地利用	都市計画課	平成30年3月
大震災からのまちの復興	都市計画課	平成26年3月
港区低炭素まちづくり計画（本編、概要版）	都市計画課	平成27年10月
青山通り周辺地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成27年11月
港区景観計画	都市計画課	平成27年12月
「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり	都市計画課	平成28年8月
港区 みどりの街づくり賞 景観街づくり賞 区民景観セレクション（令和2（2020）年度 受賞施設等）	都市計画課	令和2年12月
港区まちづくりマスタープラン （港区の都市計画に関する基本的な方針）（本編、概要版）	都市計画課	平成29年3月
港区都市計画概要	都市計画課	令和3年4月
三田・高輪地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成30年5月

資料名	所管課	発行年月
港区分譲マンション実態調査報告書（本編、概要版）	住 宅 課	平成28年11月
港区住宅基本計画[第4次]（本編、概要版）	住 宅 課	平成31年3月
港区耐震改修促進計画	建 築 課	平成29年4月
港区液状化マップ	建 築 課	令和2年5月
港区揺れやすさマップ	建 築 課	令和2年5月
港区の景観協議の手引～建築物・工作物・その他編～	開発指導課	令和3年4月
港区の景観協議の手引～屋外広告物編～	開発指導課	令和3年4月
港区屋外広告物景観形成ガイドライン	開発指導課	平成29年12月
港区の公園	土 木 課	平成30年4月
港区自転車利用環境整備方針	土 木 課	平成25年3月
港区浸水ハザードマップ	土 木 課	令和元年9月
港区電線類地中化整備基本方針	土 木 課	平成26年3月
港区にぎわい公園づくり基本方針	土 木 課	平成28年3月
港区自動二輪車対策の基本方針	地域交通課	平成20年3月
港区自転車等総合基本計画	地域交通課	平成20年3月
港区地域交通サービス取組方針	地域交通課	平成20年10月
港区地域交通サービス実施計画	地域交通課	平成21年3月
港区交通安全計画<第10次>（平成28年度～32年度）	地域交通課	平成29年2月

資料名	所管課	発行年月
港区バリアフリー基本構想	地域交通課	令和3年3月
港区総合交通戦略	地域交通課	平成29年9月
港区交通安全概要 令和2年版	地域交通課	令和3年3月

3 彫刻設置一覧（彫刻のある街づくり事業）

（令和3年4月1日現在）

作品	作者	設置場所	設置年度
笛吹き少年	舟越保武	有栖川宮記念公園 （南麻布五丁目7番29号）	平成3年度
リバーサイドトリオ	黒川晃彦	新芝運河沿緑地 （芝浦一丁目16番先）	平成3年度
ネレイス	エミリオ・グレコ	檜町公園 （赤坂九丁目7番9号）	平成4年度
渚	淀井敏夫	高輪公園 （高輪三丁目18番18号）	平成4年度
碧翔	一色邦彦	網代公園 （麻布十番二丁目15番1号）	平成5年度
my sky hole 93-3 手まり坂	井上武吉	手まり坂緑地 （虎ノ門三丁目23番先）	平成5年度
連山夢想	眞板雅文	御成門緑地 （西新橋三丁目24番8号先）	平成6年度
Tap（タップ）	伊藤誠	高浜運河沿緑地 （港南四丁目5番先）	平成6年度
ひねり、うつり、ながれ ／樹に染まり96	津久井利彰	乃木公園 （赤坂八丁目11番32号）	平成7年度
風水の刻	小田襄	狸穴公園 （麻布狸穴町63番地）	平成8年度

4 街路灯一覧

（令和3年4月1日現在）（単位 基）

区分	水銀灯	蛍光灯	ナトリウム灯	ガス灯	メタル ハライド灯	LED灯	その他	合計
共架	48	40	71	0	484	4,301	14	4,958
独立柱	140	70	79	7	1,752	2,547	98	4,693
計	188	110	150	7	2,236	6,848	112	9,651

5 年度別コミュニティ道路整備一覧

(令和3年4月1日現在)

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
1	赤坂四丁目1番先～赤坂三丁目13番先 (赤坂一ツ木通り)	昭和 57	510	蛇行 5,640
2	芝公園一丁目7番先～芝大門二丁目四番先 (大門通り・一期)	57	180	4,860
3	芝大門一丁目8番先～16番先 (芝大神宮通り)	57	120	1,320
4	芝公園一丁目4番先～芝公園二丁目3番先 (大門通り・二期)	58	190	2,964
5	海岸一丁目8番先～7番先 (竹芝通り)	58・59	140	3,010
6	浜松町一丁目27番先～浜松町二丁目4番先 (浜松町駅前通り)	59	210	5,670
7	白金三丁目1番先～白金一丁目1番先 (四之橋袂)	59	22	590
8	芝三丁目21番先～23番先	59	159	1,728
9	海岸一丁目2番先～4番先 (竹芝通り)	60	170	4,590
10	南麻布五丁目7番先～6番先 (有栖川宮記念公園脇)	60	300	蛇行 2,610
11	麻布十番一丁目3番先～麻布十番二丁目3番先 (麻布十番商店街) (パティオ十番)	60	74	導流 方式 1,850
12	芝二丁目26番先～29番先 (芝商店街・一期)	60	169	車道 カラー 768
13	芝公園一丁目4番先～8番先 (庁舎周辺)	61	327	4,634
14	海岸一丁目2番先～3番先 (浜松町架道橋下)	61	104	1,055
15	芝二丁目4番先～16番先 (芝商店街・二期)	62	218	蛇行 2,288
16	芝浦三丁目2番先～12番先 (芝浦商店街・一期)	61・62	192	3,453
17	新橋二丁目5番先～15番先 (新橋赤レンガ通り)	62	176	2,968
18	三田三丁目1番先～4番先 (地蔵通り)	62	327	2,608

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
19	白金一丁目6番先～白金三丁目23番先 (四の橋商店街)	62	337	1,965
20	新橋三丁目6番先～新橋四丁目28番先 (新橋赤レンガ通り・二期)	63	273	3,931
21	芝大門一丁目2番先～16番先 (芝神明前通り商店街)	63	336	車道 カラー 2,050
22	高輪三丁目19番先～22番先 (東禅寺前)	63	204	蛇行 2,919
23	新橋五丁目5番先～33番先 (新橋赤レンガ通り・三期)	平成 元	200	3,360
24	東麻布一丁目7番先～東麻布二丁目29番先 (東麻布商店街)	元	336	3,365
25	港南四丁目5番先 (都営港南4丁目アパート前・一期)	元	366	3,385
26	新橋六丁目3番先～19番先 (新橋赤レンガ通り・四期)	2	230	3,990
27	港南四丁目5番先 (都営港南四丁目アパート前・二期)	2	180	1,802
28	芝浦一丁目16番先～17番先 (竹芝橋～鹿島橋間)	2	278	5,400
29	新橋二丁目17番先～新橋三丁目25番先 (新橋駅ガード下)	3	74	875
30	芝公園一丁目2番先～芝大門一丁目1番先 (愛宕警察～将監橋間・一期)	3	152	2,288
31	芝浦三丁目6番先～13番先 (百代橋～芝浦工大間)	3	241	2,542
32	南青山二丁目32番先～33番先 (墓地通り・一期)	3	417	2,170
33	新橋二丁目12番先～新橋三丁目6番先 (烏森通り・一期)	4	127	2,032
34	芝大門一丁目10番先～芝公園一丁目7番先 (愛宕警察～将監橋間・二期)	4	254	3,775
35	麻布十番二丁目1番先～20番先 (麻布十番商店街)	4	192	1,790
36	南青山二丁目34番先～35番先 (墓地通り・二期)	4	306	1,813

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
37	芝浦二丁目15番先～17番先 (竹芝橋～霞橋間)	4	173	2,057
38	新橋二丁目15番先～新橋三丁目12番先 (烏森通り・二期)	5	124	2,098
39	芝大門二丁目1番先～芝公園二丁目4番先 (愛宕警察～将監橋間・三期)	5	221	2,831
40	麻布十番二丁目3番先～8番先他1路線 (麻布十番商店街)	5	170	2,177
41	芝公園三丁目6番先～虎ノ門三丁目23番先 (手まり坂)	5	172	2,975
42	新橋二丁目16番先～新橋三丁目21番先 (烏森通り・三期)	6	140	2,833
43	六本木六丁目17番先～元麻布三丁目1番先 (麻布十番商店街)	6	224	2,836
44	南麻布一丁目5番先～6番先	6	240	2,488
45	芝大門二丁目1番先～芝公園二丁目11番先 (愛宕警察～将監橋間・四期)	6	143	2,485
46	新橋二丁目7番先～15番先 (柳通り)	6	173	3,001
47	港南一丁目3番先～港南三丁目5番先	6	165	1,420
48	新橋二丁目8番先～9番先 (仲通り)	7	88	729
49	新橋二丁目16番先 (ニュー新橋ビル前)	7	126	634
50	麻布十番一丁目5番先～麻布十番二丁目4番先 (麻布十番商店街)	7	175	2,315
51	麻布十番二丁目13番先～15番先 (網代通り)	7	93	725
52	麻布十番二丁目8番先～麻布十番二丁目1番先 (麻布十番商店街)	8	179	1,938
53	麻布十番一丁目5番先～麻布十番二丁目5番先 (暗闇坂下)	8	50	424
54	赤坂二丁目13番先～14番先 (みすじ通り)	8	130	1,288

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
55	赤坂三丁目1番先～10番先 (田町通り)	8	161	1,440
56	赤坂三丁目10番先～7番先 (田町通り・二期)	9	178	1,716
57	赤坂三丁目11番先～13番先 (みすじ通り・二期)	9	177	2,046
58	麻布十番一丁目7番先～9番先 (雑式通り)	9	54	542
59	麻布十番二丁目1番先	9	22	交差点 改良 514
60	赤坂三丁目11番先～6番先 (田町通り・三期)	10	207	2,135
61	赤坂三丁目10番先～16番先 (みすじ通り・三期)	10	207	1,895
62	赤坂二丁目6番先～13番先 (田町通り・四期)	11	144	1,216
63	赤坂三丁目9番先～21番先 (みすじ通り・四期)	11	181	1,118
64	新橋三丁目15番先～16番先 (柳通り)	12	115	1,074

6 区立公園一覽

(令和3年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	
1	本芝公園	芝四丁目15番1号	4,297.85	昭和45年4月1日	街区
2	浜崎公園	海岸一丁目5番37号	633.41	昭和59年4月1日	街区
3	イタリア公園	東新橋一丁目10番20号	3,659.72	平成15年11月1日	街区
4	汐留西公園	東新橋二丁目17番1号	980.45	平成15年11月1日	街区
5	桜田公園	新橋三丁目16番15号	2,671.07	昭和25年10月1日	街区
6	塩釜公園	新橋五丁目19番7号	841.97	昭和47年2月4日	街区
7	南桜公園	西新橋二丁目10番13号	5,218.86	昭和25年10月1日	街区
8	芝給水所公園	芝公園三丁目6番7号	11,062.35	平成14年4月1日	※
9	芝公園	芝公園四丁目8番4号	13,522.06	平成14年10月11日	総合
10	西桜公園	虎ノ門一丁目17番4号	1,150.01	令和2年2月12日	街区
11	江戸見坂公園	虎ノ門二丁目10番2号	2,500.02	令和元年8月27日	街区
12	狸穴公園	麻布狸穴町63番地	1,771.90	昭和28年7月9日	街区
13	本村公園	南麻布三丁目4番9号	493.39	昭和38年7月8日	街区
14	有栖川宮記念公園	南麻布五丁目7番29号	67,131.11	昭和50年4月1日	風致
15	筈公園	西麻布三丁目12番1号	2,441.38	昭和45年4月1日	街区
16	三河台公園	六本木四丁目2番27号	2,588.42	昭和25年10月1日	街区
17	さくら坂公園	六本木六丁目16番46号	1,539.65	平成15年4月1日	街区
18	六本木西公園	六本木七丁目17番8号	2,186.90	昭和56年4月1日	街区
19	網代公園	麻布十番二丁目15番1号	1,358.67	昭和25年11月15日	街区
20	新広尾公園	麻布十番四丁目5番1号	2,059.12	昭和35年12月1日	街区
21	飯倉公園	東麻布一丁目21番8号	2,192.38	昭和28年4月1日	街区
22	一の橋公園	東麻布三丁目9番1号	4,828.00	昭和28年4月1日	街区
23	円通寺坂公園	赤坂五丁目2番47号	1,714.72	平成20年4月1日	街区
24	一ツ木公園	赤坂五丁目5番26号	4,654.01	昭和40年4月1日	街区
25	氷川公園	赤坂六丁目5番4号	3,070.84	昭和25年10月1日	街区
26	高橋是清翁記念公園	赤坂七丁目3番39号	5,320.62	昭和50年4月1日	街区
27	乃木公園	赤坂八丁目11番32号	3,293.05	昭和25年10月1日	街区
28	檜町公園	赤坂九丁目7番9号	16,369.88	昭和40年4月1日	近隣
29	青葉公園	南青山一丁目4番4号	1,002.81	昭和30年11月1日	総合
30	青山公園	南青山二丁目21番12号	9,752.74	昭和35年12月1日	総合
31	亀塚公園	三田四丁目16番20号	9,183.38	昭和27年12月26日	近隣
32	三田台公園	三田四丁目17番28号	5,698.66	昭和53年5月1日	近隣
33	高松くすのき公園	高輪一丁目5番44号	3,639.04	平成25年4月1日	街区

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	
34	高輪森の公園	高輪三丁目13番21号	4,917.29	平成18年10月10日	街区
35	高輪公園	高輪三丁目18番18号	5,958.11	昭和48年4月1日	街区
36	白金公園	白金三丁目1番16号	1,483.97	昭和44年10月21日	街区
37	新浜公園	芝浦一丁目1番10号	480.02	昭和59年4月1日	街区
38	芝浦公園	芝浦一丁目16番25号	6,800.05	昭和52年4月1日	街区
39	プラタナス公園	芝浦四丁目20番56号	2,500.00	平成19年3月30日	街区
40	埠頭公園	海岸三丁目14番34号	8,935.27	昭和39年8月3日	街区
41	芝浦中央公園	港南一丁目2番28号	42,786.41	昭和55年4月1日	※
42	こうなん星の公園	港南一丁目9番24号	2,150.38	平成14年4月1日	街区
43	東八ツ山公園	港南二丁目8番8号	1,837.27	昭和41年12月10日	街区
44	汐の公園	港南二丁目16番10号	1,500.93	平成15年4月1日	街区
45	杜の公園	港南二丁目16番30号	1,875.16	平成15年4月1日	街区
46	港南和楽公園	港南四丁目2番18号	3,800.82	平成18年9月1日	街区
47	港南公園	港南四丁目5番1号	6,077.29	昭和52年8月1日	街区
48	港南緑水公園	港南四丁目7番47号	20,206.35	平成18年6月28日	近隣
49	お台場レインボー公園	台場一丁目3番1号	11,000.00	平成8年9月1日	近隣
	計	49か所	321,137.76		

※芝給水所公園、芝浦中央公園は港区立上下水道施設上部利用公園条例に基づき設置している公園です。

7 児童遊園一覧

(令和3年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉橋児童遊園	芝一丁目1番26号	384.56	昭和25年11月15日
2	芝園児童遊園	芝二丁目7番12号	103.59	昭和61年6月18日
3	芝新堀町児童遊園	芝二丁目12番3号	351.64	昭和54年11月14日
4	松本町児童遊園	芝三丁目12番19号	247.23	昭和27年12月26日
5	芝五丁目児童遊園	芝五丁目18番4号	1,208.80	昭和51年2月20日
6	三田小山町児童遊園	三田一丁目5番16号	188.21	昭和26年7月10日
7	三田二丁目児童遊園	三田二丁目10番7号	503.78	昭和44年10月21日
8	三田綱町児童遊園	三田二丁目19番11号	457.88	平成11年12月16日
9	浜松町四丁目児童遊園	浜松町二丁目13番3号	428.86	昭和44年12月8日
10	芝大門二丁目児童遊園	芝大門二丁目13番9号	362.00	昭和47年4月1日
11	虎ノ門三丁目児童遊園	虎ノ門三丁目8番11号	120.00	昭和52年10月4日
12	西久保巴町児童遊園	虎ノ門三丁目18番18号	179.38	昭和46年10月5日
13	南麻布一丁目児童遊園	南麻布一丁目7番29号	450.55	昭和47年5月23日
14	南麻布新堀児童遊園	南麻布二丁目2番8号	533.73	平成25年6月1日
15	南麻布二丁目児童遊園	南麻布二丁目3番14号	465.61	昭和46年4月14日
16	絶江児童遊園	南麻布二丁目9番22号	180.87	昭和25年11月15日
17	古川橋児童遊園	南麻布二丁目15番11号	372.89	昭和44年10月21日
18	広尾児童遊園	南麻布五丁目16番15号	172.93	昭和25年11月15日
19	宮村児童遊園	元麻布二丁目6番2号	1,111.81	昭和26年7月10日
20	筭児童遊園	西麻布二丁目1番2号	848.97	昭和26年7月10日
21	西麻布二丁目児童遊園	西麻布二丁目18番9号	914.61	昭和56年4月1日
22	六本木坂下児童遊園	六本木一丁目4番1号	553.08	昭和48年12月11日
23	六本木坂上児童遊園	六本木一丁目4番11号	661.34	昭和48年12月11日
24	六本木三丁目児童遊園	六本木三丁目15番25号	288.18	昭和43年2月21日
25	飯倉雁木坂児童遊園	麻布台一丁目9番14号	172.36	昭和48年4月1日
26	東麻布児童遊園	東麻布一丁目2番1号	882.23	昭和53年4月1日
27	中ノ橋児童遊園	東麻布一丁目30番1号	376.12	昭和43年8月7日
28	一ツ木児童遊園	赤坂五丁目1番24号	197.48	昭和40年7月12日
29	桑田記念児童遊園	赤坂九丁目3番21号	1,536.61	昭和25年11月15日
30	南一児童遊園	南青山一丁目18番1号	467.30	昭和30年7月1日
31	南青山三丁目児童遊園	南青山三丁目7番29号	257.19	昭和47年1月10日
32	南青山四丁目児童遊園	南青山四丁目9番7号	354.80	昭和44年4月10日
33	南青山六丁目児童遊園	南青山六丁目13番24号	739.45	昭和55年10月1日

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
34	北青山一丁目児童遊園	北青山一丁目6番6号	2,458.97	平成12年7月19日
35	北青山三丁目児童遊園	北青山三丁目3番24号	406.46	昭和47年7月25日
36	青山北町児童遊園	北青山三丁目4番2号	1,341.03	令和2年4月28日
37	豊岡町児童遊園	三田五丁目11番6号	190.91	昭和29年3月1日
38	三田松坂児童遊園	三田五丁目16番8号	772.70	昭和26年7月10日
39	松ヶ丘児童遊園	高輪一丁目11番1号	82.80	昭和43年11月20日
40	高松児童遊園	高輪一丁目15番22号	544.85	平成9年4月1日
41	二本榎児童遊園	高輪一丁目25番11号	379.47	平成10年10月9日
42	泉岳寺前児童遊園	高輪二丁目15番37号	1,892.39	昭和51年4月1日
43	高輪南町児童遊園	高輪四丁目24番36号	617.90	昭和61年4月1日
44	白金志田町児童遊園	白金一丁目12番16号	1,258.86	昭和28年7月9日
45	白高児童遊園	白金一丁目17番4号	1,070.06	平成17年12月15日
46	白金一丁目児童遊園	白金一丁目25番3号	1,137.58	昭和51年4月1日
47	四の橋通児童遊園	白金三丁目22番7号	497.31	昭和46年8月23日
48	三光児童遊園	白金五丁目12番5号	1,641.13	昭和43年11月20日
49	雷神山児童遊園	白金六丁目5番10号	990.25	昭和25年11月15日
50	奥三光児童遊園	白金六丁目22番14号	212.84	昭和43年11月20日
51	白金児童遊園	白金台二丁目24番3号	1,746.72	昭和26年7月10日
52	白金台四丁目児童遊園	白金台四丁目4番14号	432.35	昭和63年4月1日
53	白台児童遊園	白金台四丁目7番6号	592.10	昭和41年10月20日
54	白金台どんぐり児童遊園	白金台五丁目19番1号	6,103.48	平成18年4月1日
55	南浜町児童遊園	芝浦一丁目12番12号	232.64	昭和63年4月1日
56	船路橋児童遊園	芝浦二丁目11番10号	858.05	昭和33年12月25日
57	末広橋児童遊園	海岸二丁目1番27号	112.80	昭和40年12月25日
	計	57か所	41,647.69	

8 緑地一覽

(令和3年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉濱町緑地	芝一丁目12番15号	100.11	平成2年3月16日
2	芝二丁目緑地	芝二丁目19番4号	46.28	平成13年10月23日
3	芝三丁目緑地	芝三丁目32番7号	96.10	平成10年12月24日
4	御成門緑地	西新橋三丁目24番8号先	232.92	昭和63年4月2日
5	手まり坂緑地	虎ノ門三丁目23番先	447.43	平成6年4月1日
6	江戸見坂緑地	虎ノ門四丁目1番36号	170.46	平成19年3月30日
7	虎ノ門五丁目緑地	虎ノ門五丁目11番11号	95.69	平成17年2月16日
8	浜松町一丁目緑地	浜松町一丁目3番3号	300.00	令和2年7月1日
9	薬園坂緑地	南麻布三丁目11番29号	105.04	平成3年8月26日
10	古川沿緑地	南麻布三丁目19・20番先	1,286.56	昭和63年4月2日
11	元麻布三丁目緑地	元麻布三丁目6番19号	197.21	平成13年5月7日
12	西麻布一丁目緑地	西麻布一丁目2番24号	150.00	平成25年10月21日
13	牛坂緑地	西麻布四丁目12番12号	101.79	平成元年2月14日
14	西麻布四丁目緑地	西麻布四丁目13番15号	259.31	平成12年5月12日
15	六本木緑地	六本木六丁目4番20号	2,868.42	平成15年4月28日
16	六本木六丁目緑地	六本木六丁目11番17号先	213.91	平成8年4月1日
17	赤坂榎坂町緑地	赤坂一丁目11番37号	150.75	平成元年2月14日
18	南青山二丁目緑地	南青山二丁目1番7号	150.02	平成24年12月27日
19	南青山二丁目第二緑地	南青山二丁目3番9号	150.00	平成30年1月17日
20	南青山三丁目緑地	南青山三丁目1番11号	156.92	平成元年12月20日
21	南青山四丁目緑地	南青山四丁目2番21号	150.31	平成24年4月2日
22	南青山七丁目緑地	南青山七丁目1番17号	223.65	平成18年3月13日
23	魚籃坂下緑地	高輪一丁目1番3号先	352.92	昭和63年4月2日
24	高輪一丁目緑地	高輪一丁目27番27号	339.31	平成18年3月31日
25	伊皿子坂緑地	高輪二丁目1番16号	151.86	平成20年6月30日
26	白金二丁目緑地	白金二丁目5番57号	150.00	平成12年4月28日
27	白金二丁目第二緑地	白金二丁目5番26号	230.16	平成28年12月20日
28	明治坂緑地	白金六丁目16番9号	156.00	平成20年4月30日
29	白金六丁目緑地	白金六丁目16番36号	213.07	平成27年7月21日
30	芝浦四丁目緑地	芝浦四丁目8番5号	295.80	平成15年9月1日
31	トリニティ芝浦緑地	芝浦四丁目13番2号	1,651.77	平成元年8月1日
32	芝浦運河沿緑地	芝浦一丁目5番36号	11,280.56	平成3年2月4日
33	新芝北運河沿緑地	芝浦三丁目8番先	1,203.00	平成20年12月10日

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
34	新芝運河沿緑地	芝浦四丁目5・6番先	15,809.98	平成元年4月17日
35	新芝南運河沿緑地	芝浦四丁目11番先	900.34	平成7年4月1日
36	芝浦西運河沿緑地	芝浦四丁目18番先	8,699.64	平成5年7月23日
37	高浜西運河沿緑地	芝浦四丁目19番先	574.68	平成19年3月24日
38	高浜運河沿緑地	港南四丁目5番先	27,480.90	平成元年4月17日
39	京浜運河沿緑地	港南四丁目6番先	951.72	平成21年3月6日
40	港南四丁目緑地	港南四丁目6番45号	778.46	平成18年2月6日
	計	40か所	78,873.05	

9 遊び場（遊休地の一時開放）

（令和3年4月1日現在）

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	久国神社境内遊び場	六本木二丁目1番	341	昭和42年2月1日
2	永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98	昭和51年4月1日
3	氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284	昭和44年4月1日
4	承教寺前遊び場	高輪二丁目4番先	40	昭和46年8月19日
5	高輪台遊び場	高輪三丁目9番	527	昭和50年4月1日
6	白金台緑の遊び場	白金台三丁目7番	878	昭和50年1月31日
7	白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416	昭和45年9月20日
8	日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236	昭和48年1月5日
9	夕凧橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,361	昭和46年3月31日
10	港南三丁目遊び場	港南三丁目2番	3,002	昭和50年9月6日
	計	10か所	8,183	

10 公衆便所一覽

(令和3年4月1日現在)

	施設名	所在地	開設年月日
1	新橋二丁目公衆便所	新橋二丁目20番4号	昭和44年1月31日
2	新橋三丁目公衆便所	新橋三丁目25番16号	昭和39年10月9日
3	天徳寺脇公衆便所	虎ノ門三丁目13番3号	昭和4年12月21日
4	正則学院前公衆便所	虎ノ門三丁目22番1号先	大正10年10月16日
5	大門際公衆便所	芝公園一丁目7番11号先	昭和7年3月7日
6	金杉橋際公衆便所	芝一丁目1番26号	昭和4年12月4日
7	芝園橋際公衆便所	芝三丁目4番9号	大正15年7月27日
8	芝四丁目公衆便所	芝四丁目1番18号	昭和3年2月16日
9	三田図書館脇公衆便所	芝五丁目28番4号	昭和8年11月22日
10	中ノ橋際公衆便所	東麻布一丁目30番1号	大正14年10月18日
11	一ノ橋際公衆便所	東麻布三丁目9番12号	大正15年9月2日
12	二ノ橋際公衆便所	麻布十番四丁目6番5号先	昭和44年4月1日
13	古川橋際公衆便所	南麻布二丁目15番11号	昭和47年4月10日
14	仙台坂上公衆便所	南麻布三丁目3番41号先	昭和4年4月13日
15	南麻布三丁目公衆便所	南麻布三丁目22番5号	昭和47年4月10日
16	十番通宮村町公衆便所	元麻布三丁目11番1号	昭和26年11月26日
17	西麻布二丁目公衆便所	西麻布二丁目1番2号	昭和53年4月1日
18	今井町公衆便所	六本木二丁目1番32号先	大正14年4月1日
19	六本木三丁目公衆便所	六本木三丁目15番25号	昭和47年4月10日
20	芋洗坂上公衆便所	六本木五丁目8番1号	大正15年8月28日
21	永坂上公衆便所	六本木五丁目18番6号	明治39年4月1日
22	権田原公衆便所	元赤坂二丁目2番29号先	昭和13年4月16日
23	氷川神社前公衆便所	赤坂六丁目10番18号	明治41年4月1日
24	ラグビー場前公衆便所	北青山二丁目8番39号	昭和11年11月9日
25	高輪一丁目公衆便所	高輪一丁目16番25号	昭和41年6月30日
26	老増町公衆便所	白金一丁目28番8号	大正14年3月31日
27	三光坂下公衆便所	白金四丁目3番7号先	大正15年3月30日
28	香取橋際公衆便所	芝浦二丁目17番15号	昭和47年1月4日
29	田町駅東口公衆便所	芝浦三丁目1番39号	昭和57年4月1日
30	新芝橋際公衆便所	芝浦三丁目5番40号先	昭和28年3月31日
31	浦島橋際公衆便所	海岸三丁目2番2号	昭和26年3月1日
32	品川駅港南口公衆便所	港南二丁目14番24号	昭和48年4月1日
	計	32か所	

11 自転車等駐車場一覧

(1) 自転車等駐車場

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
田町駅東口 自転車等駐車場	芝浦三丁目3番先	1,250 自転車 1,200 原動機付自転車 50	平成12年6月1日
品川駅港南口 自転車等駐車場	港南二丁目14番6号	900 自転車 800 原動機付自転車 100	平成13年5月1日
白金高輪駅 自転車駐車場	高輪一丁目3番20号先	自転車 270	平成16年11月1日
浜松町駅北口 自転車等駐車場	海岸一丁目2番34号	250 自転車 200 原動機付自転車 50	平成20年2月1日
こうなん星の公園 自転車駐車場	港南一丁目9番24号	自転車 1,020	平成22年7月1日
三河台公園 自転車駐車場	六本木四丁目2番27号	自転車 204	平成25年6月1日
麻布十番駅 自転車等駐車場	麻布十番一丁目4番14号	114 自転車 84 原動機付自転車 30	平成28年4月1日
広尾駅 自転車駐車場	南麻布五丁目1番25号	自転車 195	平成28年4月1日
桜田公園 自転車駐車場	新橋三丁目16番15号	自転車 408	平成28年4月1日
六本木駅 自転車駐車場	六本木六丁目5番19号	自転車 428	平成29年8月1日
白金台駅 自転車駐車場	白金台四丁目6番2号	自転車 281	平成30年4月1日

(2) 暫定自転車等駐車場

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
青山一丁目駅前 暫定自転車駐車場	南青山一丁目1番先	自転車 140	平成22年3月1日
芝浦心頭駅前 暫定自転車駐車場	海岸三丁目22番先	自転車 104	平成22年4月28日
表参道駅前 暫定自転車駐車場	南青山三丁目13番	自転車 312	平成24年3月1日
六本木 第3暫定自転車駐車場	六本木三丁目14番先	自転車 52	平成24年3月29日
田町駅西口 第1暫定自転車等駐車場	芝五丁目37番先	自転車 138 原動機付自転車 130 8	平成24年5月7日
田町駅西口 第2・第3 暫定自転車駐車場	芝五丁目18番2号	自転車 65	平成24年5月7日
新橋駅 第1暫定自転車駐車場	新橋二丁目17番先	自転車 39	平成26年3月20日
新橋駅 第2暫定自転車駐車場	新橋三丁目25番先	自転車 42	平成26年3月20日
田町駅西口 第4暫定自転車駐車場	芝五丁目33番36号	自転車 51	平成27年2月26日
田町駅西口 第5暫定自転車駐車場	芝五丁目33番36号	自転車 19	平成27年2月26日
田町駅西口 第6暫定自転車駐車場	芝五丁目18番2号	自転車 47	平成28年4月1日
麻布十番 第1暫定自転車駐車場	麻布十番一丁目2番先 ほか	自転車 334	平成25年5月22日
赤坂見附駅前 暫定自転車駐車場	元赤坂一丁目2番先	自転車 68	平成25年7月1日
品川駅高輪口 第1暫定自転車等駐車場	港南二丁目66番14号	自転車 170 原動機付自転車 150 20	平成26年4月1日
品川駅高輪口 第2暫定自転車等駐車場	高輪三丁目13番先	自転車 146 原動機付自転車 132 14	平成26年4月1日
芝公園駅 暫定自転車駐車場	芝公園2丁目12番	自転車 70	令和2年6月1日
お台場海浜公園駅 暫定自転車等駐車場	台場二丁目25番先	自転車 266 原動機付自転車 246 20	令和2年6月1日
高輪ゲートウェイ駅 第1暫定自転車駐車場	高輪二丁目21番地内	自転車 38	令和3年3月17日
高輪ゲートウェイ駅 第2暫定自転車駐車場	高輪二丁目21番地内	自転車 30	令和3年4月1日

(3) 暫定自転車等置場

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
乃木坂駅 暫定自転車置場	六本木七丁目1番先	自転車 72 (無料)	平成10年5月20日
松ヶ丘 暫定自転車置場	高輪一丁目4番35号	自転車 60 (無料)	平成19年4月20日
虎ノ門一丁目 暫定自転車置場	虎ノ門一丁目4番6号	自転車 40 (無料)	平成26年5月16日

12 自転車等一時保管所一覧

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	営業曜日	開設年月日
東八ツ山 自転車等一時保管所	港南二丁目10番20号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成12年6月1日
海岸三丁目 自転車等一時保管所	海岸三丁目23番3号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成13年6月21日
白金高輪駅 自転車一時保管所	高輪一丁目3番20号先	毎日 (年末年始を除く)	平成19年4月13日
海岸二丁目 自転車等一時保管所	海岸二丁目4番2号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成24年4月1日
品川駅高輪口 自転車一時保管所	港南二丁目66番14号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成26年4月1日
お台場海浜公園駅 自転車等一時保管所	台場二丁目3番先	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	令和2年9月1日

13 指定管理者制度導入所管施設一覧

(令和3年4月1日現在)

施設名	指定管理者	所在地
シティハイツ高浜 (建替え中)	[指定管理者] (株)東急コミュニティー [指定期間] 平成31年4月1日 ~令和6年3月31日 (5年間)	—
シティハイツ港南		港南三丁目3番17号
シティハイツ竹芝		芝一丁目8番23号
シティハイツ桂坂		高輪二丁目13番8号
シティハイツ神明		浜松町一丁目13番1号
シティハイツ白金		白金三丁目7番9号
シティハイツ六本木		六本木六丁目5番25号
シティハイツーツ木		赤坂五丁目2番50号
シティハイツ芝浦		芝浦三丁目5番34号
シティハイツ第2芝浦		芝浦三丁目5番35号
シティハイツ車町 (建替え中)		—
シティハイツ高輪		高輪一丁目16番25号
シティハイツ赤坂		赤坂四丁目18番13号
品川駅港南口公共駐車場		[指定管理者] タイムズ24(株) タイムズサービス(株)グループ [指定期間] 平成31年4月1日 ~令和6年3月31日 (5年間)
麻布十番公共駐車場	麻布十番一丁目4番10号	
田町駅東口自転車等駐車場	[指定管理者] NCDグループ [指定期間] 平成31年4月1日 ~令和6年3月31日 (5年間)	芝浦三丁目3番先
品川駅港南口自転車等駐車場		港南二丁目14番6号
白金高輪駅自転車駐車場		高輪一丁目3番20号先
浜松町駅北口自転車等駐車場		海岸一丁目2番34号
こうなん星の公園自転車駐車場		港南一丁目9番24号
三河台公園自転車駐車場		六本木四丁目2番27号
麻布十番駅自転車等駐車場		麻布十番一丁目4番14号
広尾駅自転車駐車場		南麻布五丁目1番25号
桜田公園自転車駐車場		新橋三丁目16番15号
六本木駅自転車駐車場		六本木六丁目5番19号
白金台駅自転車駐車場		白金台四丁目6番2号

施設名	指定管理者	所在地	
イタリア公園	[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 令和2年4月1日 ~令和7年3月31日(5年間)	東新橋一丁目10番20号	
芝公園		芝公園四丁目8番4号	
本芝公園		芝四丁目15番1号	
桜田公園		新橋三丁目16番15号	
塩釜公園		新橋五丁目19番7号	
南桜公園		西新橋二丁目10番13号	
江戸見坂公園		虎ノ門二丁目10番2号	
金杉橋児童遊園		芝一丁目1番26号	
芝新堀町児童遊園		芝二丁目12番3号	
松本町児童遊園		芝三丁目12番19号	
芝五丁目児童遊園		芝五丁目18番4号	
三田小山町児童遊園		三田一丁目5番16号	
三田二丁目児童遊園		三田二丁目10番7号	
三田綱町児童遊園		三田二丁目19号11号	
浜松町四丁目児童遊園		浜松町二丁目13番3号	
芝大門二丁目児童遊園		芝大門二丁目13番9号	
虎ノ門三丁目児童遊園		虎ノ門三丁目8番11号	
西久保巴町児童遊園		虎ノ門三丁目18番18号	
狸穴公園		[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 平成29年4月1日 ~令和4年3月31日(5年間)	麻布狸穴町63番地
本村公園			南麻布三丁目4番9号
有栖川宮記念公園	南麻布五丁目7番29号		
筈公園	西麻布三丁目12番1号		
三河台公園	六本木四丁目2番27号		
さくら坂公園	六本木六丁目16番46号		
六本木西公園	六本木七丁目17番8号		
網代公園	麻布十番二丁目15番1号		
新広尾公園	麻布十番四丁目5番1号		
飯倉公園	東麻布一丁目21番8号		
南麻布一丁目児童遊園	南麻布一丁目7番29号		
南麻布新堀児童遊園	南麻布二丁目2番8号		
絶江児童遊園	南麻布二丁目9番22号		

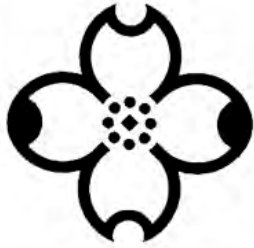
施設名	指定管理者	所在地
古川橋児童遊園	[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 平成29年4月1日 ～令和4年3月31日（5年間）	南麻布二丁目15番11号
広尾児童遊園		南麻布五丁目16番15号
宮村児童遊園		元麻布二丁目6番2号
筭児童遊園		西麻布二丁目1番2号
西麻布二丁目児童遊園		西麻布二丁目18番9号
六本木三丁目児童遊園		六本木三丁目15番25号
飯倉雁木坂児童遊園		麻布台一丁目9番14号
東麻布児童遊園		東麻布一丁目2番1号
中ノ橋児童遊園		東麻布一丁目30番1号
円通寺坂公園	[指定管理者] かたばみ・山本・GSグループ [指定期間] 平成29年4月1日 ～令和4年3月31日（5年間）	赤坂五丁目2番47号
一ツ木公園		赤坂五丁目5番26号
氷川公園		赤坂六丁目5番4号
高橋是清翁記念公園		赤坂七丁目3番39号
乃木公園		赤坂八丁目11番32号
青葉公園		南青山一丁目4番4号
青山公園		南青山二丁目21番12号
一ツ木児童遊園		赤坂五丁目1番24号
南一児童遊園		南青山一丁目18番1号
南青山三丁目児童遊園		南青山三丁目7番29号
南青山四丁目児童遊園		南青山四丁目9番7号
南青山六丁目児童遊園	南青山六丁目13番24号	
北青山一丁目児童遊園	北青山一丁目6番6号	
亀塚公園	[指定管理者] 株式会社グリーバル [指定期間] 令和2年4月1日 ～令和7年3月31日（5年間）	三田四丁目16番20号
三田台公園		三田四丁目17番28号
高松くすのき公園		高輪一丁目5番44号
高輪森の公園		高輪三丁目13番21号
高輪公園		高輪三丁目18番18号
白金公園		白金三丁目1番16号
豊岡町児童遊園		三田五丁目11番6号
三田松坂児童遊園		三田五丁目16番8号
松ヶ丘児童遊園	高輪一丁目11番1号	

施設名	指定管理者	所在地
高松児童遊園	[指定管理者] 株式会社グリーバル [指定期間] 令和2年4月1日 ~令和7年3月31日(5年間)	高輪一丁目15番22号
二本榎児童遊園		高輪一丁目25番11号
泉岳寺前児童遊園		高輪二丁目15番37号
高輪南町児童遊園		高輪四丁目24番36号
白金志田町児童遊園		白金一丁目12番16号
白高児童遊園		白金一丁目17番4号
白金一丁目児童遊園		白金一丁目25番3号
四の橋通児童遊園		白金三丁目22番7号
三光児童遊園		白金五丁目12番5号
雷神山児童遊園		白金六丁目5番10号
奥三光児童遊園		白金六丁目22番14号
白金児童遊園		白金台二丁目24番3号
白金台四丁目児童遊園		白金台四丁目4番14号
白台児童遊園		白金台四丁目7番6号
白金台どんぐり児童遊園		白金台五丁目19番1号
芝浦公園	[指定管理者] アカネ・ハリマ・イビデン グループ [指定期間] 平成29年4月1日 ~令和4年3月31日(5年間)	芝浦一丁目16番25号
プラタナス公園		芝浦四丁目20番56号
埠頭公園		海岸三丁目14番34号
芝浦中央公園		港南一丁目2番28号
東八ツ山公園		港南二丁目8番8号
港南和楽公園		港南四丁目2番18号
港南公園		港南四丁目5番1号
港南緑水公園		港南四丁目7番47号
お台場レインボー公園		台場一丁目3番1号
船路橋児童遊園		芝浦二丁目11番10号
末広橋児童遊園		海岸二丁目1番27号

指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

港区「区の木・区の花」

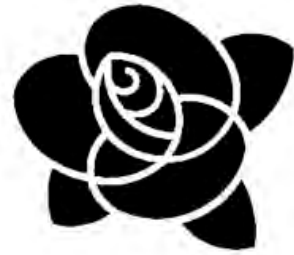
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



港区の街づくり

令和3年度（2021年度）街づくり支援部事業概要

令和3年8月発行

編集・発行 港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園 1-5-25
電話（3578）2111(代表)

発行番号 2021052-5011



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。